

平成15年 (2003年)

久米島町議会議録

第5回定例会 (9月18日～29日)

12日間

久米島町議会

目 次

平成15年第5回久米島町議会定例会会議録

(1日目)

第1号(9月18日)

平成15年第5回久米島町議会定例会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	4
一般質問通告一覧表	5
開会	7
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	7
日程第2 会期の決定(会規則5)	7
日程第3 議長諸般の報告	7
日程第4 一般質問	7
田里市郎さん	8
上里総功さん	9
山里昌伸さん	11
仲村昌慧さん	14
山川正員さん	16
崎村稔さん	19
平田勉さん	21
山城和満さん	32
翁長英夫さん	39
宮田勇さん	41
上江洲盛元さん	45
仲地宗市さん	55
散会	57

平成15年第5回久米島町議会定例会会議録

(2日目)

第2号(9月19日)

出席議員	59
議事日程第2号	61
開会	62
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	62
日程第2 一般質問	62

喜久里猛さん	62
島袋完英さん	68
仲原健さん	76
延会	79

平成15年第5回久米島町議会定例会会議録

(3日目)

第3号(9月22日)

出席議員	81
議事日程第3号	83
開会	84
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	84
日程第2 議案第42号 平成15年度久米島町一般会計補正予算(第2号)	84
延会	103

平成15年第5回久米島町議会定例会会議録

(4日目)

第4号(9月24日)

出席議員	105
議事日程第4号	107
開会	108
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	108
日程第2 議案第43号 平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	108
日程第3 議案第44号 平成15年度久米島町老人保健特別会計補正予算(第1号)について	109
日程第4 議案第45号 平成15年度久米島町下水道特別会計補正予算(第1号)について	110
日程第5 議案第46号 平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	111
日程第6 議案第47号 久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	112
日程第7 議案第48号 久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	114
日程第8 議案第49号 訴訟の提起について	120

日程第9	議案第50号	議決内容の一部変更について（儀間漁港関連道整備 工事請負契約）	137
日程第10	議案第51号	議決内容の一部変更について（字の区域の変更）	140
日程第11	認定第1号	平成14年度久米島町一般会計歳入歳出決算認定について	141
日程第12	認定第2号	平成14年度久米島町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について	143
日程第13	認定第3号	平成14年度久米島町老人保健特別会計歳入歳出決算 認定について	144
日程第14	認定第4号	平成14年度久米島町下水道事業特別会計歳入歳出決 算認定について	145
日程第15	認定第5号	平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について	146
日程第16	認定第6号	平成14年度久米島町水道事業会計歳入歳出決算認定に ついて	147
日程第17	認定第7号	平成14年度久米島町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定について	150
日程第18	報告第9号	平成14年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決 算報告について	151
延会			152

平成15年第5回久米島町議会定例会会議録

（5日目）

第5号（9月29日）

出席議員		155
議事日程第5号		157
開会		158
日程第1	会議録署名議員の指名（会規則120）	158
日程第2	委員長報告	158
日程第3	認定第1号 平成14年度久米島町一般会計歳入歳出決算認定について	158
日程第4	認定第2号 平成14年度久米島町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について	158
日程第5	認定第3号 平成14年度久米島町老人保健特別会計歳入歳出決算 認定について	158
日程第6	認定第4号 平成14年度久米島町下水道事業特別会計歳入歳出決 算認定について	158

日程第7	認定第5号	平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	158
日程第8	認定第6号	平成14年度久米島町水道事業会計歳入歳出決算認定について	158
日程第9	認定第7号	平成14年度久米島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	158
日程第10	議案第52号	久米島町総合運動公園多目的広場整備工事請負契約について	161
日程第11	議案第53号	久米島町総合運動公園多目的広場照明設備設置工事請負契約について	165
日程第12	議案第54号	久米島町自然体験施設建設工事請負契約について	166
日程第13	議案第55号	久米島中学校運動場整備請負契約について	170
日程第14	発議第9号	地方自治の充実・強化を求める意見書について	172
日程第15	発議第10号	日米地位協定の抜本改正を求める意見書について	174
日程第16	発議第11号	島内産品の優先使用に関する決議について	176
日程第17	発議第12号	県産品の優先使用に関する決議について	177
日程第18	発議第13号	金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を求める意見書について	179
日程第19	発議第14号	鳥島での自衛隊のミサイル発射試験実施に対する決議について	181
閉会			187

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 5 回 久米島町議会定例会

1 日 目

9 月 1 8 日

平成15年 第5回久米島町議会定例会 会期日程

開 会 平成15年 9月18日（木）
 閉 会 平成15年 9月29日（月） 会期12日間

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
9月18日	木	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議長諸般の報告 ○ 一般質問 ○ 散会
9月19日	金	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 一般質問 ○ 議案審議（即決案件） <ul style="list-style-type: none"> 議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第51号 ○ 議案審議（付託案件） <ul style="list-style-type: none"> 認定第1号 認定第2号 認定第3号 認定第4号 認定第5号 認定第6号 認定第7号 ○ 報告第9号 ○ 散会
9月20日	土	休 会		
9月21日	日	休 会		
9月22日	月	休 会		
9月23日	火	休 会		秋分の日
9月24日	水	委員会	午前10時	決算審査特別委員会
9月25日	木	委員会	午前10時	決算審査特別委員会
9月26日	金	委員会	午前10時	決算審査特別委員会
9月27日	土	休 会		
9月28日	日	休 会		
9月29日	月	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 議案審議（付託案件） <ul style="list-style-type: none"> 認定第1号 認定第2号 認定第3号 認定第4号 認定第5号 認定第6号 認定第7号 ○ 発議第9号 発議第10号 発議第11号 ○ 発議第12号 発議第13号 ○ 閉会

平成15年 第5回久米島町議会定例会

会議録 第1号

招集年月日	平成15年9月18日 (木曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	9月18日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	9月18日 午後16時25分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	29番	國吉 弘志	30番	喜久里 猛
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	吉元幸信
収入役	松元徹	文化課長	山里昌輝
教育長	喜久里幸雄	住民課長	神里勇
総務課長	平田光一	福祉課長	大田治雄
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	山城英明
建設課長	仲村昌保	水道課長	内間邦夫
町づくり推進課長	神里稔	税務課長	比嘉・
商工観光課長	盛本實	出納室長	伊良皆真秀
農林水産課長	平良進	空港課長	仲地泰
農業委員会事務局長	仲宗根省一	消防長	幸地猛

平成15年 第5回久米島町議会定例会

議事日程 [第1号]

平成15年9月18日(木)

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3		議長諸般の報告	
第4		一般質問	
		散会	

平成15年第5回具志川町議会定例会一般質問通告一覧表

質問者	質問事項	頁
田里市郎	1. さとうきびの灌水について	P 8～9
	2. 新庁舎の位置について	
上里総功	1. 那覇・久米島間の航空運賃について	P 9～11
山里昌伸	1. 新型肺炎SARS及びウリミバエ、イモゾウムシの進入予防策について	P 11～14
	2. 兼城湾JA出荷場前のあずま屋撤去について	
仲村昌慧	1. JTAの対応について	P 14～16
	2. 町章・町花・町木等の制定について	
山川正員	1. イーフ、仲泊歓楽街一帯の清掃を	P 16～19
	2. 農地からの赤土流出防止策として月桃の植え付けを奨励したら	
崎村 稔	1. 道路標識について	P 19～21
	2. 袋小路の解消について	
平田 勉	1. 流通コストの低廉化について	P 21～32
	2. 学校教育環境の整備へ	
	3. 雇用の創出について	
	4. 情報化基本計画について	
山城和満	1. 堆肥センターの建設までの進捗状況は	P 32～39
	2. 町の少子化対策は	
翁長英夫	1. 地方財政の健全化対策について	P 39～41
	2. 女子職員の機会均等について	

	3. 町有地の賃貸契約について	
宮田 勇	1. 久米島町建設計画について	P 41～45
上江洲盛元	1. 不況から住民生活を守るために	P 45～54
	2. 沖縄角力の屋根付き土俵の建築について	
	3. 観光環境の整備（美）について	
	4. J T A旅客機の運行について	
	5. 港の整備について	
	6. 痛恨の碑の広場確保について	
	7. モズク業者の救援について	
仲地宗市	1. 農業用廃プラスチックの処理対策について	P 55～57
喜久里猛	1. 21世紀のまちづくり推進協議会への活動助成金の予算化について	P 62～68
	2. キビ共済の支払いについて	
	3. 大学（学部）の誘致について	
島袋完英	1. 中央・振興通りの開発事業について	P 68～76
	2. 港湾整備事業について	
	3. 県営住宅の誘致について	
	4. 観光振興について	
仲原 健	1. 公立久米島病院の産婦人科の継続開設について	P 76～79
	2. 琉球エアコミューターの運行による町の赤字負担割合について	
	3. 久米商船（株）の高速船の継続運航について	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。

ご報告します。具志川中学校2年生18名の皆様から会議傍聴の申出がありましたので、許可しました。なお、傍聴は午後の予定です。

ただいまから平成15年第5回久米島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、29番國吉弘志さん、30番喜久里猛さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月18日から9月29日までの12日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、会期は、本日9月18日から9月29日までの12日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議長諸般の報告。

久米島町議会、平成15年6月27日定例会以降、私が出席しました会議等の概要をお手元に配布してありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第235の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書をお手元にお配りしました。朗読は省略します。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、ただいまから一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定によって30分以内とします。

一般質問の質疑の回数は、一括質問、一括答弁を含め各項目ごとに3回まで行います。

順次発言を許します。

3 番田里市郎さん。

○ 3 番 田里市郎さん

おはようございます。2点についてお伺いします。

久米島のさとうきびは、去った台風の被害を受け、今年は地域によっては干ばつの被害を受けており、去った22日から久米島実業社から灌水を行っておりますが、聞く話によりますと、行政からも助成を受けているとのことですが、ならば、もっと早く灌水させるべきではなかったかと思いますが、町当局としましてどう思われますか、お伺いします。

2点目、合併するとき、庁舎を10年以内に建設するの事を聞いた覚えがありますが、そのことについて庁内で話し合いをなされたことがありますかどうかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

まず1点目のさとうきびの灌水について。灌水の時期について、今考えてみますと、もっと早めに実施すべきだったとも思われますが、雨が降るだろうと期待をしていましたが、降りそうで降らない雨の予想ができない状態でありまして、そのような状況の中で、去る7月に久米島さとうきび振興協議会において、干ばつ・灌水対策の協議会を行い、今年から初めて灌水事業を久米島実業社と連携し、8月から実施してきております。本来ならば各農家で干ばつ対策として灌水を実施すべきですが、農家個々では対応できない状況にあるため助成事業として実施することに決定しております。灌水費用については、1トン当たり350円で久米島製糖と町で150円の助成、農家が200円の負担で実施しております。今後は関係機関、関係団体とも協議し、早めに灌水対策を講じていきたいと考えております。

2点目の庁舎の位置について。8月26日に開かれた庁内の久米島町行政改革推進本部協議会において具体的な実施項目案の中で新庁舎の建設が掲げられており、今後の行政改革推進本部や行政改革推進委員会での審議を進めて、議会や町民等の意見を反映させ、庁舎建設について検討していきたいと思っております。

○ 3 番 田里市郎さん

実は、私も2台お願いして、株に1台、春植えに1台と灌水しましたが、あまりに地割れがひどくて、灌水するのを見ましても、割れ目に入ってあまり効果がないような感じがしました。ですから、今後、このような事態があった場合には、早急な対策を講じていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ご答弁をいただきまして、この問題は終わりたいと思っております。

○ 農林水産課長 平良進さん

灌水対策事業につきましては、ただいま町長からご答弁ありましたように、7月に入って、8月、9月と干ばつがだいぶ長引いてしまいまして、その間に雨は降るだろうと、例年のように安易に、お互い町もさとうきび振興協議会も安易な気持ちで待っていた状況もあったかなと、これは反省しながら、今後につきましては、やはり夏場に向かってこういった対策についても、干ばつの状況が見られる場合には、早めにこの事業の執行をやって

いきたいと考えています。

ちなみに今回の干ばつ対策事業の実績につきましては、先程町長は8月ということでしたが、7月24日から事業を始めております。7月24日から9月7日まで、述べて122名、8トン、撒水規模の645台を撒水しまして、費用が180万6千円かかっております。そのうち、久米島製糖さんと町で77万5千円の負担金を支払っております。農家が103万2千円の負担となっております。今後、こういった毎年このような干ばつの状況にあるかと思いませんけれども、早めに対策を講じていきたいと考えております。

○ 3番 田里市郎さん

2点目についてお伺いします。いろいろ協議なさったということですが、私は別に早期にということではありませんが、いろいろな集まりの場で、この件はどうなっているかとよく聞かれて、返答に困ったことがあります。ですから、町も広報に、これまでなさったことを載せて頂ければ幸いに思いますが、いかがなものか。ご答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○ 総務課長 平田光一さん

今、あらゆる町の事業項目とか課題とかについて、推進課題をあげて、今、推進本部をもって、そして今後、推進委員会の設置ということで取り組みをしていくことになっております。その中においても、庁舎の問題だけではなくて、いろいろな町の課題につきまして町民に公開をしながら進めるということで、一つの広報等を活用しての方法も考えられると思いますので検討をしていきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで3番田里市郎さんの一般質問を終わります。

次、21番上里総功さん。

○ 21番 上里総功さん

21番上里です。1点ほど質問したいと思います。

那覇・久米島間の航空運賃について。今年度も夏場の観光シーズンも終わりに近づいており、島内の観光産業関係者、島内出身者、観光客の皆さんが、「那覇・久米島間の航空運賃が割高であり、どうにかならないか」という声をよく聞く。現在の状況では、観光産業振興の面で非常にマイナスになっており、今後、行政として那覇・久米島間の航空運賃値下げをどのように考えているのか伺いたい。

○ 町長 高里久三さん

21番上里議員のご質問にお答えします。

那覇・久米島間の航空運賃について。航空運賃の自由化に伴い、運賃設定は会社の裁量とされており自由に設定できる制度については既にご承知のことだと思います。ただし、届け出た運賃が利用者に不当な差別扱いがあると判断された場合等においては変更命令が発動されることになっております。一般的に住民及び外来者から「那覇・久米島間の運賃は

高い」という噂が時々聞こえますが、どこの、どの路線と比較しての事か調査を行い、不当な運賃設定であれば航空会社に改善要望を行いたいと思っています。

○ 21番 上里総功さん

確かに航空運賃の自由化に伴い、自由に設定できるという利点もあるかと思うんですが、非常に離島路線が不利な立場になっているということで、これは7月12日の沖縄タイムスの新聞なんですが、これによりますと、「那覇・石垣間が38.2%、同那覇・宮古間が40.9%、それと那覇・久米島間が2倍近くの80.9%」ということで載っているわけなんです。2倍以上も差があるというのはどこに原因があるのか、そこのところ行政の方として調査したことがあるのかどうか、そこをお願いしたいと思います。

その他に、もし、それも重要ではあるんですが、路線のルートマップを見ますと、どこの場所も直線で結ばれているわけですが、久米島だけはちょっとカーブになっている。何で大回りさせられているのか、その原因は何なのか。もしその原因が米軍の射撃演習場があるために遠回りさせられていて、料金が高くなっているのであれば、これは非常に大きな問題であり、調査する必要がある。ご答弁をお願いしたい。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。先程の那覇・石垣、那覇・宮古、那覇・久米島間の何パーセントという数字に対して、これは値上げ幅の問題ですよね。確かに、1980年代からいろいろ調べてみますと、久米島の運賃の値上げ幅というのが各離島に比べて極端に大きいということは数字上確かに出てはおります。その件については、いろいろ調べてはみたんですけども、それは、会社の内情ということで、詳しい話はされておりません。

それじゃあ、幅運賃ということで、いくらかこれまでの幅の運賃が設定されておりました、その幅の中で設定を行っていくと。あるいは制度上の問題なんですけれども、その時点での久米島の運賃の設定そのものは低く設定している。その後、いろいろ会社の事情とかを勘案しているところで、幅をフルに使ってやったということで、80年、90年と10年越しに値上げはやっておりますが、その値上げ幅というのが久米島はちょっと大きくはなっているということを聞いております。

それから、航空路の問題なんですけれども、確かに各離島に関しては、直線でいっている。久米島は迂回されているということなんですけれども、その原因としましては、米軍の演習の範囲の問題です。それを那覇から西北にポイントはありますが、それに向かって最初は1点で迂回して戻ってくるということの原因にはなっているようです。

○ 21番 上里総功さん

行政の方でも、遠回りさせられているのは認識しているということなんです、上げ幅ということが、さっき幅の問題で答弁しているんですが、多分これは遠回りさせられているからそういう設定になっているのではないかなということは誰でも思うんです。そうであれば、行政としては国、県にその分は絶対に面倒を見てくれと、助成してくれというこ

とで要請すべきだと思うんですが、町長はどのように考えているのか、そのところをお聞きして、私の質問は終わりたいと思います。今後、そういう面を強く要求してもらいたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

確かに、上里議員がおっしゃるように、久米島は運賃が高いとよく言われております。これは航空会社も民間企業でありまして、利益をまず優先するものだと思っております。例えば、宮古と八重山の場合には、人口が7万人から5万人の島である。久米島にジェットを飛ばす場合に、1万人の人口で、じゃあ向こうと同じように飛ばしたら、その運賃積算で採算が合うかどうかというようなところも一つの運賃の算定の基準にもなっているだろうと思います。

それから、射爆場があることによって遠回り、これはもう事実であります。ですけど、この分について、今、赤字補填をやっております。その中に、この航路の延長も積算に入っていると思います。今後、運賃については、そのへんの遠回りされている点が運賃に加算もされているのか、また、飛行機の場合は、飛ぶときと降りるときが非常に燃料を使うと。乗ってしまえば推進であまり燃料は食わないというようなこともいわれているし、そのへんが運賃に積算がされているならば、そのへんの改善、それから運賃の高い面についても、これまでも高いということで要請もしておりますし、今後も引き続き要請をしていきたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

これで21番上里総功さんの一般質問を終わります。

次に、25番山里昌伸さん。

○ 25番 山里昌伸さん

25番、山里、一般質問を行います。

新型肺炎SARS及びウリミバエ、イモゾウムシの侵入防止策について。

昨年、新型肺炎SARSが流行し、大変心配していたが、今は落ちついている。しかし、冬場になるとまた流行するともいわれている。そこで久米島としても対策を取る必要がある。前に外国漁船が久米島の漁民の船と一緒に入港しようとしたことがあったが、外国漁船が入港するとSARS、ウリミバエ、イモゾウムシなどが侵入する恐れがあり、これから町としてどのように対策をしていく考えか、お伺いします。

2点目に、兼城港JA出荷場前のあずま屋の撤去について。兼城港港湾整備拡大に伴い、周りは良くなっている中で、古く、老朽化したあずま屋が大変危険な状態になっているが、早急に撤去する必要があると思うが、その考えはないかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

25番山里議員のご質問にお答えします。新型肺炎SARS及びウリミバエ、イモゾウムシの侵入予防策について。

外国漁船の入港について、久米島は受入港として指定されておりませんが、台風とか非常時の場合は人命救助の意味から入港はさせないといけないのではないかなと思っています。その場合に、入港はしても接岸、上陸はさせないように警察、それから海上保安庁などの関係機関と連携をし、対策を取っていきたいと思っております。

2点目の兼城J A出荷場前のあずま屋撤去について。議員がおっしゃるように、兼城港のあずま屋は、昭和40年代の建物で、ご指摘のとおり老朽化が進み大変危険な状態にあります。県の南部土木事務所へ早めに撤去するように要請をしていきたいと思っております。

○ 25番 山里昌伸さん

新型肺炎SARS及びウリミバエ、イモゾウムシの件についてですけど、このSARSというのは、やっぱり免疫をもっていれば大変なことにはなりませんけれども、漁民がもし持ち込んだ場合はどうなるかということで、久米島の漁民が心配しているのは、「もし外国船が入港した場合に、このSARSが入ってきた場合は、自分たちが採った海産物が売れなくなるのではないか。」ということをお心配しています。そこで、前回は消防並びに警察などが対策を取ってやったというのは聞いているんですけども、もっともっと警備を強くしてもらいたいという要望があり、今回、こうして一般質問に取り上げたんですけども、例えばウリミバエの場合も、寄港、接岸しなくてもミバエが飛んでくる恐れもあるから、そのへんはどういうふうにお考えですか。今、イモゾウムシも根絶の前に来ているんですけども、そのへんもやっぱり心配であるということも聞いています。そこで、海上保安庁はもっと警備を強くしたらその対策もできるのではないかなと思いますけれども、ちょっとした時化の場合でも久米島の前の海で、接岸しなくても防げる、避難するような形を取っているみたいですが、そういうのもやっぱり漁民は心配であるということも聞いていますが、町長は先程、台風で避難というのはやむを得ないというんですけど、漁民はちょっとした低気圧でも漁に出ているけど、そこに避難しに来るということも聞いていますが、そのへんを海上保安庁にもっと強く要請して、ちゃんとした対策を取ってもらえないのか、その点をお聞きしたいんですけど。これからの保安庁との対策といいますか、それは言ってもらえるか、強くお聞きします。

○ 総務課長 平田光一さん

これまでの外国船の入港等とか、領海への侵入とかについては、海上保安庁が主体となって取り組みをしているところです。そして、おっしゃるように、例えばちょっとした時化とか、そういう台風時においても、まだその受入港とかそういう所への移動が可能などとか、第一義的には退去命令、それを先に出しております。そして、台風時にどこにも行けないという方が一々のときには、町長から答弁がありましたように、入港はするが、接岸とか上陸はさせないと、絶対にさせないということで、今、監視をしながら取り組んでいるところです。それは非常に心配されているところで、ぜひ海上保安庁とか関係機関とも連携を取り合って、より強力な体制をとっていきたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

SARSについて、日にちは忘れましたが、南部離島町村と、それから中央保健所との研修会、懇談会がありまして、その時にSARS患者を乗せる担架ですね。普通は今、救急で折りたたみ式でやっている担架、あれにカプセルを入れて、これが保健所にありまして、1台何万円かする高いものだそうですが、今いうように久米島は台湾漁船が頻繁に入ってくるということで、久米島の病院にもぜひひとつ設置をしてくれという要請はしてあります。ですから、今後そのへんに向けて設置するように努力していきたいと思っております。

○ 25番 山里昌伸さん

今、町長の答弁で、その担架を要請してあるということは、SARSが入ってきたらいつでもという感じですけど、その前に自分が聞きたいのは、SARSが入ってくるのを防ぐといたしますか、外国船の漁船の寄港といたしますか、寄ってこないような方法を考えるべきだと思いますけど。先程も言ったんですけど、漁民はちょっとした時化でも漁に出るのに、そこで避難しているような形を取るということ自体が、漁民には納得できないということを行っています。そのへん、海上保安庁にちゃんとお願いして、退去命令を出すような方法をやってもらいたいと思います。その点はできないか、はっきりと聞きたいです。

それと、出荷場前のあずま屋ですけども、前回もこれは質問に出て、あれからずいぶん経っているんですけど、この間、農協野菜部会の会合で、そこを利用したんですけど、コンクリートの大きなかたまりが、50cmくらいのかたまりがあっちこっちに散乱して、欠けている状態で、そこで弁当食べたり、休んだりしている方々はいますが、もしそれが落ちて怪我をした場合には大変なことになりますので、早急に撤去してもらいたいんですけど。いつ頃までにそれを撤去できるか、お聞きしたいのですが。

○ 建設課長 仲村昌保さん

このあずま屋について、再質問にお答え致します。先程答弁があったとおり、昭和40年代の建物で、だいぶ老朽化が進み、壁や天井の剥離も見られるような状況で大変危険な建物ということで、我々も県の方に要請してあります。元々この建物は県の財産でありますので、我々もいつ撤去するとか、そういった計画段階までは今は答弁できませんが、県の方に対しても、2、3年前から要望してありますので、近々予算計上してやるかと思っておりますので、引き続き県の方にまた要請して、早めに撤去して周辺の環境整備にも努めていきたいと、そう思っています。

○ 総務課長 平田光一さん

町の外国の漁船への対応としまして、第一次的には、退去命令と入港は許可されておられませんので退去命令ということで、今、マニュアル等で対応してあります。それについても、海上保安庁とか警察とも連携を取りながらより強化していきたいと思っております。

○ 25番 山里昌伸さん

出荷場のあずま屋の件ですけど、これは県のものだからできないということですが、や

っぱり使うのは住民であり、もし怪我をしたら大変ですから、早急に手続を取ってやってもらいたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで25番山里昌伸さんの一般質問を終わります。

次、5番仲村昌慧さん。

○ 5番 仲村昌慧さん

5番仲村です。J T Aの対応について。先月8月6日から8日にかけて沖縄本島を通過した台風10号の影響で、空の便の離島便や本土便が相次いで欠航となり、多くの乗客が足止めされて空港は混雑が続きました。混雑を解消するため、航空各社は臨時便を出して対応しています。特に、9日の定期便である那覇・久米島の始発の往復2便が欠航となり、それを本土便の臨時便として対応しています。その影響で、那覇・久米島間の乗客に大変な迷惑をかけることになりました。それは那覇・久米島間の乗客を全く無視した行為であり、決して許される問題ではないと思います。今回のJ T Aの対応について、町長はどのような考え方をしているか見解をお伺いします。

次に、町章・町花・町木等の制定について。町章・町花・町木・町歌・町音頭・町民憲章については、合併後新たに制定するものとしていますが、合併して1年半近く経っても未だに制定されていません。昨年度の町おこしプロジェクト委員会の中で、取り組みが遅いという指摘がありました。本年度の当初予算で町章等制定委員報酬費が予算化され、委員会が発足して制定作業が進んでいるものと思われまます。制定に向けての進捗状況と制定されるまでの今後の作業スケジュールをお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

5番仲村議員のご質問にお答えします。

J T Aの対応について。ご質問の内容について、航空会社に対して事実確認をしたところ、次のような回答がありました。「台風10号により那覇空港発着便が2日間にわたり欠航となり、それに加え管制レーダーの故障発生もあり、8月6日から8日にかけて那覇空港では搭乗待ちのお客さんがあふれ大混乱となりました。（8日夜の段階で本土方面J A Lグループ便搭乗待ちの客数が約4,200名）このような状況から、大混乱を少しでも解消すべく、臨時便の設定に鋭意努力致しましたが、機材不足のため十分な対応ができず、J T A全路線における予約状況を勘案し、当日便の予約数が少ないこと、及びR A C臨時便が追加設定可能であり、当該便と後続便とのお客様の収容が可能な見通しであったことから、広義の公益性を優先し、那覇・久米島線201便、202便をR A C便に小型化し、那覇・関空の臨時便を設定したものである。」ということがあります。なお、会社から本件について、「お客様へのお詫びと定期航空会社として今後同様な事例が発生せぬよう、経営者としても重大に受け止め、今後の対応につき社内関係部局に周知・徹底致します。」とのコメントがありました。

事実として、那覇・久米島線の定期便を欠航して、他路線へ設定したことについては、私も非常に遺憾に感じて、さっそく、このようなことが絶対にならないようにということでJ T Aに強く抗議いたしましたところ、さっそく社長が来島して謝罪に来ておりました。

それから2点目の町章・町花・町木等の制定について。確かに遅れておりました大変申し訳ないと思っております。6月24日の第1回久米島町章等制定委員会において、募集要領等について審議した結果、採用作品の報償費が低すぎるとの委員の中から意見が出され、今回の補正予算に計上したところであります。補正予算議決後、第2回目の制定委員会を開き、10月から12月にかけて公募を行い、来年1月を目途に制定したいと考えております。

○ 5番 仲村昌慧さん

ただいま、町長の答弁で、J T Aの今回取った状況というものも説明されましたが、当日1便の予約状況が少なかったから向こうの定期便を欠航して本土便の対応をしたというような答弁でありましたが、定期便を欠航するという事は法的にも問題があるのではないかと思います。当日、9日、久米島においても観光客が足止めされておりますし、そしてまた沖縄本島からお盆の里帰りで来る方々にも大変迷惑をかけておりますし、久米島の乗客にも大変迷惑をかけています。少ないから向こうに対応したということは、これは決して許されるものではないと思っておりますし、町長も即、それに対して抗議をしたということでもありますので、巷によると、「久米島の人たちは非常におとなしいからあまり問題化しないからもうそのまま、またそういうことが起こりうるのではないかと」と、そういう心配もしておりますので、町長の今回の、即抗議を申し出たということの評価したいと思います。大きく問題を取り上げて、決して二度とこのような事態が起こらないようにしてほしいと思っております。

以前も南西航空のときにもそういった事例があったということを知っております。久米島便をカットして先島便に優先したということも知っておりますので、何か久米島の方が差別化されて、ないがしろにされているような状況を見ていますと決して許されるものではないと思っておりますので町長の今回の即対応したことを評価してこの再質問はいたしません。

次に、町章・町花・町木等についての今の答弁でありましたが、新年度予算で制定委員の報酬を予算化してから、これまで1回しか会合を持っていないと。去年の町おこしプロジェクト委員会も約1年経っているんですけども取り組みが非常に鈍いという指摘があって、当初予算に予算化されているのに動きが鈍いという状況。その進捗状況を聞いてもまだ1回しか持っていません。そして今回の補正予算の中では、公募、採用の報酬費も計上されて、当初予算が45万円でしたけれども、それが少ないという指摘で、今回、214万円計上されているということでもあります。これから町歌等は、募集してからの期間が少し長くなると思っておりますので早めに対応しないと1月に目途と書いていますが、なかなかそれも難しいのではないかと思いますので、これまで委員を制定して、これまでの対応が鈍い

ということについて総務課長の方にどうして対応が鈍かったのか、そういったものも説明していただきたいと思いますが。

○ 総務課長 平田光一さん

確かに、最近合併をした他の市町村といたしますか、全国を見ますと、合併時点において、そういうことも検討されてすぐに募集をしたりして制定とかそういうことが状況としては把握しております。本町におきましても一番、町のシンボルとなるべきもので、そういう対応が必要であるのではないかなと思いますが、合併をしてからいろいろ事務の調整とか、そういうことで遅れたことに対しては本当に申し訳なく思っております。

それと、平成15年においてある程度の合併処理については落ち着きましたので、より早めにとということで委員会を設置して審議をしまして、当初設定していました採用作品の賞金とか、そういうものに対して、採用作品が12万円、佳作が3万円ということでしたが、専門の、沖縄本島でも制定委員会とか、それに係わっている先生たちから、この額ではたいしたものはないよということとか、やっぱり町のシンボルとなるものについては、もちろんみんなが「素晴らしいな」というようなものを作っていこうということを経験しまして、今回、これについては補正をしてということですが、これについても、早めに選定委員会を開催して、募集要領についても、手直しで今準備しておりますので、議会で議決ししだい、早めに進めていきたいと思っております。

○ 5番 仲村昌慧さん

こういったことによって町の行政にも支障が生じてくると思っておりますので、来年1月を目途にこれを制定するというのでありますので僕たちも町民から「いつ頃できますか」ということを聞かれた場合には、そのように答えますので、ぜひそれが遅れないようにその作業を進めていただきたいと思っております。以上で終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで5番仲村昌慧さんの一般質問を終わります。

次に、10番山川正員さん。

○ 10番 山川正員さん

山川です。発言する前に、「下水路」の「路」の字を訂正致します。

イーフー帯、仲泊中央通り一帯の清掃。イーフー帯、仲泊中央通り一帯の下水路が悪臭を放ち、観光客や地域住民にも不愉快な思いをさせている。将来、久米島への観光客15万人を目指して頑張っている当局ですが、受け入れ態勢を整備しなければ無理だと思います。このイーフー帯、仲泊中央通り一帯の下水路のヘドロを取り除き清掃をする考えはないか。

2点目、農地からの赤土流出防止策として月桃の植え付けを奨励したらいかがなものか。山地開発や農地耕作等により河川や海への赤土汚染が、大雨や暴風が発生するたびに起こる。今のうちに対策をしなければ手をつけられなくなるのではないかと心配です。まずは耕作地から月桃の植え付けを奨励し、取り組んでいったらいかがなものでしょうか。

○ 町長 高里久三さん

10番山川議員のご質問にお答えします。イーフ、仲泊中央通り一帯の清掃について。集落内外の清楚については、町一斉に行っています。5月と11月は集落外の清掃、12月には集落内の道路及び側溝の清掃を各集落単位で行い、重機等機械の必要な箇所については、町が重機等の使用料を支払って作業を行っているところであり、イーフと仲泊につきましては、毎年清掃を行っていますが、要請があれば重機等の提供をして集落内の環境美化をしていきたいと考えています。

2点目の農地からの赤土流出防止対策について月桃の植え付けを奨励したらについて。赤土対策については、町としても平成14年12月に久米島町赤土等流出汚染防止対策協議会を設置し、会議や現場検討会等の取り組みを実施しております。赤土対策については、町民や農家の意識改革や対策に対しての協力が必要であり、今後事業導入する場合は県や関係機関とも連携を取り対処していきたいと考えております。

月桃の植え付けについては、県や関係機関と検討してまいりたいと思います。

○ 10番 山川正員さん

町長が答弁しました、各部落に機械出してやっている、それは私もわかっております。ですが、この一帯は悪臭がひどいんですよ。下水路。観光客からも言われております。そのへん、下水路へ行って調べてみたら、鉄筋を突っ込んでみたら、半分以上ヘドロが溜まっているんです。何年もやってない証拠だと思います。そこをどうにかしてやってもらわないと、ただいま町長から答弁がありましたように、機械を出している、そういう機械も出してもらったら幸いだと思います。そのところをもう一度、確かに各部落、やっている部落もあります。だが、個人がこれをやるというのにはそのような時間がかかる。金が掛かるんですね。どうにか観光の面、地域住民の不愉快な気持ちを取り除くためにも、ぜひ、中央が、その一帯だけでもいいから、掃除をするような、ヘドロを取り除く作業を何とかしてやってもらわないと困ると思います。どうでしょうか。もう一度そこらへん答弁をお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの山川議員の再質問についてお答え致します。イーフ一帯、仲泊一帯の排水路についてですが、これは各町民、環境整備の認識を持たせる観点からも、共同作業に持って行って、さっきの答弁のとおり、重機とか、金のかかるのは町でいくらか負担してやっていこうということで、町としても少ない予算で多大な効果を上げるためには、住民も一緒に協力して周辺の環境整備を使用という認識でもってこれまでやってきていますが、おっしゃるとおり、堆積しているような状況でありますので、地域住民と協力して、また、町から重機を提供するというような方向で、各地域の代表者とも、今後、話し合っ、地域に日にちを設定させて協力してやるというような方向で周辺整備事業に努めていきたいと思っています。

○ 10番 山川正員さん

この下水路のヘドロの取り除きは、ユンボは必要してないです。民間の会社も吸い込みでやっていますよ。蓋を一つ開ければ、10m余吸い込みがすぐできるからね。今、先程課長答弁したように各地域の人とセットしてやるというなら、その指導をしてないわけ。そのままやって歩いて、ひどく臭い、匂いのする所。大変ですよ、ネズミもたくさんいますよ。ゴキブリも出ますね、夜、アブラムシ。それも見て歩いて、影響のないような、住民に対して、観光客にも。そこまで徹底的に指導しないと。ただ向こうから要請があったらやるのではなくて、こっちから当局の方から行って、調べて、やはり向こうは観光団が多いもので、そこを何とか、あれをユンボを使う必要はないです。吸い込み機械を持っている会社があると思います。それで濾過したら、費用はかからないと思いますよ。今後はそういうふうにもって行って下さい。次に移ります。

次の月桃ですね、今は本当に赤土が流れて、海岸を汚染していますよね。例えば、「沖縄環境分析センターは県内海域の赤土流出状況を考慮しており、調査地点の約半数が汚染が深刻となっていることを明らかにした。開発事業など人為的な汚染が原因とされている。」このランクがありますよね。「9ランクに分けて、6ランク以上の赤土汚染が認められたのは、沿岸地域332地点を調査して、そのうち165地点がある。その中でランク6以上が測定された地域の割合が高かったのは久米島」と書いてあります。調査の結果。調査地点の66%に達していると調査結果が出ている。そういうことがありますので、先程申したように。まず始めに、耕作地の側に月桃を植えて、その防止を、小さい所からやっていると、今後何年か経ったらどんどん海岸が、河川が赤土で汚染されておりますので。当局の皆さんも、宇江城の山の方で一個人が植えているのを見たと思います。月桃で畑の側をみんなやって。あっちは絶対に流れないです。あの月桃の1mから2mくらい覆いますので。また、畑に入るにも、トラクターであれば踏みつぶしても大丈夫です。それも調査して、将来、そういう考えはないか、もう一度お願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

農地からの赤土流出の対策については、ただいまおっしゃっているとおり。法面とか畦のこういったグリーンベルト地帯を設けるのが本望だと思います。ただ、県としても、いろいろ赤土流出対策事業に関わる事業地区設定された地域については、そういったグリーンベルト地帯を設ける事業の補助事業があります。これは久米島でも白瀬地区でしたか、それと宇根地区、美崎地区、3箇所がこの赤土汚染対策事業の勾配修正とか沈砂池の事業の地区指定を受けています。この地域につきましては、こういったただいま述べたようなグリーンベルト地帯の設置事業は補助事業として可能であります。おっしゃっているとおり、これは農林事業関係に関わりますので、関係団体、関係機関とも連携を取りながら対応できる事業については、取り入れて、早め、早めにこの対策を講じる必要があるのではないかなと考えています。特に久米島町においても、協議会も設置されておりますので、

協議会の中でも十分な議論をお互いしていきながら対策状況を強化していければと考えております。

○ 10番 山川正員さん

先程町長が、町民の意識を高めるために考えないといかんと答弁していましたが、実は県が作成作業を進めておりますよね、赤土対策について。海岸保全基本計画というのを作って、海岸保護の要点なんかを、各地域の住民意見を反映させるために講演しているんですよ。この間、大東でしたか、それでやっていると思います。そういうのを久米島にも呼んで、地域住民を意見交換させて広めていったらどうかと思いますが、地域住民の意見を反映するために、計画の、県からの講演をどんどん取り入れていく計画はないか。農家の意識改革をさせるためには、講演を開いてやってもらったらどうかと思いますが、どうでしょうか。

○ 保健衛生課長 山城英明さん

赤土等の流出防止につきましては、去った7月23日、建設業を中心とした講習会を行っております。この方は、県環境保全課、県衛生環境研究所の主催ということで、建築業者約60名が参加しております。それから9月4日は農家の指導者を中心とした赤土流出等の防止についての講習会を同じく県環境保全課、県衛生環境研究所の主催で約30名の皆さんが講習を受けております。

○ 議長 高良ノブ

これで10番山川正員さんの一般質問を終わります。

15分間休憩します。 (午前11時00分 休憩)

再開します。 (午前11時15分 再開)

次、31番崎村稔さん。

○ 31番 崎村稔さん

おはようございます。31番崎村です。私は2期9年間の最後の一般質問を行いたと思います。

○ 議長 高良ノブ

崎村議員、今の発言の一部は取り消しして一般質問だけやって下さい。

○ 31番 崎村稔さん

苦情が出ておりますので、今の発言を取り消して最初からやり直します。

おはようございます。31番崎村です。2点ほど質問致します。

1つ目に、道路標識について。島内の県道一周線の観光地周辺の案内板が少なく、外から来る観光客や地元の人々にも大変わかりづらいです。また、熱帯魚の家も「魚を取るな」の看板が無く、網ですくう人が後をたたず、熱帯魚の中心魚であるコバルトスズメダイなどが減ってきています。早急にここの立看やわかりやすい観光案内板を整備する考えはあるか質問します。

2点目、袋小路の解消について。字儀間の東区、南区には未だ行き止まりが6カ所あり、通行に不便な面があります。関係住民と相談し、この袋小路を解消する計画はないか伺います。以上2点お願いします。

○ 町長 高里久三さん

31番崎村議員のご質問にお答えします。

道路標識について。観光案内板については、今年度当初において県への補助事業申請をしております。現在その調整をしている途中ではありますが、県側から今年度及び次年度にかけて沖縄県として観光案内板のガイドラインを作成中であり、その策定後に同ガイドラインを参考に事業導入した方がよいのではないかと指導がありました。よって、県の作業動向等を注視しながら補助事業により整備を実施してまいりたいと考えております。なお、「熱帯魚の家」の看板ですが、周辺の環境条件等を考慮しながら検討してまいります。

2点目の袋小路の解消について。儀間集落の行き止まりの道路につきましては、地権者及び地域住民の要請等があれば現地調査をし、補助メニュー等の検討を行っていきたいと考えております。

○ 31番 崎村稔さん

1番目の道路標識ですけれども、特に観光地が、標識がほとんど無く、ある所は小さく書いてはありますけれども、ほとんど見にくくて、特に観光者の、レンタカーで回る人たちが全然わからないような状態で、今、ずっと来ております。特に道端でレンタカーが停まって、いろいろ調べている状況がほとんど毎日目についておりますが、これは、道がわからないで運転していると交通事故の元にもなりますので、ぜひ早めにこれも設置をお願いしたいと思います。そして、熱帯魚の件ですけれども、前は立看がありましたが、波の浸食、あるいはサビによってそれが倒れてしまっただいぶなりますが、それからはその立看がなくて、よく見ておりますと、レンタカーの人たちが網やバケツなどをもってするのがよく見られます。私はそれを注意をしておりますけれども、中には食って掛かる人もいるらしくて、「何の立看もないじゃないか。」とこういうことで食って掛かって、運転手とケンカする観光客もいますので、ぜひ早めにこれも設置をお願いしたいと思います。

それと、これにはないですけれども、各字の境界線の看板は必要ではないかと思うんです。各字の境界線、皆さんもそうでしょうけど、小さいとき、具志川に行ったら、例えば仲泊、鳥島、太田、兼城当たりの境界線が全然わからなかったんですね。仲里に行けば、仲里もしかりで、小さいときもわからなかった。最近になってやっとわかってきたような状態ですけれども、子どもたちの、地理的な現況の点からしても、各部落の境界線もぜひ設置すべきだと思うんですが、その点はどうお考えでしょうか。

○ 総務課長 平田光一さん

字の境界の標識といいますか、設置については、今後において、いろいろ観光のやり方

といたしますか、体験滞在型とかそういうことも含めて、歩いて回ったりとか、自転車とか、散策するコースも入ってきたりすると思います。そういうようなこと等も勘案しながら、他の観光案内地との関連も、連携も作りながら、それが必要なのか検討していきたいと思っております。

○ 31番 崎村稔さん

よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の袋小路の件ですけれども、これは前に上里議員も出したし、私も2回出しておりますが、なかなか着工してくれない。どうも部落民の皆さんは、早くやってほしいという意見もありますので、私としては、議員が住民の声を拾い集める、議員が提案した事業半分、そして執行部の事業が半分という、行政が民主的な、住民に優しい行政だと思うんですが、町長、今後とも官主導型の行政をやっていくのか。答弁がありましたらお願ひしたいと思ひます。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

これまでもそうなんですけれども、いろいろな事業計画をするときに、町の計画をしたもの、それから議会からの要請、一般からの要請等を含めて事業計画に乗っけてやっている状況です。今後においてもそのような形でやっていくつもりではありますが、かなり事業の緊急性とか、それから事業の効果とか、優先度を判断してやっていきたいなというふうに考えております。

○ 31番 崎村稔さん

今、儀間、嘉手苅埋立地に向かつての侵入路、久米糖の側まではできておりますけれども、今はまだ半分、侵入道を造っておりますので、できればこれと関連して、私としては前からずっとやってほしいという意見はしてありましたが、なかなか町長の答弁は、いろいろなメニューを探してということでありましたが、早めに住民の要望を、交通の便を良くするように早めに着工できるよう努力してほしいと思ひます。

○ 議長 高良ノブ

これで31番崎村稔さんの一般質問を終わります。

次に、16番平田勉さん。

○ 16番 平田勉さん

16番平田です。4点ほど質問したいと思ひます。

まず最初に、流通コストの低廉化についてお尋ねをします。久米島フェリー運賃、航空運賃等、全ての面でのコスト高は、町民にとって大きな経済負担となっています。町民の負担の軽減、久米島の産業育成の面からも、流通コストの低廉化は町の最重要課題だと言えます。低廉化に向けて今後どのように取り組んでいくのかお伺いを致します。

次に、学校教育環境の整備についてお伺いします。町長は、施政方針で学校教育環境の整備について多くの主要施策を提起していますが、教育施設の拡充については久米島中学

校運動場建設の1件のみであります。次年度以降の事業採択に向けての県教育長との調整の時期だと思っておりますが、県とどのような調整をしているのかお伺いを致します。

3つ目に、雇用の創出についてお伺いを致します。町長は、選挙公約で産業の振興と雇用創出の実現を掲げております。雇用創出の実現のために今後どのような施策を講じていくのか。その具体策を明らかにしていただきたいと思っております。

4つ目に、情報化基本計画についてお尋ねをします。久米島町情報化基本計画策定の進捗状況と地域情報化推進の取り組み状況及びその具体策について明らかにしていただきたいと思っております。以上、4点についてご答弁をお願い致します。

○ 町長 高里久三さん

16番平田議員のご質問にお答え致します。

1点目の流通コストの低廉化について。利用者にとっては、フェリー運賃、航空運賃が割高であるという認識は私も持っています。この件についても、先程の航空運賃の質問の答弁で申し上げましたように、運賃設定については自由化になり、会社の裁量で決定するものであります。しかし運賃そのものが不当な設定なのか、参考になる他路線も調査し、対策を講じていきたいと思っております。今後も引き続き久米商船、JTAについては、運賃の件については要請をしていきたいと考えております。

雇用の創出について。施政方針で各産業の振興をあげ、取り組んでいるところでありますが、厳しい経済不況や、度重なる自然災害などで雇用の創出がなかなか進んでいない状況は充分認識しております。

町として活性化、産業振興のため儀間川総合開発事業の導入、美崎背後地における企業誘致、既に沖縄県クルマエビ養殖事業協同組合が操業を開始し、さらに4企業の誘致が決定しており、50名から100名の雇用が期待されます。また、残りの企業用地についても、早期に企業誘致ができるよう取り組んでおります。

それから、奥武島に建設中の海洋深層水温浴施設バーデハウス久米島、体験滞在交流施設（久米島紬、キャンプ場）、島の学校体験交流施設などの観光関連施設の整備により、観光客の誘客や雇用の面でも相乗効果が期待されます。

4点目の情報化計画について。久米島町情報化計画の策定については、第3回目の情報化計画策定委員会を開催し、領域ごとの達成目標について論議し、計画書に反映できるよう作業を実施しています。

具体策の一例として、医療福祉分野において、将来的に遠隔医療や電子カルテの共有等を視野に入れ、久米島―沖縄本島間の大容量回線の確保を図ること等を議論しています。

行政内部の情報化については、国策である「e-Japan戦略」に沿った形で実施と計画を併行して進めており、8月27日から「LGWAN＝総合行政ネットワーク」に接続し、国・県と直接に電子文書を交換できるシステムを整えています。

○ 教育長 喜久里幸男さん

16番平田議員の学校教育環境の整備についてお答え致します。公立学校施設整備長期計画、これは平成15年度を初年度として平成25年度を最終年度とします。長期計画として平成15年度に久米島中学校運動場建設、平成16年度に具志川中学校校舎改築、平成17年度から18年度に美崎小学校校舎、幼稚園園舎の改築、平成18年度に運動場、体育館建設の計画を提出しましたが、教育庁施設課、町の企画財政課と協議した結果、平成16年度計画の具志川中学校校舎改築については、先送りをする協議を行いました。美崎小学校の校舎改築の事業採択に向けての県教育庁施設課との具体的な協議はまだ行っておりません。

○ 16番 平田勉さん

まず最初に、流通コストの低廉化について再度お聞きしたいと思います。航空運賃との関連はこれまでいろいろ提起がありましたので、フェリーとの関連で若干質問をしたいというふうに思っております。ただいまの答弁を聞いて、町長の考え方が後退したのかなという気が今しています。

実は、この関連の質問をするのは今回で3回目であります。昨年の平成14年の第3回定例会、6月28日の定例会です。ここで町長の施政方針との関連で、この問題を質問しました。その時に町長の答弁は、施政方針で、この件に触れてははいけれども、久米島町になって一番に、まず、「運賃を安くするような取り組みをしよう」という話を三役でやっているという答弁をしております。さっそく久米島フェリーに対して、運賃を安くしてくれるよう話し合いをしていこうと考えている。久米島の産業育成の面からも、大きな課題と認識し、コストの低廉化に向けて取り組んでいくつもりである。という、これが一番最初の質問に対する答弁でありました。

ところが、この答弁に私は大変期待をしていたわけですけれども、15年度の施政方針と予算書をチェックをしたときに、若干の疑問を持ちましたので、再度質問をしました。これは今年の15年の第2回定例会だったというふうに記憶しております。野菜、花きの運賃の一部助成との関連もありまして、その助成については大変評価はするけれども、なぜモズクには助成がないのかという質問をしました。その時に農林水産課長が、「漁業組合から要請もない、生産組合からも一度も話も聞いてない」というのが農林水産課長の答弁でした。これは、この部分を踏まえて、大変気になるのは、今後、各分野からいろいろな産業分野から運賃助成の要望、要請等があったときに行政としてどう対応をしていくのか。それをまずお伺いをしたいというふうに思っております。

併せて、ここで私が危惧するのは、久米島町の行政運営が陳情行政、陳情合戦を助長するような結果にならないのかどうか。陳情行政に陥る危険性がないのか、これが大変気になる部分であります。地方分権の時代という、時代の趨勢に逆行していくような気がして大変危惧するわけです。以上、この2点について再度答弁をお願いします。

○ 町長 高里久三さん

まず、久米島フェリーしかり、航空会社しかり、これは企業の民活の利益を追求する企

業であります。何でもかんでも、運賃高いから安くしろということは、これは相手もありますし、相手もその自分の会社の運営体力が十分であればそれをやると思います。といいますのは、この運賃は認可制でありますので、それが高いということであれば、おそらく高いからもっと安くしなさいという国の指導もあるかと思えます。そういうことで、今の設定されている運賃はコース的に公平だと、公正だといって設定はされているのではないかと思います。

しかし、現実には高いと言われておりまして、高い分については、例えば野菜をやったと。そうしていくと、全部高い高いでいくと、久米島フェリーも補助を受けて運営しているというような中で、会社が、そのへんどう取り扱ってやるか、非常に微妙な問題だと思えます。お互いに自助努力できるものについては努力をして頑張ってもらわないと。それから行政においても、どうしても行政で補助していかなければならないということであれば、それは行政の財政とも検討して、これは育成をしていくと。例えばモズクがもし今町からの助成がなければもう壊滅的な状況になるというような状況であれば、町としてもまた今後検討をしていくということでもありますので、ケース・バイ・ケースで、それは育成をしていくということに私はなるのではないかと考えております。

先程、陳情行政といいますのが、これにも出ていませんけれども、今突然出てきて答弁するというですけれども、しかし国の中には、もう既に慣例化されて、全てが陳情ということになっています。確かに指摘のとおり、陳情があったからできたということになると、これは行政ができないと、町内においても、あの人が要請したからできたというようなことであれば、それは決して好ましいことではないと。陳情を受けた場合に、それが最優先的に解決していかなければならない問題、または町が、財政的に対応できるかというようないろいろな条件を勘案して対応していくというようなことで私はやっていきたいと思えます。

運賃の件については、私は後退はさせないと、前向きに検討していくというつもりであります。

○ 16番 平田勉さん

再度聞きますが、私は、今聞いているのは、町がいろんな運賃助成をして安くしろという話はしているつもりはありません。ただ、今なぜコストがこんなに高くかかるんだろうかというところにメスを入れてほしいなど。これは、なぜ久米島は、これだけのコスト高になっているのか。これは今の流通の体系そのものにどこかに問題があるのかどうかを含めて調査をしながら、抜本的なコストの低廉化という施策を、みんなで議論しながらつくっていく必要があるんじゃないのかなという気がするものですから、この質問をしているわけです。

先程言った陳情業者への寄付というのはですね、実はその時に野菜の運賃助成の一部助成の関係で一般質問があり、いろいろなやりとりがありました。会議録を参照すればわか

ることですから中身は触れませんが、その中で要請の経緯の問題、このへんが触れられていました。ですから、こういうかたちでいろいろやったときに、先程、触れました農水課長の答弁、要請がなかった云々というのは、実はこのやりとりを聞いて納得はしたんですけれども、さっき言ったような危惧というものが、自分の頭の中では、そういう危惧が出てきたというのが先程の質問の趣旨の流れであります。

最後に、ぜひお伺いをしたいのは、コストの低廉化の問題というのは、住民生活に直接影響をする課題であります。食品にしろ、いろんなもの入ってくるもの、我々住民は高い品物を買って生活をしないといけない。生産資材にしろしかりです。ですから、もっと何らかの方法で安くする方法がないのか。これを何とか工夫をしていただきたい。例えば、フェリーの一部分積を町や商工会あるいはJAさんあたりで年間一括借り切りをして、年間金額を決めて借り切りをして、借り切りをした側の荷物が少ない時に、逆にフェリーにそこを貸す、そういうかたちでの年間契約方式とか、そういう方法だって工夫できると思っています。これはどういうかたちにしろ、一つの例として話したんですけれども、そういうことを含めてみんなで知恵を出し合えば、何らかの抜本的な対策というのはとれるんじゃないのかなという気もするわけです。ですから、そこらへんを具体的に調査をしながら、他の離島航路との運賃の比較の問題、物の流れがどういうかたちになっているのか、具体的に調査をし、それに基づいて具体的な方策を講じていく、こういう取り組みというのをぜひやっていただきたい。またやるべきだというのが、この質問の趣旨であります。再度そこらへんの、今後の取り組みについて答弁をお願いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

今おっしゃるように、みんなで知恵を出して運賃の低廉化を図るのはこれは当然だと思います。また、離島であるが故に全て海上輸送、それから航空に頼るという、これはもう宿命でありますので、じゃあどういふ具合にすればそれができるのか。例えば、インターネットで今直接の取り引きができると。それから農家の皆さんも直接に農協を通さずに市場に販売できると。そういう方法もあるし、今指摘のあった久米島フェリーの一部分も、これもいいアイデアと思うんですが、そういうのができるかですね、そのへんもまず検討して、今指摘のあるように全部で知恵を出して取り組まなければならないことは、これは私も同感であります。そういう面では今後検討して、出来るだけコストがかからないような、施策については町民それから生産者、商工会などとも話し合いをして検討していきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

住民のゆとりある生活というのは、このコストの問題がありますのでぜひ取り組んでいただきたいです。そういうことで次に移ります。

学校教育環境の整備について、教育長から答弁がありましたけれども、15年の具志川中学校が先送り、17年から18年の美崎小学校の改築については、まだ調整もしていないとい

う答弁でありましたけれども、なぜ、学校教育環境の整備が軒並み遅れてきているのか。ここがちょっと気になっているわけです。新町建設計画や過疎自立促進計画でも、この学校教育施設の整備というのは提起をされております。にもかかわらずなぜ遅れてくるんだろうか。遅れているのだろうかというのが率直な疑問であります。町長の施政方針ともいろいろそこらへん出ておりますけれども、それはあとで答弁していただきたいんですけれども、ひとつ、なぜこの調整も含めて遅れているのか、その理由を知りたいのと、あと一つ気になっているのは、財政を担当する町長部局と実際に教育現場を統括する教育長部局との意思の疎通が図られているのかなという気もするわけです。両部局間でそごをきたしている気がしてなりません。そのへんは遅れた理由としてその部分があるのか、遅れた理由等含めて、ぜひ意思の疎通の問題と答弁をお願いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

今指摘のとおり、私も美崎小学校については家庭科教室などが前から不足していて、早く施設を整備して教育の機会均等、格差のないようにやりたい気持ちは十分持っています。合併して今大きなプロジェクトを抱えておりまして、例えば、野球場も延ばせるなら延ばしてやりたい。または仲里の野球場を改築すれば半分で済むと、そういう状況はありますけれども、しかし雨天処理場も造ったからには、その側に造らないといけないと。それから造るならば早く造って、プロ野球を誘致しないと、各市町村今はもう全て野球場を造って、各市町村じゃないですけども、市町村によっては野球場を造り、プロ野球誘致をしようという沖縄県内でも、そういう町村が出ております。そういう意味で早く造って、早く誘致を行うと。

それから、久米島中学校の400mトラックも、これは久米島の中学生と高校生が400mトラックがないために全国大会へ行って力の配分ができないと、そういうことでこれは前から要請をされていると。そういう大きなプロジェクトをまずやって、そして次に学校建築という、財政的な面からの対応ができないということで延び延びで遅れていますと。決して教育委員会と執行部との意思の疎通がなくてじゃなくて、そういう状況であります。詳しいことについては財政担当の課長の方から説明をさせます。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

ただいま町長から答弁されたとおりであります。合併前から大型事業が継続的に採択されて、どうしてもそういうものを優先に今実施しないといけないという状況で、去った広報にも今日の財政状況を公表しているところなんですけれども、どうしても集中してしまっ、14年においても110億円あまりの予算を導入して、そして15年においても92億円というものが続いております。それで16年、17年、18年と、これまで続けている事業が同じような規模でずっと進む計画になっております。それで、採択されていない事業について、できるだけ財政事情を勘案して、延ばせるものは延ばしていきたいというふうな協議を進めながら、今抱えている事業を遂行していきたいという考えで、協議を重ねながらや

っております。

それで、どうしても先にやっけていかないといけないものは、当然これは緊急性があるものについては、優先的に先にしないとイケませんので、それも協議しながら先にやっけてくるもの、後でも我慢してできるもの、そういうものは後回しするというふうな協議を進めてやっけていきたいというふうに思います。

特に広報でも公表しておりますが、公債費の残高が非常に高い状況で、住民1人当たり約100万円の借金を抱えているというふうな状況でありますので、そのへんの解消も含めて今後の公債費を見ながら、どれだけの規模の事業をしないとイケないのかということも今財政計画を立てて、各年度の予算規模は決めていきたいというふうに考えております。そういうのを見極めながら、年度設定については、協議してやっけていきたいなというふうに考えております。

○ 16番 平田勉さん

私は教育というのはたいへん大事だと思っております。島の人材を育成する、これは一つの最高の投資だとも言えるんじゃないかなという気がします。ですから、この教育問題、美崎小学校の問題もずっとこれまでいろんな角度を変えながら問題提起をしながら皆さんと議論をしてきたわけですが、これまでいろんな議論の経過等も踏まえながら、町長の選挙公約との関連で最後に若干質問したいと思っております。

町長の選挙公約の中にこういうのがあります。小中学校の教育施設の拡充というの掲げられております。在任期間はあと2カ年半です。具体的にどういふかたちで今後芽出しをしていくのかというのが気になってくるわけですが、先程の答弁でいくと、16年、17年というのは年次的な部分では今のところ全く見えていない。先送りですからそういうかたちになろうかと思っております。

あと一つですが、これは美崎小学校との関連ですが、蔵元の復元というのが公約の中にございます。当然敷地の狭隘の問題等を含めていくと、美崎小学校の校舎改築の問題が見えないと、この蔵元の復元というのも前に進まないというふうに思います。私はこの2つは表裏一体のものだというふうに思っています。美崎小学校の校舎改築については、13年度に具体的な計画の策定をされております。これは具志川中学校の問題で、各学校の今後のプール建設の計画の問題等含めて、全部そうだと思うんですけども、私は、住民は自分の校区の教育施設設備の拡充、いろいろPTAでも校舎改築の計画等いろいろ表に出て議論をして、校区内でもいろいろ議論をしているわけですから、住民は町長の選挙公約と関連づけて理解をしてきたというふうに思います。

その意味からすると、今回こういう財政的な問題等含めて、いろんなかたちで遅れている部分について、私は各校区民に遅れた理由等含めて、財政事情等を含めて、理解を得るためにも、皆さんには説明責任が負わされていると思っております。ですから、私はそういう説明責任を果たしていただきたいという気持ちもあります。

関連して、15年の第2回定例会で町長は学校の統廃合にも触れた答弁をしております。この学校統廃合の問題と先程から触れている町長の公約である施設の拡充との部分で、どういう整合性をもたすのか。そのへん含めて、説明している問題等含めて答弁をお願いして、この問題は終わります。

○ 町長 高里久三さん

財政があれば一気に実施したいということをご理解できたと思います。ただ、時期的に早いか遅いか、それと運動場については、これは17年にやると。先に運動場だけはやるということで今財政とは進めております。

それと、学校の統廃合の問題、これは私もこれで非常に頭を痛めているんですが、来年は幼稚園が5名しかいないんですよ。それから18名と、だんだん生徒が少なくなってくると。ですから、今学校は、皆さんご存じのとおり学校の統廃合、これは大きな真剣に考えないといけないんですけども、この学校の統廃合、それから庁舎の位置についても町でつくる行財政改革の中で検討させて、そしてまた教育委員会においても学校教育、委員会の名前は忘れちゃけれど、これで検討させるというようなことであります。そういう中で、あれだけの予算を使って学校を造った場合に、生徒はあとで複式学級になってということになると、町長はこれはいくら公約であっても責任は問われるわけですから、公約の変更は、100%実施するという事は私はないと思います。それはその時の状況によって変更もあり得るわけですから、それは叱られてもいいから、それはその時になって地域の皆さんの了解を得て、校区を変更するときもあるし、また強力に進めるときもあるし、その時によって検討していきたいと。

ただ、美崎小学校については真剣にどうするか考えると。それと、仲小がですね、前は仲小から分離したから、今度は海洋深層水の近くに仲小も含めた小学校を新しく造るのも一つの方法であるということで、必ず学校の統廃合を仲里小学校にするということではないと思います。そのへんは皆さんの意見も聞いて、地域の意見も聞いて、研究、検討をしていきたいということでもありますので、やらないじゃなくて、学校の美崎の校舎の改築については、地域の意見も聞いて、それから町民の意見、議会の皆さんの意見も聞いて、みんながいいような方策でやっていきたいと考えております。

ちょっと走りすぎて、美崎小学校の運動場を17年にやるといっていますけれども、事業採択に向けて取り組むということですので、訂正をさせていただきます。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

今さっき町長から児童生徒の件がありましたけれども、平成17年度には入園者が5名、18年度は17名になっています。教育施設整備については町長の諮問機関として第1期久米島町教育課題検討委員会（仮称）を設置して、専門的な立場から十分な論議をして、早期実現に向けてやりたいということで教育委員会で今検討を進めているところです。

○ 町長 高里久三さん

たいへん失礼しました。説明責任については、これは当然ご指摘のとおり、11月か、その次の予算編成に向けて各階層の皆さまに出席してもらって、具志川改善センターなり、また仲里の改善センターなりで全町民の各階層の皆さんとの意見交換、それから行政のこれからの計画をやっていきたいと思えます。前に各校区ごとにはやりましたけれども、あまり集まりがよくなかったと。我々の呼びかけがまずかったのか、行政に関心がないのか、そのへんも再度ご検討しながら、今言う行政の説明責任は当然でありますので、そのへんはぜひ新しい日にちを設定してやっていきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 12時10分 休憩)

再開します。 (午後 1時30分 再開)

午前に引き続き平田勉議員の一般質問を続けます。

○ 16番 平田勉さん

雇用の創出について再度質問を致します。現在、久米島の経済というのはたいへん混迷をしています。失業者がかなり増加をしている傾向にあります。これは平成14年度決算の徴税の不能欠損額や収入未済額、各特別会計等の収入未済額等を見ればおわかりのとおりたいへん厳しい状況にあります。こういう状況を打開するためにも雇用の場をどうつくっていくのかというのがたいへん大事だというふうに思っています。

確かに先程答弁がありましたように、いろんな企業による雇用の場の確保もたいへん重要な問題ですけれども、差し当たって町が、どうかたちで雇用の場をつくっていくのかというの問われているというふうに思っています。施政方針で提起をしている共同の整備事業、あるいは観光施設の整備事業等多くの主要施策が提起されていますけれども、これらの事業の早め早めの着手というのが、必要ではないかというふうに思っています。それで、これら主要施策の今後の事業展開スケジュール、あるいは今日現在の工事の発注状況等について若干説明を求めたいというふうに思っています。ご答弁をお願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

これまで工事の早期着工といろいろ言われてきておりますが、今年においても出来るだけ単独事業については、早期にということ、これまで、議会開会前まで約16件既に発注されております。これから発注予定の事業が、約20件ほど準備してやっております。景気が非常に悪いという印象がある中で、予算規模からすると額としては非常に大きな額の工事を発注予定しております。今年度においても予算に計上されているだけで約31億、32億円の予算規模で予定をしておりますが、財政的にも今、非常に厳しいという、先程も答弁しましたが、そういう中で出来るだけ計画的に発注をしていきたいなというふうに考えております。

○ 16番 平田勉さん

今、答弁でありましたように、14件ということ、私も先程、総務の方でいろいろチェ

ックはしましたけれども、かなり早め早めの発注だなと思っています。ぜひこういうかたちが工事の年間平準化、これをしながら、ぜひ残された20件については年度末に集中しないように、平準化をした工事の発注というものを心がけてほしいなというふうに思います。ぜひ皆さんも頭に入れて対応を考えてほしいんですけども、既に仕事がなく在宅待機というかたちでやっている若者が増えています。その若者が島にいても仕事がないということで、島を離れていくというのが出始めています。それにも歯止めを掛けないといけないうふうに思っています。ですから先程、町長の答弁でありましたように、いろんな企業の誘致等もみえてきているという部分はありますけれども、それまでに実際に雇用効果が出てくるのが、何年ぐらい先なのかという部分もありますが、その間どういうかたちで若者を島につなぎ止めていくのか、これがたいへん大事だというふうに思っています。ですから若者の定住化の面からも、この取り組みにぜひいろいろなかたちで取り組んでもらいたい。今後どう取り組むのか、再度そこらへん町長から答弁をお願いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

先程のご説明で、企業の4社ということでありましてけれども、まず、ポイントビューロー、それからバイオ21世紀、それから琉球薬品、それから安里昌昭さんたちのグループによる海ぶどうとオゴノリ、それから海洋深層水工場の5社が、もう4社は既に設計に入って、今年着工。ですから16年の後半からは事業開始ということで雇用の場が確保できるんじゃないかなと。それから奥武島にできますバーディハウス久米島、大体、100名から50名内外の雇用の場を確保するものだと理解をしております。いわゆる若者の働く場の確保、ひいては久米島経済の振興にもつながるんじゃないかなと。さらにはこれだけの企業の工事が着工されますと、地元の建設業関係者の皆さんにも相当量の事業量になるので、そのへんからの久米島の企業の活性化にもつながるんじゃないかと思って大変期待をしております。

○ 16番 平田勉さん

地場産業育成の面からも行政のバックアップというのを要望して、次に移ります。

情報化基本計画についてですけども、町長は15年の第2回定例会で私の質問に対して、「情報化の時代に対応するためには町民の誰もがコンピュータを使えるようにパソコン教室等を社会教育の中で進めていくと。全部が現在の科学技術の恩恵を受けるような施策を展開したい」という旨の答弁をしております。そこでお尋ねしますけれども、各字の公民館とのネットワークの接続ですね、それと機器の配備等の計画はあるのかどうかお伺い致します。また住民のパソコン教室等については、各学校の休業日を活用して、高齢者向けのパソコン教室を地域で開催するとか、親子パソコン教室とかというかたちで、いろいろなかたちの工夫ができるというふうに思います。今後具体的な計画はあるのかどうか含めて答弁をお願いします。

○ 総務課長 平田光一さん

情報化の推進ということで、今現在各公共施設、学校とか公共施設につきましては、インターネットで情報を活用するようになってはいますが、学校に関してはまだできていません。それとそれも含めまして今情報化基本計画策定委員会の中で議論されているのが、ケーブルテレビ、そういうものの整備、その事業の必要性とか、そういうものを併せて、各校にその情報化の展開ができるのかとか、そういうものに併せても情報化基本計画の中で今議論をして、これからその交渉とか、それから事業計画策定、そして実施計画策定ということで基本計画の中には盛り込むことになっております。各公民館とか、また各家庭のものについてもその中で計画として挙げられるのか、そして事業として展開できるのかということで今進めておりますので、その中でぜひ検討をしていきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

先程の答弁の中で、「委員会を3回開催していろいろ取り組んでいる」という答弁でしたけれども、今地域イントラということで、イージャパン戦略に基づいて全国でいろんな展開されていますけれども、今指摘をされているのは、この情報化には3つの視点があるというふうに言われています。1つは役場の情報化です。2つ目には住民の情報化。今一番指摘をされているのは今申し上げましたこの2つの視点を情報化ということでごっちゃに考えているところに、各地域で混乱が生じているということが指摘をされております。

例えて言えば、役場の情報化というのは1人1台のパソコンで、初めてパソコンだというふうに思います。2人で1台、3名で1台というふうな共用では単なるオフィスコンピュータでしかないように言われています。ですからこれをどう情報化していくのかということも問われているだろうと思っております。

あとは、電子入札等の業者の窓口の情報化、これも必要でしょう。住民の各種申請業務に対する電子対応ができるのかどうか、これも住民窓口を情報化して必要でしょう。ということが言われていますけれども、一番大事なことは、情報編集技術をどう高めていくのかということも大事だと思います。ここで一番大事なことは、政策最終意志決定者、すなわち町長が住民や職員の生の情報を仕入れることができるということなんです。ネットワークを利用すれば。これは何を意味するかといえば、住民参加型の政策立案ができるということです。つまり現在の政策立案のシステムを変えることができるということなんです。住民の生の声を仕入れるためには、住民に対する情報の公開が大事であります。情報が公開されないと意見が反映されないというのがあります。ですから、時間がないので簡単にいきますけれども、これが情報改革の第3段階だというふうにいわれています。情報公開に伴ってガラス張りの行政運営をしていく、そして政策立案も住民の生の声を反映させて決定していく、政策立案をしていく。このシステムをぜひ目指してもらいたいというふうに思います。

質問が最後ですから、これに向けての町長の取り組みの決意等も、最後に聞いて質問終

わかりますけれども、常々思っていることを1点だけ申し添えておきたいなど、要望したいなど思っております。私は情に報いるのが情報だと思えます。真に通ずるのが通信、つまり町民が主役となる真の情報通信改革、それを進めることによって開かれた行政、ガラス張りの行政をぜひ推進していただきたいということを申し述べて質問を終わります。答弁をお願いします。

○ 町長 高里久三さん

まさに情報化の時代でありまして、情報化に遅れるということは、そのうち久米島町が21世紀の社会に乗り遅れることだと思っております。そういう意味で情報化基本計画、その意の中には総務庁の職員も入ってもらって、それから大学の教授の先生方も入れてもらって今策定に取り組んでいるところであります。その中で、イー・ジャパン、LGWAN、ブロードバンドといういろんな施策で展開をしていますけれども、要はそれを使いこなせる、町民全部がこれを使いこなして文明の利器を利用して、いわゆる先程平田議員が話している情報の公開、町の情報を公開する、町民の情報を町が得るといようなことで、まず基本的には私はこれをうまく利用できるか、そういう意味では子ども達から同じような問題でありますので、教育委員会と教育長と連携をとりながら、学校それから役場、それから地域社会、先程、各公民館との連携もありましたけれども、各公民館においてもパソコン教室、今役場では定期的にやっておりますけれども、これをもっと拡大してやると。ちょっと例外になりますけれども、カナダのエスキモーは、世界で一番パソコンが普及しているそうです。あのテントの中で遊牧する住民の皆さんがテントの中でパソコンを自由自在に使って、世界の情報を入れ、また情報を発信するというふうなことが言われておりますので、私も久米島町も日本一コンピュータの町といわれるような、そういう施策を皆さんの力を借りて頑張っていきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

これで16番平田勉さんの一般質問を終わります。

次、13番山城和満さん。

○ 13番 山城和満さん

日本共産党の山城和満です。一般質問の通告文書に従いまして2点ほど町の行政について質問いたしたいと思えます。町長は前に一般質問で取り上げました堆肥センターの建設について、ぜひ必要だということで建設をしていきたいということを答えております。久米島の農業の発展のためにもぜひ必要だと考えておりますが、平成16年度から畜産農家にとっては10頭以上の農家は堆肥舎の義務化ということが義務づけられることがあります。これと堆肥センターと考え合わせまして、16年中に、この堆肥センターが建設稼働されることが望ましいというふうに考えます。

町長の考え方を伺います。

次に、久米島町の少子化対策についてですが、町の新生児の減少は、今たいへん深刻な

状況だと考えております。今後3年、5年先の小学校、そのあとの中学校、今後の学校運営がどうなるのか、これを憂えている声がいへん深刻に聞こえてまいります。町としての対策を考えているのか、また、久米島町全体として、どういう原因でここまで少子化が急速に、他に例をみないような速度に進んだのか、その原因をどう把握して、その対策としてどういうことを考えているのかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

13番山城議員のご質問にお答えします。堆肥センターの建設の進捗状況は、どうかということについてお答えします。私も、できましたら財政がありましたら16年度に完成までという希望はもっていますけれども、財政との関係で堆肥センターの建設につきましては、平成16年度に事業実施設計及び敷地造成に入ります。堆肥センターの本体の建設は、平成17年度より実施計画をしております。私の答弁は1件でございます。よろしく申し上げます。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

13番山城議員の町の少子化対策についてお答え致します。町の出生者数については減少傾向にあり、平成11年度について3桁100名台から88名に落ち込みました。以後は再び3桁100名台に回復しましたが、今後特別な要因がなければ再び落ち込んでいく懸念があります。久米島町の町立小学校の在籍者数の推移は平成15年度が663名、3年後の平成18年度は651名、5年後の平成20年度は664名と予想され、中期的にみまると大きな変動はみられません。しかしながら比屋定小学校において2年生、3年生、それから4年生と5年生が複式学級になっておりますし、現在のままで推移していくと、中学校でも平成20年度に複式学級になります。複式学級は、教育効果は元より教職員数の減にもつながりますので、学校運営も非常に困難を来すと考えております。そういうことから、次年度は町長の諮問機関として、仮称第1期久米島町教育行政課題検討委員会を設置し、少子化問題も含めて対応策を検討してまいります。

次に、少子化の原因については、先進国の一般的な傾向であることや、若者が町内に少なく、嫁不足であること。それにいろいろな複合した要因があると考えております。従って、その対策も難しいと思いますが、魅力ある町づくり、先程から論議されております雇用の拡大が大きな課題だと考えております。

○ 13番 山城和満さん

1点目の堆肥センターについてですが、私はこれまでも農業は久米島の基幹産業であるというような考え方で、また町長も、そういう認識で行政を運営してきたと思います。今久米島の農業の現状をみますと、危機的状況と言われてもおかしくないような、たいへん厳しい局面にたっています。キビ、野菜、花などは伸び悩んでおまして、畜産農家だけが成長と申しますか、農業の中で伸びている部門ですね。この中で平成16年度から産業廃棄物規制法、行政の方は、これは十分に把握していると思います。これが施行されますと、

畜産農家にとっては、どのような影響があると認識しているのか。そして町長おっしゃるように16年度実施設計、17年度完成で、農家に負担を掛けて設備投資をさせたあとで、行政がこういうものを造りましたから、これを利用して下さいというふうな話では、本当に住民の声に応える行政といえるのでしょうか。今ほしい、今でなければいけないものに、国の法律に1年待ってくれと言えるのかどうかお伺いしたいと思います。

○ 農林水産課長 平良進さん

おっしゃるとおり来年から廃棄物処理法に伴いまして、畜産農家におきましても家畜排泄規制法が施行されてきます。10頭以上の畜産農家には適応されてきます。確かにこれは以前から本来は施行されるべき法律ですけれど、3カ年猶予期間が設けられています。これも重々各畜産農家、沖縄県下においては県下、行政においては市町村が畜産農家のそういった説明、督促もなされてきております。畜産農家はこれはほとんどご存じだと思います。ただし、この中の家畜排泄物の処理につきましては、10頭以上が、この規制を受けますので、事業についても補助事業等、それから助成事業対応というかたちで説明会もなされていると思います。

10頭以下につきましては事業導入ができませんので、個々で堆肥舎を設置するのか、いろいろ模索されてきております。ただ、それに鑑みましても、堆肥センターにつきましては畜産農家の排泄物だけの問題じゃなくて、今いろいろさとうきびの問題問われていますように、ハーベスターの導入によりまして残さ物がいろいろな問題を生じております。この件に関しても久米島製糖工場さんの方で、簡易集中脱葉を設置しまして、残さを取り除いて、これが今の予想では年間約4千トン近くの残さが出ると予想されています。これも堆肥の原料に合わせて利用していこうと考える状況を今議論しているところであります。

先程から町長の答弁にもありましたように、久米島町の振興計画の中に、この堆肥センターにつきましては16年度実施計画、敷地造成、それから17年度事業実施ということを計画に掲げてあります。

○ 13番 山城和満さん

当局は、3年間の猶予期間があるということで17年に堆肥センターを建設しても十分だという考え方かと思いますが、実は堆肥センターを造るということは、担当課長の説明がありますように、農業の発展にとっては不可欠だというふうに考えております。今回の6月議会に久米島町商工会の方からも地元産品の優先使用ということで要請も出ておりますが、僕は、以前にも地産地消を行政が先頭に立って進めるべきだという一般質問で取り上げたことがあります。堆肥センターを建設して本当にいいものを地元で生産して、地元で消費してもらう。生産者と消費者が直接つながるといって目に見えるものですね、今全国的にもこれがすごい見直されています。生産者の顔が見えるものを、どこでどういふふうにしてつくられているかということが、消費者にもはっきりとわかるような、そして

生産者も自信を持って提供できるようなものを、そういうルートの先頭に立つためにも堆肥センターを活用して、本当に栄養価の高い、健康な野菜を生産して、久米島の住民に提供していけるような、この農業の将来性を方向付けといいますか、そこまでこの堆肥センターを核にして進めていければと考えておりますが、町長そういうプロジェクトといいますか、そういうのを検討する考えはあるのかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

私は常々久米島は第一産業の農業、漁業の島であると。そして第一産業の農業、漁業として、それから観光、福祉、教育と、そういうことで、いかに一次産業の農業と他の産業が両立して発展させていくかということが、大きな課題でありまして、常々あらゆる会合でそういう話をしております。また、農業をする場合に、いかに地力をつけて、そしていい製品をつくるかということは、農家または町民に課された大きな課題でありまして、これまでに何十年と金肥一辺倒でやってきて、地力が落ちるのはもう無理もないということでもあります。そういうことで堆肥センターは1日でも早くつくりたいと。先程も平田議員の答弁の中でも応えましたが、財政が今大型プロジェクトが入って、どうしても対応できないと。ですから、そういう財政との兼ね合いもみて、平成16年から入って平成17年と。財政が許せば16年で単年度で全部完成してやりたいと。ですけれども今こういう財政状況で2カ年にまたがっていると。

それから、地産地消、これはもう、あとで町としてもどれだけ1年間に久米島に野菜が入り消費されているかを商工会に問い合わせして調査をして、資料を取りたいと思いますが、相当量の野菜が今入っているということで、今年の冬期の野菜の地産地消で老人クラブの皆さんに野菜を育ててもらおうと。そして部落ごとに分けてニンジン、野菜、キャベツ、大根と、それを全日空ホテル、久米アイランドホテル、それから給食センターで使うと。そしてホテルとは話はついています。今度は、そのホテルの要求通り生産者の皆さんが届けられるかということがまた大きな課題であります。これまでホテルとしても地産地消の推進から地元の製品を使いたいと。ですけれども、今日100キロ持ってきたら、明日は20キロしかない、そういうような安定して製品が野菜が届かないと仕事ができないということもありますので、じゃあその地元の野菜を買う代わりに、安定して農業をしてくれという注文がつけられておりますので、近々、老人クラブの皆さんにも話し合いし、JAの皆さんにも話し合いし、農家の皆さんにも希望者がいたら、そういう方向でやっていきたいと。ですから、先程指摘のある、そういう地産地消を推進する組織の考えはないかということですが、大いにありますので、またその節はひとつご協力よろしくお願ひします。

○ 議長 高良ノブ

山城和満議員の本件に関する質疑は既に3回になりました。会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

○ 13番 山城和満さん

今回、堆肥センターの件で早急にということもありますが、この久米島町が、私は質問の中でも述べましたが、農業が頭打ちといたしますか、はっきり言いまして大変厳しい状況なんです。町行政全体で、これを共通の認識の下に、この久米島の農業をどうするのかということは今一度検討していただいて、できましたらプロジェクト組織をつくって有用な自治体といたしますか、全国にはいくらでもあります。貧しい中でも頑張っている過疎の村でもそういうところを視察するなり、また具体的な事例をピックアップして、この久米島でどう活かせるかということ、皆さんが年間90億円の予算を消費する中で、久米島が少なくとも90億円ぐらいの農業で生産できるような産地に、金を生産できる島に、農業でいけるような方法を、僕は、ただ思いつきで90億円と言っているわけじゃなくて、伊江村なんか比べても、久米島の規模からしたら十分にできる数字だと思っていますので、ぜひ行政一丸となって、農業の発展に今一度尽力していただけるように要望して、次の議題に移らせていただきます。

先程の少子化対策の説明の中で、教育長は3年後、5年後は今の程度で推移するから、大きな問題にはならないだろうというふうな答弁に受け取れましたが、実はこの児童数の減というのは教育長の話がありましたが、複式学級というやり方では、実際に自分たちは、これに当面しておりませんが、自分の子どもたちだったら、とてもじゃないけれど、そういう学校には行かせたくないというふうに考えております。1年生と2年生が同じ教室の中で、3年生と4年生、ましてやあと5年後ぐらいになると中学校まで1年生と2年生が一つのクラスで勉強しなければいけない。そういうあり方では学力の面からいっても、先程、いろいろ情報化の問題で全国に先駆けてという話もありますが、その土台になる基本になる学力が情報化のITの時代、高インテリジェンスの時代に、これが一番基本になる教育の現場で、この複式学級の解消をせずに、少子化対策、各学校校舎、グラウンドは整備されました。そして教育現場では、専門の先生じゃない人が受け持たざるを得ないという状況を今、久米島町の教育委員会では容認している現状ですよね。こういう根本的なものを解消していくという考え方、その方策として、先程、教育長の話にありました対策会議、教育の検討会議、ぜひ、この中で久米島の教育のあり方、学校の運営のあり方について、基本的な考え方として町長なり教育長なりがもっていらっしゃったら、お聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

山城議員の再質問にお答え致します。昨年、教育長就任の際にも似たようなご質問がございました。やはり広く住民のコンセンサスを得て、特に町長も、先程触れられましたが、学校の統廃合問題は、我々が避けて通れない問題であるということ、昨年の時点でも申し上げてまいりました。その際は、やはり住民のコンセンサスが一番大事ですので、先程申し上げました委員会を組織して、幅広く住民の意見を拝聴して対応していきたいと。特

に議員の先生方もご承知のとおり、この統廃合の問題は非常に難しい、と申しますのは、それぞれ学校への深い思いがありますし、120年の歴史をもった学校もございますので、その学校が無くなることへの喪失感というのは多くの方が強く持っていると思います。それを乗り切るためには、やはり私たち行政関係者だけじゃなくて、議員の皆さんも将来的にはこの問題は避けて通れないという共通認識をもっていただいて推進していただきたいなど。申しますのは、久米島町の振興計画審議会にコンサル、シンクタンクから出た資料では、2030年、これから27年あとは出生者数が0歳から4歳までで100名、要するに25名という計算をしているわけです。現在でも極端に減っていくと。これは町の今後の繁栄、活力、それと大いに関わってくるわけですが、そういうシンクタンクの資料も、また客観的にいろんな立場から検討したいものだと思いますので、そういうこともいろいろ検討して対応していきたいというふうに考えております。

○ 13番 山城和満さん

今、教育長の話の中に、たいへん歴史のある学校、地域の皆さんに溶け込んでいる大事な問題だから、これは慎重にという話は当然だと思います。ましてや、当面は問題じゃないにしろ、10年先、20年先には避けて通れないということも事実なんです。これを行政は10年先に予想されることを、差し当たってから何とかしようとしていたら、いつも後手に回ります。先程の久米島の農業の問題がいつも後手に回っているというふうな捉え方をしています。今言う、この大事な問題だからこそ、早い時期に住民の意見を、久米島町合併当時にこういうのは先送りしましょうというふうな捉え方をしてきたのかどうか。できましたら問題になるのを合併先にありきじゃなくて、久米島の発展のために何が一番大事かということも当然これは皆さんが隠し事ではないですけど、島の子ども達が、日本中、世界中どこに出しても堂々と渡り合えるといいますか、そういう学力と能力を、そして多くの子ども達とふれあうという子ども達との社交性、そういうのを身につけるためにも、あまりにも児童数の少ない学校というのは、教育の面からたいへんマイナス面が大きいんじゃないかと考えている者ですが、今後この反発といいますか、様々な意見は出るかもしれませんが、あえてこれに積極的に取り組んで、そして差し当たっての児童数の減に対して留学を受け入れるとか、山村留学といいますか、それを離島で学校に行ってもいいというように人たちを受け入れるような方策とか、様々なそういう試みをしている地域もあるようですが、教育長としては来年度から、もしかしたら仲中が1学級になるかもしれないという話もあるようですが、そういうものに対しては留学を受けれるようなのを検討されたことはないのかどうかお伺いします。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

再々質問にお答え致します。山城議員からご指摘がありますように、複式学級、小学校における複式学級にしても、特にまた中学校では教科専門性をとっておりますので、そういう中であって、2学年をまとめて授業するということは、やはり町が目指す学力向上の

面からもたいへん好ましくないことだと考えております。

6月10日に実施されました町の教育の将来像についてのシンポジウムにおきましても、仲中の儀間校長から、「学校には適正規模があるんだ」と。「お互い切磋琢磨をして、それぞれの個性を伸ばしていくためには2学級ぐらいはせめて必要ではないか」というお話もございました。ご承知のとおり、個性化教育が強く叫ばれております。仮に比屋定中学校に野球の面で優れた生徒が入学してきても、そこで野球チームをつくれないうというデメリットとか、そういうことも考えられます。やはり学校の適正規模を、今後、我々は地域住民に強く訴えて、教育効果の面、もちろん町が両村が合併したのも経費節減という面もありますので、そういう面からしても、ぜひ必要だということをご認識していただきたいなど。

それから、先程学校の喪失感の話もしましたが、実は私、大平の学校改革に携わる機会を平成6年、7年与えられまして、平成6年でプランニングして、平成7年から学校の全て、校名まで変えました。そのことに対する当時の開校当時の同窓生から、なぜ教頭はこういうことをするのかという釈明も求められたりしました。しかし、そういう中で大平は今こういう現状であり、将来はこういう学校を目指したいと。そして歴史を振り返って、その歴史が、私たちに回答を与えてくれるんだと。歴史を振り返って禍根の残らない学校ということを訴えました。ですから、この学校統合問題も歴史その時代時代を踏まえながら、歴史が評価してくれるのではないかと。そういう意味から、そういう決意はもっておりますが、非常にこれまで進展してこなかったということは、背景にその難しさがあるというふうに認識しております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時23分 休憩)

再開します。 (午後 2時24分 再開)

○ 教育長 喜久里幸雄さん

学級数は、やはり標準法に基づく学級設置であって、そしてその学級設置に基づいて職員をどういうふうに配置するという標準法が基になっております。これは地域の児童生徒の問題がかなりありますので、通学まで含めて捉えないと学級数減については困難な問題があると思いますが、残念ながら今のところ減になることについて検討する機会は持たれてなかったということです。

○ 町長 高里久三さん

山村留学は大いに受け入れます。これは今地域間交流ということがありますので、他の地区の生徒の皆さんに久米島の歴史文化を勉強してもらい、また、久米島の子どもたちが余所から来る子ども達との文化歴史に取り組んでお互い交流をします。そしていいことに生徒が増えて、生徒が増えるということは経済にも貢献しますので、大いに教育長と話し合いをして受け入れたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

山城議員、これでよろしいですか。

これで13番山城和満さんの一般質問を終わります。

休憩します。

(午後 2時26分 休憩)

再開します。

(午後 2時27分 再開)

次、2番翁長英夫さん。

○ 2番 翁長英夫さん

2番翁長です。私は3点ほど質問致します。まず1番目に、地方財政の健全化対策についてお尋ねします。本町の財政状況を拝見すると、常に厳しい財政難にあることが推察されます。人口1万人弱の本町においては、平成13年度の決算、旧仲里、旧具志川の決算状況は、自主財源となる町村民税が膨大な未徴収分が明確に記載されていることは事実でありました。長引く不況や相次ぐ台風の被害に悩まされ、地域経済の落ち込みの要因もあるかと思いますが、いつまでも、このままに放置しておくことはできないのではないかと考えますが、いつまでも、このままに放置しておくことはできないのではないかと考える次第であります。町長はどのような再建方策をお持ちであるのか具体的にお示しお願いしたいと思います。

2点目に、女子職員の機会均等について。近年、女性の社会参加、自立志向が強まってキャリアウーマンという言葉が現れるほど産業界においても女性の職場進出が目立っている。古来から女性は家庭を守るのだというイメージが一変し、それぞれ女性は、その能力に応じて活躍し、女性社長、女性評論家とか、中央省庁では女性局長、女性の外交官も見られ、欧米先進諸国並の社会的な地位まで占めようとしている。これから女性は社会的自覚を高め、その能力に応じて責任を果たす社会的分担を担うことを意味している。本町にも多くの女性職員を抱えているが、その多くは主事、係長止まりになっていて、課長は未だに見あたらない。その能力や勤務実態から、その地位を与えてもよいと思われませんが、町長のご見解をお伺いします。

3つ目に、町有地の賃貸契約について。本町においては、以前、農地賃貸契約が行われてまいりましたが、現在中断している状況であります。これを復活して賃貸契約を継続する必要があると考えますが、町長の所信をお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

2番翁長議員のご質問にお答えします。地方財政の健全化対策について。久米島町行政改革推進委員会、久米島町行政改革推進本部を立ち上げ、行財政の健全化運営にするために行政組織、機構の見直し、定員管理及び給与等の適正化の推進、人材育成の推進、開かれた町政の推進、地方分権、新町建設計画の推進、行政の情報化の推進、事務事業の見直し、補助金の見直し、財政の健全化、公共施設の設置及び効率的な管理運営の運用に基づいて実施計画を策定していきます。

2点目の女子職員の機会均等について。翁長議員のご指摘のとおり、多くの女子職員が

います。確かに責任のある職に就いていないのは事実であります。男女雇用機会均等法が昭和61年4月1日から施行され、同法8条の配置及び昇進の規程の中に、女子労働者に対して男子労働者と均等な取り扱いをしなければならないという規程があります。時間的、身体的、職務的内容、それから町民との対応等の問題はありますが、職務に十分対応できる能力、素質のある女子職員は適材適所に起用するように検討してまいりたいと思います。

3点目の町有地の賃貸契約について。平成14年度は旧両村の状況調査に時間を要してしまい、契約の締結ができず、希望される皆さまへはご迷惑をおかけしましたが、平成15年度において調整も整い、各校区を廻るなどして契約を締結しております。無契約者については随時契約を行ってまいります。

○ 2番 翁長英夫さん

町長のご答弁では、財政健全対策については、いろいろと推進本部を立ち上げて、こういった行政側から設けての前向きなご答弁ではありましたが、私はあえて13年度の決算資料から上げたわけですが、平成14年度も締め切ると同時に14年度の決算資料が配付されましたが、14年度分についてはまた特別決算審査委員会においてまたいろいろと質疑していきたいと思いますが、特に私が指摘しましたのは、地方税の未徴収について私は取り上げましたが、いろいろと10年度で努力されていることはよく伺えたんですけども、それでもやはりまだまだ徴収すべきものが前々から累積されているわけです。そういうところで町の方針としては以前と変わったような納税方式ですが、以前は徴収ということで僕らはうたったこともあります。最近では口座振替という状況になっておりますが、たいへんいいことではあります。それからするとやはり所得が上取したのか、課税率あるいはまた収納率も何かしら前よりはずっと悪いのではないかと、私はこのように見ているわけですが。そこで、この口座振替が全体の何パーセントを占めているのか。あるいは全体が口座振替を実施しているのかですね。

本町では、やはり自治法に基づいて、これは算定していると思いますが、その算定率の捉え方ですね、私が見た範囲内では税率の捉え方が5つかあるのではないかと思います。まず1点目を申し上げますと、標準税率、2点目に制限税率、3点目に一定税率、4点目に任意税率、5番目に標準税率、その方式がありますが、本町においてはこういった方式で算定しているのか、その率の捉え方と収納方法、例えば口座振替は全体が口座振替になっているのか、そこらへんご答弁をお願いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時39分 休憩)

再開します。 (午後 2時41分 再開)

○ 税務課長 比嘉隆さん

翁長議員にお答え致します。今、税につきましては、標準税率を採用して賦課をしております。そして徴収方法につきましては、口座振替等もございますが、これは正確な数字

は把握しておりません。口座振替につきましては、それぞれ住民の方々が申請し、金融機関を通して、税務課を通してやっております。そして、平成13年度、14年度の決算につきましても未徴収があるということですが、昨年度の決算時におきましては、それぞれ平成13年度の決算は3月打ち切りということで未徴収金が多くなった経緯がございます。

○ 2番 翁長英夫さん

ただいま財政課長からのご答弁であります。私は今申し上げました町民税の膨大な未徴収のことを申し上げましたので、そしてその徴収方法は、どのように行っているのか。例えば部落別に実施しているのか、あるいは、また納付制度をとって未徴収分は、そのままということになるのか、再度答弁をお願いします。

○ 税務課長 比嘉隆さん

お答え致します。徴収方法につきましては、まず納期毎の納付書を送りまして、例えば1期の未納ですと督促状を送ります。それぞれ督促状につきましては、それぞれの地区毎に督促状を送ります。そして督促状の後に催告状、これは年2回送っております。それから手紙の発送、そして電話、そして個別徴収になりますが、そういった方法で徴収をしております。先だつては県の職員とも個別的に徴収をしまっております。

○ 2番 翁長英夫さん

1点目は、これで終わります。

2点目に入ります。先程、町長のご答弁では、男女共同参画が施行されて、私が質問しましたことに対しましては、たいへん前向きなご答弁でありました。本町においても女子職員に対してもたいへん有能な職員も多々いらっしゃると思いますので、そのへんは今後の町長の権限で、そういったところも見計らって女性の地位を向上させていただくことを願いたいと思います。

3点目に入りますけれども、町有地の賃貸契約についてであります。先程、町長の答弁では、これから契約されれば随時契約なさるということを申し上げていたんですけれども、この町有地について、例えば整備地区とまた未整備地区がありますが、いずれについても契約ができるのかご答弁よろしくをお願いします。

○ 総務課長 平田光一さん

今現在整備されております土地改良地区においても町有地がありまして、そこについても賃貸契約を結んでいるところがあります。未整備についてもあります。引き続き継続ですので、引き続き行います。

○ 議長 高良ノブ

これで2番翁長英夫さんの一般質問を終わります。

休憩します。

(午後 2時45分 休憩)

再開します。

(午後 3時00分 再開)

次、14番宮田勇さん。

○ 14番 宮田勇さん

14番宮田です。久米島町建設計画の実施についてお伺いしたいと思います。昨年4月1日に合併が実現し、早2年半が過ぎ、やがて3年目を迎えようとしております。

休憩をお願いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 3時01分 休憩)

再開します。

(午後 3時01分 再開)

○ 14番 宮田勇さん

合併が実現し2年目に入り、やがて3年目を迎えようとしております。本町は合併先進地として内外より、たいへん関心と注目、期待が寄せられております。町長、合併して久米島は変わりましたか、良くなりましたかと内外より、よく聞かれると思いますが、私もよくそれを聞かれております。また、議員各位においても、そのようなことがあると思います。今のところ何が良くなり、どう変わったとはっきり答えようがありませんが、町長としては、その件についていかがでしょうか。

町民側の声も新町建設計画とよく聞くが、いつ頃どのように実施され、住民サービスへと届くのであろうか、このようなことをよく聞かれております。もうすぐ3年目を迎えるにあたり、実施に入る時期だと思うが、新町建設計画案の中で今何を優先して、どのように実施計画に着手されていくのか明らかにしてほしいが、そこで次の4点について伺います。

新庁舎の建設についてであります。町長は先程8月26日、行政改革推進委員を開いたと、その内容を具体的には示してはなかったが、もちろんのことその中で調査をし選定委員会とかそういったもの設置してやると思いますが、まず、町長として年次的にどのような実施の予定があるか、そのへんを伺いたいと思います。

2点目、町民多目的ホール、町民会館とっていいかわかりませんが、その建設。近年、久米島は芸術文化が多様多岐にわたって活発、盛んであります。その発表の場としてたいへん今その必要性を強いられていると思います。その建設についても年次的実施計画の予定を示してほしいと思います。

3点目に、総合福祉センターの建設についてですが、これについては昨年度基本計画が出され、財源内容も示されておりますが、国、県の支出金は確定済みでしょうか。その建設に向けての進捗状況を伺いたいと思います。

4点目、慰霊塔の建立について。これについてもこれで2回目ぐらい一般質問に出しておりますが、この件は今9月定例議会に提案されておりますので、その内容を詳しく説明を伺いたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

14番宮田議員のご質問にお答え致します。質問の要項の中には久米島町建設計画という

ことで4項目について具体的に挙げておりませんので、その件については総務課長のほうから詳しく年次計画について答弁をさせます。

概要として、新町建設計画事業の実施は合併前から着手している事業を優先に継続実施し、新規については事業の緊急性等を勘案し、事業効果の高いものを優先に実施しております。また、事業量は各年度の財政規模に応じて、年次的に着手しております。ご質問の4件の事項については、財政課長の方から答弁をさせますので、ご了承をお願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

庁舎建設、それから町民会館の建設等については、合併協定の中でも合併後に検討して実施するというところでうたわれております。それで、庁舎については行政改革推進委員会、それから推進本部の中で議論して、そして地域の皆さんとも十分意見を聞きながらやっていくという方向で今やっております。

それから、総合福祉センターにつきましては、14年度に計画書もできておりますが、どうしても財政面で補助メニューが少なく、実施に向けての対応が今非常に厳しいというふうな状況で、具体的に補助メニューを、もうちょっと模索しながら実施していきたいなというふうに考えております。担当課とも平成14年度に協議したんですけど、今そのものについての財政面の見通しが見つからない部分があって、今協議は途絶えている状況であります。

それから、慰霊塔につきましては、今年度用地選定委員会を設置して、そのへんの位置の問題とか、建設時期については協議していくという状況であります。

○ 14番 宮田勇さん

新庁舎、それに町民会館等は、財政改革推進委員会においてというんだが、もちろんそれで審議するのはもちろんのことではありますが、まず、年次的にだいたいいつ頃という構想は描いていないのか。それがあって推進協議会もつくって、じゃあ審議しようとなるべきだが、私は聞いていますよ、年次的実施計画の予定はいつ頃か、だいたいいつ頃でもいいですよ。

そして、町長は、継続事業を取り組んでやっているのだから、優先順位を決めてというんだが、特に庁舎の場合は、それほど住民サービスに今のところ不自由はないと思いますが、町民会館、多目的ホールですね、今久米島は、こうして文化協会層あらゆるグループグループで、また舞踊は舞踊、そして三線、いろいろな部門で、今活動でたいへん活発でありますね。そういったものの発表の場といいますか、今具志川の改善センター等も利用し、また教育施設の仲中の体育館等も利用はしているんですが、やはりそういった専門的な施設、僕が一番要望するのは音響施設なんです。こうして立派な芸をこうして演奏、いろいろなものを披露しても、仲中の体育館では音響施設があれで、せっかくの芸が台無しになるんですよ。そういった意味からも、そういったのは優先してやるべきだと思っています。またそれと同時に、多目的ホール会館の中には、今いろいろなかたちで結婚披露宴会場と

かも具志川農村改善センターでやって、場所も狭い場合もあるし、特に久米島の大きな組織である老人会、敬老会も今年も延期になりまして、また20日にやろうかと思いますが、70歳以上の案内ということではありますが、やっぱり60歳以上は老人ということで位置づけられておりますので、全員が入るぐらいのこういった施設も早急にやらないと、それによって住民一人ひとり等しくこうしてやっぱり行政の恩恵を受けながら、住みよい豊かで定住する久米島を築きあげるのが僕は目的だと思うんですよ。そういった面で両村の継続事業を中心にやっていますが、新規事業として、まずはこの会館というのは必要に迫っていると。だから、そのへんは具体的にこれから、もう3年目に入って、今年もあと年次的に半年であります、来年ぐらいからでもそのような計画を練ってやるべきだと思いますが、先程からいろんな面で財政的なことも町長は言うておりますが、こういったのは合併督促債とか、そういったものを活用してやれないものか、そのへんをもう一度企画財政課長お願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

まだ具体的に何年度ということは決めておりませんが、今の財政見通しで平成18年度まではいろんなメニューが継続の部分とか、新規で採択される見通しのものとか、そういうものが目白押しという状況もあります。それから、庁舎につきましては、この建設規模に応じての約半分は一般財源の準備をしておかないと起債の適用もできない状況であります。そういう庁舎等もどのぐらいの規模で、またどういう位置の問題、そうすると土地の購入の問題も出てきます。どうしても予算の規模等もありますので、仮に予算が20億円かかるとすると10億円ぐらいの持ち出しを準備しないと起債にかけられないというふうな条件もありますので、そういう位置の問題とか、規模の問題とか、そういうものを一つの方針に基づかないと、年次のあれを決定することは非常に厳しいなという見通しであります。町民会館についても財政面からすると同じような状況がありますので、以上です。

○ 14番 宮田勇さん

だからですね、位置の問題が確定しないと、やっぱり問題が、予算的なものもあろうと思いますが、やっぱりその前に段取りが、いつやるかわからないので、来年度ぐらいから取り組んで、そして入っていくという、そういった意気込みも示してもらわないと、ただそれがいつと、だってこれは10年以内に財政特例債で活用してこうだという、我々住民によく説明しておるし。そうしたもので合併したらどうしてこうした施設もできるんだよという、そういうのを説明しているし。いつ頃までにできるのかというのをよく聞かれます。文化協会関係の人たちからも。やっぱりそういった施設ができるということは、将来にわたって、今我々の議会の研修でも、南部地区は豊見城、そして全県のもは嘉手納とか、いろんなところでやっていますね。こうした1千名級の人数ぐらいのものができれば、そういったものも誘致できるし、将来にわたって久米島の大きな活性化につながりますよ、また経済の相乗効果も出てくるし、だから、財政の基盤づくりも大事であります、特例

債はいつどのようにして活用するのかですね。そういったために僕は使っていいと思うんですけれど。特例債はそういった時期につくっておかないと、いつつくるのかですね。そのへんをとて住民から期待されております。場所の問題にしてはもちろん庁舎建設委員会で場所を決めますが、総合福祉センターについてもたいへん高齢化社会に向けて、介護や町民の健康づくりや保健、地域福祉の推進拠点施設となります。そういった上で町民がいつまでも若々しく豊かに、そして生き甲斐を感じるのは、やっぱりこういったセンターが必要であります。そういったことを十分執行部もよくよく勘案して、もちろん国、県の補助金ももらわないといけないが、そのへんのメニューもしっかりと働きかけて、久米島は今こういうのがほしいんだというのをしっかりと示してほしいと思いますけど、そのへんを努力してもらいたいと思います。

慰霊塔の建立についても用地制定委員を設置するというのは理解できます。このへんも早い時期に来年の6月からは、町民が一堂に揃って、戦争の犠牲となった御霊に一堂に揃って、そして供養できるような施設もしっかり整備してほしいと、希望致します。そのへんについてもっと何か、ある程度はどのぐらいという年次的計画をもつべきだと思うんですが、もう一度それを答弁して質問を終わります。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

お答えします。先程も答弁しましたが、町の行財政推進本部でいろいろ協議をして、それに基づいて年次計画も立てていくという考えを持っております。その中でも地域の皆さんの声も聞きながらやりたいと。そうしないと、なかなか町内の事務事業の見直しとかいろんな項目掲げておりますので、それに続いて方針を決めて進めていきたいというふうに考えております。

○ 議長 高良ノブ

これで14番宮田勇さんの一般質問を終わります。

次、9番上江洲盛元さん。

○ 9番 上江洲盛元さん

日本共産党の上江洲盛元です。本会議は両村合併しての最初の解散会議であります。従って、質問は多岐に渡っています。住民の要求を優先して取り上げてありますので、町長はじめ執行部の皆さんの誠意あるご答弁をお願いします。

なお、同僚議員から、これまでの質問で重複の面もありましたので、できるだけ答弁の方は避ける方向のこともあります。お許し下さい。

質問その1、不況から住民生活を守るために。今、ちまたでは「仕事がない、仕事がない」と生活苦を訴える方々が多く右往左往しています。小泉内閣の下では、もう救いようのない財政危機にさらされ、同党内の派閥からも小泉内閣の失政に対する反発や異論が出ているのは周知のとおりであります。「今に日本は溶けてなくなる」と自民党の実力者議員の中からも堂々の非難の旗を上げ、小泉総裁と対決している方々もおられます。中央政

府の不況克服の見通しが無いまま、だからといって地方において、そのまま見過ごすことはできないのではないのでしょうか。従って、町としては予算の洗い直しをし、直接住民生活に密着した仕事をふやし、今生活苦を訴えている方々に何とか安心して生活できるような手はずをとる必要があるのではないのでしょうか。財政支出の無駄はないか、余剰金はないか、検討してほしいのですが、町長の所見をお伺い致します。

更に、この後、今から後2003年度に町として5千万円以下の仕事としてどんな計画があるのかお伺いをし、以下、それと関連する財政支出を提起したいと思います。

質問その2、沖縄角力の屋根付き土俵の建設について。この間、地域行事としての沖縄角力を観戦させていただきましたが、中・高校生や一般の力士が年々増えて、角力が盛んになっていることは喜ばしいことでもあります。ましてや江戸相撲においても久米島の力士が挑戦し、那覇で優勝の栄を得ていることも周知の通りであります。全琉で知れ渡っている「角力の島久米島」をますます盛んに発展させるためには、それなりの施設が必要であります。平成14年か16年の計画の中にもありますように、これを実施していただきたい。この建設については、不況克服の一環として捉え、仕事をさせていただくと幸いです。

質問その3、観光環境の整備について。①現在、観光協会の下で政府の緊急臨時雇用創出特別基金による半年ごとの臨時採用で環境整備にあたっていますが、私のみどころ、この仕事は環境の悪化に追いつけない状況にあるのではないのでしょうか。もっと人数を増やし、確実な整備をさせてはいかがでしょうか。15万人の入客を目指すなら、公債を発行してまでも採用人員を増やし、生活に潤いをもたらせてはどうでしょうか、お伺い致します。

②去る9月8日、9日の両日、久米島観光協会及び久米島町主催の「島人による島づくり」をテーマに第1回創造的な観光づくり戦略の形成に向けたフォーラムやセミナーが仲里改善センターと日航久米アイランドで開かれました。とても有意義なフォーラムとセミナーで元気のわく、そして新しい発想の転換を教えられました。ご3名の講師から国内外の観光に力を入れている地域の紹介もありました。また、「ハテの浜はホワイトサンドビーチとエメラルドブルーで世界一だ」とお褒めの言葉もありました。観光資源として、ここをどう生かすかであります。

県外の一例として、能登半島はゴミが一つも落ちていない話がありました。2kmにも及ぶサルビアの花が満開、20kmもコスモスの花が咲きほこっている話、ゴミのないのはどうしてか、町長はじめ役場職員、小中高生の日常のゴミ拾いによるものだと言っていました。

さて、2日間のフォーラムとセミナーで多くのことを学んだが、私の失業対策と結ぶこととの関係に次のことを提案致します。一例を取りますと、リゾート地域であるイーフの道路を見てみたい。まず道路の歩道沿いはどうなっているのか。住宅や飲食店側はところどころにアカバナーが咲いているものの、台風でやられて駄目になっていますが、殆どの面

積は雑草で乱繁茂しています。特にその反対側、例えば久米アイランドから出て、家畜センター道路の歩道は雑草で覆われ、足の踏み場もなく、歩道の役目を果たしていません。これは真泊港まで続いています。イーフビーチホテルの西側駐車場からビーチに通じる道沿いの見苦しい雑草等々であります。観光の顔は道路であると言っても過言ではないでありましょう。こういうところに仕事をつくって住民の生活を潤していただきたいものです。

③イーフビーチホテル西の集落近くの駐車場からビーチに抜ける門、以前はアーチに表示があり、入口らしい形をしていたが、今はない。観光業者からアーチをつくってほしいとの訴えがあります。バス道路沿いにビーチ入口の案内表示についての訴えもあります。更に、久米アイランド側からビーチへの入口の整備も必要です。駐車場も必要としています。ご答弁願いたいと思います。

質問その4、去る8月10日、JTAの久米島運航1便が欠航となった。このことについて町民から苦情が寄せられています。欠航の理由がなんと台風の影響で那覇にたまっているお客を本土に運ぶためだったといいます。これは同僚議員、仲村議員からも質問がありましたが、ただ久米島のその日の困った様子を申し上げます。8月10日、公立久米島病院においては月2回の精神科の医師が那覇から来て診療する日であります。週4回の整形外科医が来る日でもあったようです。精神科の患者さんは午前8時から来て待っていてイライラしている状態だったようです。結局、お二人の医者が当院に着いたのは正午頃だったのであります。原因はともあれこのようなことが二度とあってはならないと思います。強力な抗議と対策を考える必要がないかということで、先程ご答弁がありましたので割愛させていただきます。

質問その5、漁港の整備についてであります。奥武島の漁港が船数が多くなっているといえます。水路も浅くなっているとのこと。対策してほしいとの訴えがあります。また、先般、議会でも取り上げました島尻の漁港の整備については、どのように検討されたかお伺い致します。

質問その6、痛恨の碑の広場確保についてであります。6月議会では去る大戦の米軍の久米島上陸の碑をイーフに建立することをお願いいたしました。当局は今計画中とのことですのでなによりです。今回は日本軍によって虐殺された久米島住民全ての犠牲者を奉った痛恨の碑での平和学習との関係であります。修学旅行での本土の学生、一般の平和ツアー団体での学習は、広場がなく実に心細い限りであります。願わくば町として広場を確保してほしいのですが、いかがなものでしょうか、お伺いします。

質問その7、これについても平田議員からも重々質問がありましたので、ただ読み上げたいと思いますが、確実なご答弁を後でやって下さい。モズクが値下がりし、業者は生活に窮しているようです。フェリーの運賃も含めて、町当局との対策を望まれるが、ご答弁をお願いしたいと思います。以上、壇上からの質問を終わります。

○ 町長 高里久三さん

9番上江洲議員のご質問にお答えします。1点目の不況から住民生活を守るためにという問題にお答えします。失業問題は全県または全国的に大きな問題でありまして、県でも8%の高い失業率を維持しております。更に公共事業も半減をして、久米島町においても2、3の会社が倒産して大きな問題になっております。そういう中で、町として一般財源を充当している事業が起債事業に振り向けられるかどうか、県と調整し、また既決予算のチェックを行い、雇用対策に充てられるよう12月補正に向けて検討していきたいと考えております。今後、実施予定の5千万円以下の事業は20件あります。

2点目の沖縄角力の屋根付き土俵の建築について。沖縄角力は島の伝統行事として5カ所で行われ、また町まつりのイベントとしても定着しており、上江洲議員から提言がありますように、沖縄角力をますます発展させる必要があると考えていますが、新町建設計画の事業メニューの緊急性、優先度を勘案し、財政状況を踏まえ実施していきたいと考えています。

3点目の観光環境の整備について。現在、国の補助金による緊急地域雇用創出特別事業と町の雇用対策事業で約10ないし15名程度雇用し、島の美化作業にあたらせております。昨年以前と比較した場合、町内の環境が数倍良くなったと、住民あるいは外来者から高い評価を受けております。それにしても相変わらず環境悪化は後を絶ちません。そうした状況を背景に悪化につながる原因を分析してみると、自然悪化と人為的悪化があると思われます。自然悪化、例えば、雑草、台風等自然現象によるものについては、人的導入で浄化する価値はあると思いますが、人為的悪化については、住民及び外来者のモラル向上を啓蒙するのが先決ではないかと考えます。人為的悪化を防げば、現状の作業員数も十分対応は可能だと考えております。

4点目、観光環境の整備について。リゾート地域であるイーブ道路清掃につきましては、県の雇用対策事業の予算と町の予算を合算して観光協会へ委託しております。観光協会が職員を応募し、各観光地、公園、主要道路等の草刈り清掃等を行っていますが、雑草の繁茂に追いつかない状況にあります。今後は観光協会担当と協議をし、地域美化清掃に努めたいと考えております。

5点目の観光環境整備について。イーブビーチは久米島観光のメッカであるということは十分認識しております。その場所へアクセスするメイン的な案内板がないということは観光地として好ましい状態ではありません。よって早急に関係課と調整を図り検討致します。また、久米アイランド前からビーチへの進入路整備と駐車場整備の件については、関係機関、地権者及びその他の関係者等々の意見も参考にして検討してまいります。

6点目、JTA旅客機の運航について。上江洲議員、割愛ありがとうございます。

7点目、港の整備について。奥武島漁港の船数が数多くて狭くなっているとのことですので、現地や隻数等も調査し、また水路、船の出入りに支障があるのかも調査して対策を検討したいと思います。島尻の港の整備については、県に外郭の防波堤等の要請も行ってき

ましたが、県の事業では現状復旧の整備しかできないとのことで、現状のままの事業完了となっています。

8点目、痛恨の碑の広場確保について。状況としてはすぐ広場が確保できるような場所ではなくて、当面は実施する計画はありませんが、平和学習面で必要であると思いますが、個人有地であり、また農振の農用地区域でありますので、早急な整備はできませんが検討していきたいと思います。

9点目、モズク業者の救援について。モズクについては、ここ3、4年生産量がだぶつき、価格が暴落し、厳しい状況にあります。久米島だけじゃなく県全体にモズク漁家が苦しい状況にあります。今後漁業組合ともモズク対策について協議していきたいと思います。特にモズクについては産地間競争が激しいと。更に買い手優先の取引市場であるということで、いつも生産者が非常に弱い立場におかれていると。そういうことで、何か付加価値を付けて新しい製品がつくれないのかどうか、そのへんも検討し、輸送費については久米島那覇間の海上輸送の輸送費については、久米商船に話し合っって運賃の低減ができるかどうか検討していきたいと思います。

○ 9番 上江洲盛元さん

まず1点であります、なかなか私が先程から訴えているように、先程平田委員からも雇用問題、要するに若者が仕事なくて島を離れるとか、現在、地に足をつかないとかいうことですが、これをいかにして、ここに書いてあります予算を洗い直して、財政の無駄の面はないか、そして、余剰金はないか、こんなものを洗い直して、自主財源で、自主財源というのは先程もありましたが、一人百万円の負債をしているという話もありました。財政課長から。だけどもやっぱり今の不況というのは全国的にはもう自殺もありますし、いろんな殺人があったり、これと関係している背景はあると思います。そこを工面することがやっぱり行政や政治の暖かい手じゃないかなと思います。

それから、5千万円以下の仕事として20件これからあるといいました。これは非常に頼もしいことだと思います。20件の5千万円以下の仕事があるというのは。私が訴えたのは、無駄はないのか、あるいは余ったお金はないのか、これを洗い出してつくれるのか。そしてこれで仕事をさせることはできないのかということでもあります。これが1点目、よろしくをお願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

先程も町長から答弁がありましたように、今、既決予算のチェックもやりますと。そして事業で一般財源で振り向けているものを起債事業に回せないのかどうか、そうするとその分を一般財源に余裕が出ますので、そういうものを検討しまして12月補正に向けて何とか苦しい財政の中ではありますけれども、この雇用対策に向けるような対策で取り組んでいきたいということでもあります。

○ 9番 上江洲盛元さん

ひとつ最大限の努力を12月補正に向けてお願いします。

次、質問その2ですが、ご答弁いただきましたメニューの緊急性の話ですが、これは平成14年度から16年度の中の計画の中にも位置づけられています。これだけの沖縄全体の角力の島、それから角力協会の譜久里学さんが全琉の理事なんです。これほど島が誇っている沖縄角力なんです。これをなんとか資金繰りをして、後輩たちを育てていただきたいなと思います。

先だって夏に奄美大島へ行きました。加計呂麻島も請島も行きましたが、各部落に屋根付きの角力士俵があるんですよ。各部落ですよ。それから考えると相当遅れているなど。南大東にも行きましたが、あれは素晴らしい屋根付きの、ですから大東の人も角力が強いわけですね。ますます後輩を伸ばすためには練習場を、雨の中でもできるような施設を施していただきたいという訴えもあります。再度ご答弁をお願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

お答えします。過疎地域自立促進計画の中に盛り込まれていて、このメニューがあるんですけれども、この過疎地域自立促進計画を作成し、議会に説明したときにも、これは16年までの計画ではあるんですけれども、この新町建設計画に載っているものを全て載っけておかないと過疎起債事業がどのメニューにのっけるかという選択の中で、この計画の中から該当させるということでもありますので、その平成16年までのメニューは、全部その間にやりますよということではありませんので、その説明の時にもそういうふうやってきたと思います。

それで、先程から財政状況の中で非常に厳しいということを再三申し上げてきましたが、うちの財政状況が厳しい状況の中で、先程、庁舎の建設の問題とか、町民会館の問題とかあります。そういうものも一つ一つ検討して年次を立てていくというふうなことになると思いますので、この屋根付きの角力場についても同じような考えで進めていきたいというふうに考えております。

○ 9番 上江洲盛元さん

他の地域の土俵を視察しながら、いわゆるどのぐらいの予算が必要か、検討していただけますか。どうですか、具体的に。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

このへんもまだ検討はしておりません。どういう状況にするのかということは検討したことはありません。その件についても、角力場の緊急に必要なのかどうかとか、そういうものも協議して決めていきたいなというふうに考えます。

○ 9番 上江洲盛元さん

次に移ります。質問その3、観光環境の整備、これは財政が自己財源も厳しいんですが、政府の緊急地域雇用創出特別基金、これは沖縄県に70億円で、各市町村800万円で、何カ年でしたか、後で聞かせて下さい。多分久米島町には、これは合併後でしたか、合併前な

ら1千600万円あるわけですね。久米島は、両方併せて。とにかくこれだけの金が800万円があるわけです。どの程度これ今までに使っているか、あるいはどのぐらい残っているのか。今の時分というのは前倒しも必要じゃないかなと思いますが、いかがなものでしょうか。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。この基金は合併前からある基金でございます。1年目は観光関連、観光振興ビジョンの策定にあたらせております。2年目からは観光地美化ということで作業員を採用して昨年、今年ということで、島の環境浄化にあたらせております。年間だいたい800万円程度でございます、この事業も来年でおそらく終わるのではないかというふうに思っております。そういう情報も受けております。今年は特別に約1千600万円ぐらいあるんですけども、現在、観光協会に委託して使わせているのが800万円程度で、残りの700万円に関しては、今回、合併した中で行政委員を一緒にという、その整理をさせようということで、来月あたりから、その分に関しての雇用対策の事業を使うと。

これは行政書類を合併して後の両村であった書類整理ということの事業で使うと。その場合、雇用というのは発生はしてきますけれども、そういうかたちで使うという計画をしております。

○ 9番 上江洲盛元さん

ちょっと確認したいんですが、合併してから後800万円ですよ。すると1年目はビジョンの策定の800万円の金が出ているわけですね。

○ 議長 高良ノブ

個人的な発言は慎んで下さい。まとめて聞いて下さい。一問一答じゃなくて。3回までと決まっていますから。

○ 9番 上江洲盛元さん

私の認識では、この800万円というのは直接現場で働いている人に直接支払うものだと思っていたんですが、ビジョンの策定とか、現場で働いている賃金、それから後の700万円はこれからの、ちょっと聞こえなかったんですが、何に使うということを、私の認識が違っているのか、そちらも含めてお願いしたいと思います。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。この事業は町が直接雇用はできないということになっているわけです。要するに民間がするということで、民間に一旦投げて、もしくは観光協会でもいいんですけども、そういうかたちで使いなさいということになっているわけです。役場そのものが直接雇用はやっていけないと。特殊な事業があるのであればそれはできますけれども、一般に清掃作業員とか、ああいうものに関しては直接雇用というのはあまり好ましくないということなので、とりあえず外注はして、その会社とか法人会社もそうなんですけれども、彼らとその雇用を促進していくというかたちでとっております。

それから、今年度の残りの700万円程度の事業費なんですけれども、両村の合併以前の資料を整理するために、これは民間の会社にお問い合わせするんですけれども、その民間の会社が地元からの雇用も含めて雇用対策をやっていくというかたちになります。

○ 9番 上江洲盛元さん

この件は今3回目ですか。まだありましたが、だいたいわかりましたので、とにかくいかにして雇用を増やすかということでお願いします。

議長、あと1回お願いします。

○ 議長 高良ノブ

今の3番目ですか。あと1回質問したいわけですね。

ただいまの上江洲議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規程によって特に発言を許します。

○ 9番 上江洲盛元さん

②でたくさん文章を書きました。実はイーフを歩く度に、これは観光協会が今雇用してやっている方々がやっているがなかなか雑草の繁茂に追いつかないというご答弁でしたが、皆さん現場へ行って見て下さい。いつからですか。畜産センターを超えて、そこは観光客が通れないんです。道から通っていくんです。この行き帰りをどうするか、具体的に商工観光課長、調査して、そこにすぐにでも作業している皆さんに仕事を与えていただきたいと思います。

先程の③ですが、町長、アーチのことはお答えありませんでしたので、その件。浜に行くところの入口のアーチ、これをどうするのか。それから、今緊急に必要なだと思えますのは、久米アイランド側の方の駐車場。これ見てみたら、駐車場をつくれる場所があります。現在、向こうへ行ってみたらサクシードの側にいっぱい車が駐車されています。そこを考えていただきたいということです。

それから、一昨日、これは久米島ンチュ、僕もそうなんです、今、「ひげ水」お客さん連れていきませんか。僕も連れていきません。なぜかといったら水が流れていないから。ひげ水が見られないんですよ。観光客を私のお客さんを連れていけないんです。

ところが、レンタカーあたりでみんな行っているんですね。赤嶺パイン園でちょっと休んでいましたら、私に話していた、「ひげ水行くんだけれども、階段の道が草がいっぱいして歩けない」ということがあって早速行ってきましたら、ちょうど展望台の観光客の恋人が2人いまして、東京の方に話しかけたら、その人たちも言っていました。結構レンタカーを使ってある表示を見て行っているんですね。驚きました。だから島の人は、ああ水が落ちないからといって連れていけないけれども、これは商工観光課長行って見て下さい。そうしたら明日すぐ掃除したくなります。お願いします。そして、黒石森城への看板が半分壊れているんです。これは見て下さい。それから、島尻へ行く東屋、以前から瓦が落ちています。あれ修復して下さい。たいした金ではないと思います。これで質問その3を終

わります。

質問その4へいきます。これは先程、仲村議員への答弁がありましたので。町長は値上げ問題も合わせて、町民大会の話もやったと聞いたことがあります、そういうこともありましたらご答弁下さい。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 3時57分 休憩)

再開します。 (午後 4時00分 再開)

○ 商工観光課長 盛本實さん

先程、町長の答弁の中で案内板ということでのお話が、このアーチの件でございます。それで、確かに我々が確認したんですけれども、久米島で一番観光客が集まる場所だということで、島の人間でさえイーフビーチの入口がわからないという声もありますので、そのへんに関してはアーチ型にしているのか、それとも別のみんなが見やすいような、気がつきやすいような看板にするのか、そのへんは検討して、ぜひこれは設置したいというふうに考えております。

それから、久米アイランドの前の駐車場の件ですけれども、その場所がどういう場所なのか、個人有地なのか、町有地なのか、それとも保安林にかかっているのか、そうでないのか、というのも検討をして、必要であれば早急に、それも検討していきたいと考えております。

○ 9番 上江洲盛元さん

ありがとうございました。それでは、漁港の整備についてですが、県に要請をして検討したいということでした。建設課長、島尻の港の船揚場を見て、どういう感想をもったか、それだけお聞きしたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

島尻の港については、以前に既設の小さな港がありまして、県道の拡幅の場合に、これを地元からの要望で復元してくれという要望と、またあれこれ他の漁港並に外郭の要望等もありまして、町としても外郭の要望も県の方へ要請してきた経緯がありますが、県の担当の方としては、漁港指定区域でもないし、漁港としての機能の整備はこの予算では無理という回答も受けまして、現存のままで整備して事業完了となっておりますが、町としても船の隻数、また漁民の数、そういったのも検討しながら、今後いかに進めていくかやっていきたいと思いますが、今の時点では漁港指定でもなく、隻数も少ないという状況で、早急に整備するという事は、今の段階では無理な点があります。今後いかにするかはこの後町の予算でできるのか、そのへん財政の方とのいろいろ検討していく余地がありますので、今しばらく町内の意見もまとめていきたいと思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

あの港を皆さん見たらわかりますが、船揚場があっただけです。これは全部海

底まであるべきですが、これの途中から砂利ですよ。砂利の上を車をかけてやると。しかし、これは以前はどこが造ったのかな。であるなら、割と大きいですよ。であるならどこかのメニューが探せるんじゃないかと思ったりするんですがね。以前はどこが造ったんですか。ただ僕が言いたいのは、あの港はおかしいと。砂利の上を引っ張ってきて、それからセメントの上に。普通の港はそうじゃない。海水の中からすぐセメントの上に引っ張るわけでしょう。だから以前も、いつ造ったか思い出せないかもしれませんが、執行部も。とにかく造られているんです。どんなメニューがあって造ったのか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 4時05分 休憩)

再開します。 (午後 4時06分 再開)

○ 9番 上江洲盛元さん

とにかく見て下さい。砂を取ったってしょうがないです。側から砂がくるんですまた。しょうがないです。

質問その6に移ります。痛恨の碑の広場確保について。これは平和学習をする広場が必要なんです。個人有地です。実は私この地主に会ってきました。「どうぞ解放します」と言っていました。久間地に住んでいるNさんですけども、そういうことであれば、ですから役場としては農振地域から外すこと、農振地域ですから。それをしていただければ地主は譲ってくれます。ずっと以前に地主が買ったときは坪4千円だったと言っています。今はどのぐらいになるかわかりません。とにかく最終的にそこで、現在はそこで5、6名しか学習できません。これは80名もいくんです。旅行生が。ずっと道のところにいて説明受けるのです。そういうことでひとつ調査をしていただきたい。これが第一。それから、地主は譲っていいと言っています。私は直接会ってきました。具志川の友人と2人で。それをお願いしたいと思いますが、もう一度農振地域を外すことを、まずは町当局はやっていただきたいということで答弁をお願いします。

○ 総務課長 平田光一さん

土地の取得とか、それだけの話だけではなくて、それも含めて農用地と。そしてまた予算の問題とか、そういうものも併せて、町長から先程ありましたように、平和学習の面では必要であるという認識ももっておりますので、そういうこととも併せて、他のものとの緊急性とか、そういうことも併せて町として今後検討したいということです。

○ 9番 上江洲盛元さん

町が農振地域から外していただければ、資金繰りはいろいろ方法があります。そういうことも考えていますので、まず外すこと。向こうは売ってくださるというから、これをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで9番上江洲盛元さんの一般質問を終わります。

次、20番仲地宗市さん。

○ 20番 仲地宗市さん

20番仲地です。1点ほど質問してまいりたいと思います。まず1点目、農業用廃プラスチックの処理対策について。近年、本町でも花卉、野菜の生産等が著しく伸びております。その反面、冬場の生産拡大のためには、通常のビニールマルチ等プラスチック製品の使用を伴うため、収穫後は多くの廃プラスチックが畑の周辺に放置され、手つかずの状態です。行政としても抜本的対策が急務と考えます。町長の所信を伺います。

○ 町長 高里久三さん

20番仲地議員のご質問にお答えします。農業用廃プラスチックの処理対策について。廃プラの処理については以前から議会の一般質問の中でも何回かご指摘があり、町としては平成17年度に農村振興総合整備事業で最終処分場の敷地内に事業実施を計画しております。

○ 20番 仲地宗市さん

今町長のお話にもありましたが、旧具志川村でもこの件は何回か議会の一般質問で取り上げられまして、その都度、年間3回ほどしますという答弁をいただいておりますけれども、これまで1回ぐらいじゃなかったかなと私はそう思っております。なおかつ早目にこれを処理しないと、今ある研究機関で廃プラの研究をしているところから資料をもらいまして、いろんなダイオキシンの関係で今は燃やすこともできない、そしてどこでどう処理をするのかというような格好で私もこれをもってきましたけれども、早めに処理をしないと、これまで昔の自練の南側に山のようにいっぱい捨ててあります。それをそのまま見逃すとなると、今後町はじゃあ我々はどこに捨ててもいいのかというような格好にもなりかねません。今、シーナ原にも行政の皆さん方は、ご覧になられたかわかりませんが、シーナ原のあの整備をされた地域にたくさんのビニールをいっぱいいただいております。そして何回かこれを早めに処理して下さいというお願いはしたんですけども、いっこうにラチがあかない。そして「我々はどうするかといったら、お金を出してもいいからこれを早めに片づけてほしい」という要望がありました。ビニールをそのままにしていると、この資料を見るといろいろな弊害が出てきます。住民にいろいろな弊害が出てきます。そのためには、今行政側が答弁していただくのは2つぐらい、「はいすぐやります。」そしてこういう答弁を私は望んでいるんですけども、そしてなおかつ、今シーナ原にいっぱい積んであるビニールは、雨が降るともたないそうなんです。水が入って。そしてどこかに片づけようとしても片づける場所がない。町が指定する場所がない。そしたら農家は、そのままそこにほっておくしかない。そして山のあちこちに、2、3日前にも私は昔の自練の南側を調べてみたらたくさんのビニールがいっぱいしています。捨てる場所の選定と、そしてこれを油化して一般農家へ油を売る方法。糸満の西崎ではどうに、この方法ができております。しかしお金がたくさんかかりますよという説明も我々は聞いてきました。

そして嘉手苧の皆さんが野菜の皆さんが頑張っているんだけど、野菜つくる皆さんの要望を聞いて下さい。観光団がたまに見に来るそうです。そうしたらビニールのことも聞かれるそうなんです。ですから、できたら早めに、今月いっぱいにも片づけて、野菜づくりの皆さんを勇気づける気持ちで。焼却もできないものをどうしてどこへ捨て場がないから抱えているわけですから、町長そのへの答弁よろしくをお願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

確か廃プラ問題の処理については、これは合併する以前から大きな問題で、私が経済課長になった頃も、この問題が出まして、旧具志川とも何回も協議しながら、この事業の採択に向けて取り組んだ経緯もあります。それで廃プラの問題は、町は何もやっていないということではなくて、これはJAとも何回も協議もやってきております。JAに対しては、「皆さんは販売して、あと処理はどうなっているか」と。「これは行政に尻ぬぐいをさせるな」と。「あと処理まで責任あるべきじゃないか」と。そして昨年度もそれを相当JAとも議論しまして、今仲里側にある旧野菜出荷施設、トタン葺きです。向こうは一昨年度から、ここは空けてもらいたい。これは町の施設だから、ここに廃プラを洗浄して、そこに一時保管をしていきたいということで、何回もこれにクレームをつけて要望いたしまして、ようやく昨年度から、そこに一時保管するというようになっております。これは野菜部会、花卉部会にも、この話は私の方から直接出してあります。農家の皆さんは持参して保管する場合は、ちゃんと洗浄して、洗って、泥を汚れを落として、ちゃんとコンパクトに縛って、集約して向こうに一時保管をやってもらいたい。これは保管する場合はJAの経済部の営農指導の方へ連絡して対処してもらいたいということも1カ年以前から決定しております。

ただ、この処理につきまは、おっしゃっているとおり、処理施設は金がかかります。ただ、いろいろこの事業の見地から検討しました結果、とりあえず、リサイクルのを油化までではなくて、ある程度溶かして、固形化にして、これを糸満に施設のある油化施設の方に搬送して、向こうで処理をしてもらうということで、これも合併する前から南部町村会の今の局長の金城総務課長でしたけれども、何回もこれ調整した経緯もございます。

ただ、南部町村会としては、広域型の施設でありまして、久米島町はその中に入っていない。それで広域事業については皆さんの承諾を得ないといけないからちょっと待ってくれと。前にはそういった話もありましたけれども、今後検討しますということで承諾は得ております。

ただ、野ざらしにしているものにつきましては、これは使った農家の皆さんが責任をもって洗浄をして、先程述べた場所にJA久米島支店を通じて一時保管してもらいたいと考えております。

あとは、先程事業の件について述べたように17年度に、今の最終処分場の場所に設置することに決定しております。

○ 20番 仲地宗市さん

実は、兼城の港には花卉の出荷場という場所がありまして、去年の台風のあとに、その木にいっぱいビニールが下がって、それがなかなか木のでっぺんですから取れそうもなく、そのままの状態にして、結局はいつか風とかで飛ばされてなくはなりましたけれども、ビニールを放置しているがために、観光15万人を目指すためには、周辺からきれいにしていかなければいけない。ただ、課長の今おっしゃっているのもわかりますけれども、農協さんともぜひ話し合いをして、今シーナ原には土も落として括っておいてあるのもあります。ただ雑に置いてあるのもあります。ところが何回か話をしても取りにこない。向こうもお金を出してでも処理をしてほしいという要望がありますので、ぜひ農協さんとも話し合いをして、早めの処理ができないものか、再度お聞きして終わりたいと思います。

○ 農林水産課長 平良進さん

処理の問題につきましては、先程も申し述べたとおり、その廃プラとして残ったビニールにつきましては、使った農家が洗浄して、今JAの資材保管していますけれども、そこに持ち運んで一時保管してもらいたいということで、JAさんとも協議決定しております。ただ、取りに行くものについてはJAさんがやるかどうか、あるいはまた行政でやっているものかどうか、向こうで処理するために運搬、取りに来る件につきましては、今後また協議していきたいと考えております。

○ 議長 高良ノブ

これで20番仲地宗市さんの一般質問を終わります。

休憩します。 (午後 4時25分 休憩)

再開します。 (午後 4時25分 再開)

お諮りします。

本日は20番仲地宗市議員の一般質問で会議を閉じたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。どうもお疲れ様でした。

(午後 4時25分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号29番） 國吉弘志

署名議員（議席番号30番） 喜久里 猛

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 5 回久米島町議会定例会

2 日 目

9 月 1 9 日

平成15年 第5回久米島町議会定例会

会議録 第2号

招集年月日	平成15年9月19日 (金曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	9月19日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	9月19日 午前11時33分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲良徳	17番	新垣盛助
	2番	翁長英夫	18番	大田哲也
	3番	田里市郎	19番	與那嶺孝成
	4番	島袋完英	20番	仲地宗市
	5番	仲村昌慧	21番	上里総功
	6番	國吉武	22番	仲原健
	7番	國吉修	23番	山城篤三
	8番	真栄平勝政	24番	山城宗太郎
	9番	上江洲盛元	25番	山里昌伸
	10番	山川正員	26番	知念弘
	11番	我謝政市	27番	平田清勇
	12番	糸数誠三	28番	吉永安扶
	13番	山城和満	29番	國吉弘志
	14番	宮田勇	30番	喜久里猛
	15番	山城節	31番	崎村稔
	16番	平田勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	31番	崎村稔	1番	江洲良徳
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根秀吉	係長	津波実
			書記	上原あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	吉元幸信
収入役	松元徹	文化課長	山里昌輝
教育長	喜久里幸雄	住民課長	神里勇
総務課長	平田光一	福祉課長	大田治雄
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	山城英明
建設課長	仲村昌保	水道課長	内間邦夫
町づくり推進課長	神里稔	税務課長	比嘉・
商工観光課長	盛本實	出納室長	伊良皆真秀
農林水産課長	平良進	空港課長	仲地泰
農業委員会事務局長	仲宗根省一	消防長	幸地猛

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。

ご報告します。普久原朝方さん他4名の方から、会議傍聴の申出がありましたので許可しました。

本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、31番崎村稔さん、1番江洲良徳さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、初日に引き続きまして一般質問を行います。

順次発言を許します。

30番喜久里猛さん。

○ 30番 喜久里猛さん

30番喜久里です。私の方から3件ほど質問をさせていただきます。まず1件目ですが、21世紀のまちづくり推進協議会の活動助成金の予算化についてであります。先だって町長は、町の当面の重要施策として二大事業を挙げておりました。その中で儀間川の総合開発、仲泊の商店街の活性化再開発でございます。儀間川につきましては、皆さまご存じのとおり新聞等で発表されておりました事業費の芽が出ました。仲泊の歩道設置につきましても、若干の調査費の兆しが見えてきております。このことにつきましては、国の代議士の方からファックスで町に流れているところではありますが、その調査費の確固たるものにするために、どうしてもこの商店街の活性化が私は必要ではないかと。それを県、国に訴えて、早急な調査費の金額的なものを欲しいということでの質問でありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一つは、活動費ですね、今商店街が一生懸命、朝市、夕市いろいろイベントを打っております。国に我々の誠意を見せるためのどうしても活動費を助成する必要があるのではないかとということでの質問でございますので、そのへんの回答をお願ひしたいと思ひます。

2件目です。キビ共済の支払いです。これは私前回の議会でも取り上げました。今年はずかつてない大凶作でありまして、農家にとっては共済金の支払いが非常に待ち遠しかったんですが、9月10日現在、これが締め切りが9月10日ですので、そういうことになっておりますが、現在未だに支払いがない。幸い9月16日に支給されております。契約者300人

のうち約260人が該当しまして、久米島に1億700万円の共済金が支払われております。これは農家にとっては非常に救いの金額じゃないかなと私は喜んでいてるところでございますが、ただ、この共済につきまして非常に疑問がある。普通の生命保険とかそういうものでしたら、「当然何月何日後決定、何日後に支払いますよ」とか、「金額はいくらですよ」と出るんですが、キビ共済につきましては約款もなければ契約書もない。支払日も回答できません。いわゆるお役所任せ、国任せ。こういう保険が本当にあっていいんだろうかということでございます。当然、その支払いが延びますと、農家にとりましては掛金のいわゆる支払いができない。よって、関係業者も困ってくるというのが実情でございます。ぜひ町につきましては、連合会、いわゆるキビ共済連合会、あるいは県、国に対してそのへんのところをはっきりするような協議をしてほしいということでございます。

それから大学、これは大学ということになっていますが大学に限りません。私は一学部でいいじゃないかなと思っております。誘致を考えていないかということでございます。大学運営法が変わりまして、大学側も一層の経営努力が要求されてきました。いわゆる独立採算方式ということでございますが、そうなりますと健全な経営をするために、どうしても維持費の安い場所を選びます。ということで、この久米島につきましてもこれは十分可能性があるんじゃないかと思えます。私はずっと以前から学部の方、私は農業ばたですので、農学部の方を誘致したらどうかということで、旧村時代の方々にもお願いしてまいりましたし、それと旧仲里村側でも前平良曾清村長は「海洋学部を実は誘致するんだ」ということをパーティの席上で言っております。ということにおきましても、やっぱり久米島は人口面、それから活性化の意味からも大学の誘致が必要じゃないかなということでございます。

先だつてある教授に会いましたら、「久米島は素晴らしい所だ」と言ってくれました。「本当ですか」と、私も悪い癖で二度確認します。「本当だ」と。「では久米島に何が必要ですか」と聞きましたら、「大学だ」と。ただ、この先生は大学とは言わずに研修セミナーで十分だと。「全国の250カ所の大学廻れば必ず来てくれるよ」と。「ただし、この場合には町としては土地の提供が必要です」ということは条件として話しておりました。このへんから考えましても私は考え間違っていないかと思っております。町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

30番喜久里猛議員のご質問にお答えします。1点目の21世紀の町づくり推進協議会への活動助成金の予算化について。商店街の歩道設置については去った7月15日に県土木建築部へ要請に行き、前向きな回答を得ています。今後の歩道設置については県と協力して、その実現に努力したいと考えております。また、商店街をどのように活性化させるか、基本構想計画策定するために、委託費を予算計上しておりますので、21世紀の町づくり協議会と連携をとりながら進めていきたいと考えております。

2点目のキビ共済の支払いについて。平成14年度産のサトウキビ共済の支給遅れについては、これまで島仲共済に何回となく問い合わせてきましたが、遅れた原因は八重山が大豊作となり、製糖数量が5月までかかり、八重山農業共済組合の農家調査が遅れ、そのため県連合会での集約が遅れ、国への請求が例年より遅れたことが大きな原因となっております。町としても島仲共済組合に対し、今後このような遅れのないように要望していきたいと考えております。

3点目の大学学部の誘致について。たいへん素晴らしいことでありまして、私は大賛成であります。県の海洋深層水研究所もありますので、海洋深層水関係の学部などが誘致できれば島の活性化に大きく貢献するものと思いますので、積極的に対応していきたいと考えております。

○ 30番 喜久里猛さん

まず1件目再質問します。歩道設置の調査費につきましては、おそらく順調に進んでいくと思います。ただ、その歩道設置の前提として、その商店街がやはり活発でないといえずいということなのですが、町長の回答で500万円で15年度に予算を計上されているんですが、これはあくまでも町づくりのための委託費ということですか。あたりの予算ということなのですが、民間の企業でも実績のある団体については、今まで仲里村もそうですし、具志川村もそうです。町になりまして助成金、補助金をある程度支給して、もっと頑張れということで奨励しております。例えば、生活改善グループ、それから4Hクラブ等、組織があるんですが、一生懸命やっている団体については町はバックアップしてくれております。現在、仲泊の21世紀町づくりにおきましては、なんとか商店街を活性化しようということで夕市、それから朝市、路上ライブ等いろいろイベントを打ってきております。それに対して私はある程度のバックアップが必要ではないかと思っております。15年度もあと半年しかありません。これは旧具志川村時代に何とか活性化しようということで割と多額の金を出しまして、町づくりのある程度のアウトラインを皆さんがつくっておりますので、町になりまして170万円の助成金でもって頑張ってくださいということでやっております。残念ながら今年がないということになっておりますので、私は再度そのへんのところを検討していただいて、12月あたりにも若干の活動費が欲しいなということですが、そのへんのところをもう一度回答願いたいと思います。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

先程、町長から答弁がございましたように、商店街の活性化の基本構想計画書作成のために委託として予算計上してございます。それで、昨年につきましては170万円の補助金を交付してございますが、これは活動費、事業費ということではなくて、あくまでもこの対象が地域の活性化のための意向調査、それから活性化のためのイベント、あるいは瓦版の発行、それから先進地の視察と、そういうことでの補助金を去年交付しております。それを踏まえまして意向調査等が出来上がっておりますので、それに伴い今年はどうのように

したらその21世紀の町づくりを活性化するかということで、基本計画書を作成しようということで委託費として計上してございますので、活動費としての予算は計上されておられません。

○ 30番 喜久里猛さん

くどいようですが、去年度の170万円につきましては、瓦版と路上ライブ等についての事業費ということで計上されているわけですね。これから新しい久米島、素晴らしい久米島をつくろうということで前進する中で、これは一種の後退なんですよ。170万円から0ということは。町づくりの事業費として170万円を計上して、それを町づくりの皆さんに使わせてもらっているわけですね、それができないということになるわけです。今年は。そのへんのところどうでしょう、町長。

○ 町長 高里久三さん

私は、先程、議員がおっしゃったように、県との行政懇談会の中でも久米島町から出す大きな政策として儀間川と仲泊中央振興通り会の問題を取り上げて要請をしております。また、私自身も政策の中で久米島の発展のためにも振興通りは開発しないとけないと思っております。その中で、今回あげてありますのは、あの一帯のよりよい改善はどういう具合にやればいいのか、そういう基本的な構想をするために委託料を計上しております。これはこれだけで出来る問題じゃなくて、町としてはどの事業を入れてやれば、よりいいのができるかということで、これはいわゆる町の元負担分の管理計画です。そういう中で、21世紀の皆さんが素晴らしい活動をして、これはもう民活が自主的に活動をする見本にもなってるんじゃないかと思われるぐらい、私は皆さんの活動に対して心から感謝をし、敬意を表しております。

そういう中で、町の予算全体を見た場合に、全てが厳しい状況であると。たくさんの方も求めありますけれども、全部前年並みというような各観光協会、商工会、団体も削っております。そういう中で、あくまでも皆さんが自主的にやって、そしてなおかつ皆さんが、これではもう駄目だというような状況の中で、再度また町としても検討をしていくと。「今回これがないからずっとないか」じゃなくて、その事業の内容、それからまた必要かどうか、そういうのも緊急性も勘案してやっていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

今、前向きに検討するということで、私は回答をいただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

2件目です。私は島仲共済では、もうこれは駄目だと思います。沖縄県の共済連合会で、国、県に要請しないと、この支払日の明確な日はもらえないんじゃないかなと思っております。先程、前段で申しました。支払日がわからない保険が果たしてあるんでしょうか。そういう意味からおきまして、島仲共済を通り越して沖縄県の共済連合会、そして県、

国へ要望してほしいということでございますので、そのへんのところは再度回答願えますでしょうか。

○ 町長 高里久三さん

この島仲共済に幸い私も理事となっておりますので、たまたま今回は役場の事業とかち合っ
て理事会に出席できませんでしたが、今、喜久里議員から出されております早急な
支払いについては理事会でも強く要望していきたいと思っております。それと同時に、こ
のキビが全琉一円に3月30日で終わればいいですけれども、ばらばらなんですね。です
からこれにありますように、八重山が十年來の豊作で、3月に終わるべきのを4月に延びた
というようなことで、向こうが上がってきて全体をプールして、それからの積算になりま
すので、久米島が早く終わったから早く取りたいからということでは、おそらく不可能だ
と思えます。そういう組織でありますので。

それから、今回の場合に、島仲共済の事務の遅れで遅れたのか、そういう社会的な現象
による遅れなのか、そのへんも調査して今後早急に保険金は農家に支払いできるように努
力していきたいと思っております。

○ 30番 喜久里猛さん

幸い町長が理事ということであります。そうなのですが、久米島が終わったから先にと
いうんじゃないんですよ。久米島は島仲共済の管轄にあります。島仲共済は終わります。
そしたらそれで調査して額が出ます。ところが今の制度でいきますと、先程から申しま
すように、宮古郡が終わらないと駄目、それから北部が終わらないと駄目、まとめてやり
ますと。この分我々は待たないといけない。私はそこがおかしいと思えます。我々は既に決
まっているわけですから。数字も出ているわけですから。それを先にやって、終わらせた
順序よくやっても別におかしくないんじゃないかなということなんです。それをぜひ理事
として、沖縄県連合会で取り上げていただいて、さらに連合会から国、県へ取り上げて
いただきたいということでございますので、よろしく願います。

○ 町長 高里久三さん

この調整金が久米島は1千万円、やんばるは2千万円とか、こういう額が決まってい
ればいいんですけれど、全体を上げてこないとな久米島の分がいくらになるかわからない
わけです。ですから幸いに久米島がひどくて、他の地区が被害が少なければその分もら
う率は上がってくると思うんです。そういうことですので、そのへんの仕組みがある
ので、いつまでに入ってくるということは、おそらく不可能だと思えますので、その
へんそういう方法があるのか、話し合いをしてみたいと思えますけれど、仕組みが
そういう状況であるので、一律に久米島だけが入ってくるということは、おそ
らく不可能じゃないかなと思っております。

○ 議長 高良ノブ

ただいまの喜久里議員の本件に関する質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条

のただし書きの規程により、特に発言を許します。

○ 30番 喜久里猛さん

解釈ちがっているんじゃないでしょうか。私の質問と。いわゆる農家は農家の共済を入るときには、いわゆる農家の実績があるんですよ。いわゆる5・1・3というやつですね。ですから我々の額はもう既に決まるんですよ。製糖を終了した時点で。だから別に北部を待つとか、宮古八重山郡を待つとかという必要はないと思うんですよ。だから今町長の説明だとそのへんが一緒じゃないかということなんです、我々は計算したらもうすぐ出るんです。そのへん補足説明ありましたら。なければそれで終わりです。

○ 農林水産課長 平良進さん

例えば、共済の災害保険の決定につきましては、喜久里議員がおっしゃったとおり、国頭、島仲、八重山、宮古、4共済ありますけれども、これは各々決定はなされます。状況下において。そして各共済が各々、遅れがあらうと、早かろうと、これは県の共済連合会に申請出します。提出として、出以前の分として。県の共済連合会は沖縄県全体をまとめて、また国にこの被害状況の要請を行います。それで先週も島仲共済の、この経緯を聞きましたら、県の方で各共済の集約ができないと沖縄県としての数値、それから寄付金が把握できなくて、国に申請、提出ができないということで、とりあえず県の共済のまとめ役でまとめられなくて、こういった遅れが出たということで、島仲共済もお話をなさってました。

本来ですと毎年旧盆前には支給されております。この件も上村さんには農家からそういった苦情がいっぱい出ていると。もう少し連合会叱咤激励して早めに終了させてもらえないかと、これは再三、私の方も要求を出しました。以後こういったことにつきましては協議もやるということをおっしゃってました。幸いうちの町長も理事でありますので、町長の方からも今回のこういった件につきましては、再度また連合会あるいは他の共済組合も事務遅れがないような方策もさせていきたいと考えております。

○ 30番 喜久里猛さん

大学の誘致でございます。私は非常に喜んでおります。町長から非常に前向きな検討をいただきました。仮に全国のどっちかの大学から名乗りを挙げた場合に、これは先程前段の質問で申しましたとおり、おそらく土地の提供は要求してくると思います。土地を買ってつくれというわけにはいかないと思うんですよ。我々も誘致する側としては大学生が久米島に500人、あるいは1千人近くいるということになると、これは非常に子ども達にも素晴らしい影響を与えますし、また経済の活性化にもなります。ですから再度お聞きしますのは、もしそういう大学の名乗りがあれば、土地の提供は大丈夫かと、あるいは心づもりをしているかということ再度回答願いたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

今、学校法人は、高校、大学は町おこし、人集めに一番いいのが学校だそうです。そう

いう意味で、私はこれ仮に大学が来るならば、町有地のある部分は10年間無償でいいですから貸して、大いに歓迎です。できれば奥武あたりに、この大学がつくれるんだったら、それこそ素晴らしいものができるんじゃないかなと思います。例えば、海洋深層水と水産関係を一つにした学部の研究施設ができるのであれば、これは町を挙げて大歓迎を致します。

○ 議長 高良ノブ

これで30番喜久里猛さんの一般質問を終わります。

次に、4番島袋完英さん。

○ 4番 島袋完英さん

島袋です。通告書に従いまして4件ご質問を致します。まず、中央・振興通りの開発事業についてであります。この件は先の喜久里議員からも質問がありまして、重複しますが、改めてお聞き致します。21世紀町づくり推進協議会というのができて、たいへん活発に活動もしておりますが、この事業が実現できなければ、私は両村の対等合併とはいえないんじゃないかというふうな認識をもっております。といいますのは、13年の議会で両方とも決議して合併に至ったんですが、私たち具志川村の方では賛否両論ありまして、結果は反対が2票だったんですが、内情としては3分の1を超えるような数字で反対の声もありました。しかし、当時の村長と議長が稲嶺知事との交渉において、協議において、県の方としても合併して後も県も真剣に、これは推進していくと、取り組んでいくというふうな言葉をいただいて、それで納得をして賛成したような状況であります。これは高里町長もおわかりになっていただきたいと。それからまた助役であります長井さんも、その当時は具志川村でありますので、その内容はよくわかっていると思います。私たちはあくまでも文書で、この事業開発の確約を文書でもってやらないと役人の仕事はあとでどうなるかわからないというふうなこともありまして、ぜひ文書で確約を取りたいというふうなことでしたが、状況が状況であまり、この合併を延ばしてもいけないということもありまして、結局は決をとったわけでありますので、町長もそのことをよくご理解いただいて進めていただきたいというふうに思います。

今度調査費として500万円がついております。一步前進しているというふうに思うんですが、これから後がなお大事ではないかというふうに思うんです。ですから、質問には進捗状況とありますが、この後の町長の考えとしてどのように進めていきたいのかをお伺いしたいというふうに思います。

それから、港湾整備についてであります。2千トンクラスの船が接岸できると。浚渫、それからバースができました。しかし、今の状況では、あの場所にフェリーが着いたとして、ターミナルが相当離れていますね。100m以上約200mぐらい離れています。ですから、その状況はそのままでいいのかどうかですね。どうしてもそれに合わせたターミナルの建設が必要かと思えます。それから、今まで港湾道路として港から大田の方に道路が出てお

りますが、出口まではいいんですが、県道に入ってから取り付けが、左折右折ですね、が非常に難しい。それから逆に、大田部落の中をそのままバイパスに進行している車が多いわけです。この部落は年寄りが多い。それからその真ん中に公民館があります。大田部落は公民館で一番子ども達が土曜日、日曜日、公民館で遊ぶの多いのが大田の公民館ではないかというふうに思います。ですから非常に危険性を伴うわけです。それで、今回このバースの建設と併せて、兼城を突き抜けて真っ直ぐ上にバイパスにつなぐ道路をぜひつくるべきだというふうに思うんですが、当局の計画はどうなっているのかお伺いします。

それから3つ目に、県営住宅の誘致であります。これは具志川村時分からずっとやってきました。議会でも全会一致で賛成決議してやったんですが、議会の決議というのは、村長、町長が無視すれば、別にそのままでありまして、結局実現できませんでした。しかし県としては、県の住宅課、県の南部土木部の建設担当は、予算が毎年繰越、繰越で何十億円という予算を執行できなくて、いつも県議会で指摘されているということで、「どこかに土地の提供、確保できれば県営住宅をつくってもいいよ」というふうなことだったんです。あの頃は。今でも私は県の予算を見る限り、特に住宅の場合の予算がずっと未執行が多いものですから、現在でも同じではないかというふうに思います。それで、町長は、そういう考えを持っているのかお聞きしたいと。

村営住宅両方ともつくりました。具志川村も仲里村もですね。つくりましたが、もっと間取りも広くて、そして家賃ももっと安い住宅でなければ、低所得者には、月11万円以下となっている人たちにとっては、今の村営住宅の家賃は高すぎると私は思っております。また実際、若い青年男女たちが別居して、要するに親から別れて家を探しても、ほとんど空きがありません。仲里側もそうだと思うんですが、具志川の方もほとんどないんですよ。ですから、その解消のためにも、ぜひ県営住宅の誘致が必要だと思いますが、町長の考えはどうかお伺いします。

次に、観光振興についてであります。観光協会から今年の入込みの、全体の数字はまだ聞いていないんですが、非常に今年はよかったと。先月8月まではよかったと聞いておりますが、それでも10万人にはまだ遠いんじゃないかなというふうに思います。それで、合併後取り上げてきました観光振興について、今までどういうふうに進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

まず1つ目に、東京の旅行者の添乗員の話だと、「久米島の宣伝はほとんどなされていない。宣伝が弱いんじゃないか」というふうなことを言っております。それと、「まず久米島は何をメインに売っているんですか。海は慶良間、宮古、八重山みんな海なんです。沖縄県全体が海なんです。もちろん海はいいんですが、その他に別にないところのものが久米島には何がありますか。そのメインの商品をまずつくるべきだ」というふうなことを言っております。その宣伝不足というのと、去年の質問をやりました関東、関西あたりに営業マンを配置したらどうかというふうなことも質問しまして、町長はこれはいい案だと、

検討しようというふうなことでしたが、その後どうなったのかお伺いします。

それから、お客さんを誘客の一つの手段として、いろんなサービスクーポンを発行しております。今年もありました。球美カードサービスですね、この効果がどのぐらいみているのかお聞きします。

それと、J T Aに対して、東京便の件、それから更に東京ではなくて大阪だとか福岡、そういう路線の開拓、そういうものを商工観光課、あるいは観光協会などとそういう話を協議したことがあるかどうか。例えばJ T Aに対しては今6月から9月までの季節運航がありますが、これを週何便かとやって通年運航ができないものかどうか、そういう検討はしたことがないか。それから更に、大阪か福岡、とにかく別の路線の開拓の提案をする考えはないかどうかお聞きします。

4番目ですが、これはどうしても改善してほしいんですが、喪服で空港でよく集団で集まります。具志川村時分から思っていたことなんですが、なかなか打ち出していいものかどうかという迷いもありましたが、今回は議員の数名の方々も、これに賛同でありましたので、私が代表のかたちで出しておりますが、これも町長もよく検討していただきたいと。協会長としてでもあるし、それから町長としてですね。と言いますのは、私も8年ほど前はタクシー運行に就いておりましたが、新婚旅行者を乗せたときに、たまたまそういうあれがありまして、その人たちが「あまり、いい気持ちではないですね」と言うんですね。自分たちは新婚旅行で来たのに、いっぱい喪服の人たちが、そこへ並んで待っているというふうな、島は昔は港で迎えたんですが、飛行機が飛んで、今は空港もこうなっていますと。昔からそうなんですというふうなことを話したんですが、また別の運転手もそういうふうに言われたらしんですよ。おじいさんのトゥシビー73とか85とか、そのトゥシビーに来たときに、そういう人達にあって、やはりあまりいい気持ちではないねというふうなことを言われたらしいです。私は結論から言いまして、やっぱり自粛すべきじゃないかなと。観光客を増やそう増やそうという中で、身内の人たちの気持ちはわかりますけれど、しかし、空港で迎える現状が今あまり目的が果たされていないような気がするんですね。というのは、遺体で運ばれてきた場合には貨物のところからすぐ出ていくし、遺骨でやってもそこで会って、ただそれだけなんですね。それよりは、空港では身内の人が何名か荷物を持てる、そういう人たちが行って、逆に遺族の家でみんな集まれば、家で迎えれば長くそこで対面もできるわけですよ。ですから、これを改めていけないものかというふうに思うわけです。観光協会長でもあります町長、はじめてこういう話はいくかもしれませんが、内部で協議して、できましたら自粛の方法を打ち出していただければというふうに思います。以上4点をお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

4番島袋議員のご質問にお答えします。中央・振興通りの開発事業について。結論から申し上げますと、私は重要な課題として真剣に取り組んでいきたいと思っております。町

としても商店街の活性化のため予算計上をしておりますので、今後事業実施に向けての基本構想及び整備計画の策定等、商工会と共に県の関係機関と調整中であり、他市町村の実例等を調査しているところでもあります。また、県商工労働部商業貿易課の職員が事業調整のため9月18日に現地調査に来島する旨報告を受けております。

2点目の港湾の整備について。島袋議員が指摘のあるように、久米島の海の玄関口として、たいへん重要な施設であります。現施設は老朽化が激しくて、これはぜひ早急に改善に向けて県に要請していかねばならないと思っております。ただ、今のところ新町建設計画の中には入っておりません。引き続きそれに向けて前向きに検討していきたいと思っております。

それから、2点目のバイパスから港湾までの直線道路について。直線道路の件ですが、バイパスから港湾までの直線道路はたいへん必要であり、地域の合意形成につとめ、県へ要請していきたいと考えております。また、新町建設計画の中にも取り上げられておりますので、これについても引き続き頑張っていきたいと思っております。

3点目の県営住宅の誘致について。町内のアパートの空き部屋がいくつあるか調査し、どれだけの需要があるか。県営住宅を建設する場合に、一戸建ての建物の最低の世帯数はいくらかであるか。例えば30世帯か、20世帯なのか、そういうのを調査して、民間のアパートの経営に影響がなければ、県営住宅が建築できるかどうか県と協議をして検討してまいりたいと思っております。

今年の入り込みについて。久米島観光の伸び悩みはいろいろあるかと思っておりますが、知名度が低いということも少なからずあります。なぜエージェントが久米島を売り出さないのかということは、やはり他地域と差別化する久米島に特化した魅力、商品が少ないということだと思います。今後は島の学校、バーディハウス、スポーツキャンプをメインに久米島ならではの商品を拡充し、宣伝を展開しながら知名度アップを図りたいと思っております。営業マンの配置の件ですが、人材的な問題、費用対効果等の問題、それと売り出す商品がまだ確立されていないこと等があり、現在のところ配置していないのが現状です。しかし、前段で申し上げた各商品については、ここ1年、2年では整備されます。それらが整備されますと自ずとエージェントからのアプローチはあると思われれます。その動向を見極めながら検討してまいります。

次に、観光振興の中の球美カードのサービスの効果について。特定キャンペーンを行うことにより、各旅行社のパンフレットに久米島の部分が大きく露出し、PRしており、旅行社にとっては宮古、八重山より大きく取り扱って1ページに掲載しております。旅行雑誌においても独自でキャンペーン広告を行っており、かなりの久米島露出が行われているのが現状であり、効果も大であると認識をしております。

3点目の新路線開拓と東京便の通年運航について。(A)の東京便を週2～3回の通年運航をできないか。それから(B)のJTAの新路線の要望について。東京直行便の通年

運航と新路線開拓は久米島における経済効果を誘発する一つの要因にもなると思われ、非常に必要だと感じております。しかし、現状で航空会社に要望したとしても採算性の問題、その他の諸問題等で理解を得ることは困難だと考えています。基本的には生活路線ではない採算性重視路線に赤字覚悟で参入するとは考えられないからです。それをいかにして新規路線の設置や東京直行便の増設を施していくかを考察した場合、観光客やビジネスマンを久米島に訪れさせるための土壌づくりが先決であろうと思います。

喪服集団での故人の迎えについて。故人の霊に礼儀をつくすことで喪服で迎えるのが一般的な慣例となっていると思います。喪服は告別式の時に着用すると一般的に言われていますので、迎えは略式で地味な服装でもよいのではないかなと私も思います。しかし、これだけ喪服着用が一般化している状況の中で、改善できるかどうかは厳しいと思いますが、今後検討して解決に向けていきたいと思います。また、一つの方法として、セキュリティーの問題もあるかと思いますが、先程、島袋議員が話されたように、骨じゃなくて遺体を迎える場合は、直接裏の方のゲートから出ていますので、一旦飛行機から降りて、エレベーター、または階段を降りて、そこから送り迎えをするというような方法ができないのか、そのへんもターミナル株式会社と話し合いをして、解決に向けて努力していきたいと思います。

○ 4番 島袋完英さん

再度質問致します。中央・振興通りの件であります。二大事業の一つとして県と交渉しているということですが、今後はもっこの事業に本腰を入れるためには、やはり観光商工課、それから町づくり推進課あたりから担当の職員をおいて進めない、また足踏みになるんじゃないかと。それから、一番重要なのは、町長が要するにこの地域を、島の市街地と久米島町の市街地として位置づけて、県に対して要請する、これが一番大事だと思うんです。今の場合は、この21世紀推進協議会が組合なんです。そこがいろんなプランをつくってやっておりますが、結局、県、国に対して、この組織のものでは相手にならないわけです。町自体がここをこういうふうな開発をするんだということを打ち出して決めてかからないと、また前進はないと思います。ですから、町長の決意をお聞きしたいんですが、この地域を久米島町の、やはり市街地として位置づけて取り組む気持ちがあるかどうかお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

これは両村の合併の一つの条件にもなっているし、また、久米島の全体を考えた場合、町づくりを考えた場合にも、ぜひこの開発はしなければならないと認識をもっています。確かに21世紀の皆さんが頑張っているのも、これも一つの方法だと。あくまでも町としてのその地区をどのような町にし、どういう開発をするかということで、今その調査費を計上して取り組んでいるところであります。ですから、あくまでも国、県との要請については町が主体にならなければならないと。それを補佐するのが21世紀の町づくり、また

は商工会、観光協会になるんじゃないかなと思っています。結論として、これからも重要課題として取り組んでいきたいということです。

○ 4番 島袋完英さん

ありがとうございます。この件については、町長以下、それから町づくり推進課、商工観光課なども今一生懸命取り組んでいると思うんですが、より重点的にここに關心をもっていたきたいというふうに思います。

次、港湾整備についてであります。新ターミナルはぜひ必要で、県の方にも要請していくということですが、バイパスまでの直進道路ですね、これはどうしても早めにやるべきだというふうに思います。港から出てきて、大田の田場商店のところでクレーンや大型車で字の街灯、防犯灯を倒したこともあります。廻りきれなくてですね。弁償してもらいましたが、そういうふうな、部落内にとっては非常に危険な状況でありますので、野菜の運搬ですね、ほとんどの道路から降りてくるんですよ、大田の集落内から。アーリの方から降りてくればいいと思うんですが、どうしても向こうが真っ直ぐなものですから、港に、大田の方が。ですからこの路線について、今計画のある段階で何年度ぐらいの計画になっているかお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

本路線は県の道路になっていて、たいへん重要なものだというので強く県に早急にやるように要請していきたいと思います。といいますのは、新しいバースもできたし、肝心の入口が狭くて支障を来すんでしたら、これは港を改築した意味もありませんので、そのへんは早急に。新町建設計画の県事業として載っておりますので、そのへんを早めに実施するように要請をしていきたいと思います。

○ 4番 島袋完英さん

ぜひこれも一生懸命に取り組んでいただきたいと思います。

県営住宅についてであります。既存の施設のアパートの状況とか、もちろんそれは調査しないとイケないと思うんですが、調査してみればわかると思うんですが、ほとんど空きはありません。それから、基礎を打つときに借り手は決まっているんですよ。そのぐらいなんです。ですから私はどうしても必要だというふうに思っております。また、実際私の周囲でも、子どもを2人連れて那覇から帰ってきている青年がいるんですが、奥さんがいなくて、また再婚したいということで、先々月も彼女も来ていたんですが、そこに住むとお婆ちゃん、親、自分たち、三世代で住むわけですね。ですからどこかアパートを探したんですけれどなくて、結局この彼女は1カ月ぐらい居たんですが、また今那覇へ帰っております。要するに待機組というんですかね。そういうふうにアパートが借りれたら一緒に住もうというふうなことです。そういう人たちもいますので、これも早めに調査して、ぜひ誘致していただきたいと。

県営住宅の場合は島に住んでいるから入るとかじゃなくて、県全体からここに住所を移

して住もうと思えばできるわけですよ。そのためにも必要だと思うんですよ。島の子どもたちだけじゃなくて、沖縄本島あたりから、島に住みかがあって仕事もあれば行きたいなという人はたくさんいると思うんです。先程の大学誘致と同じように、これも人口を増やすためにもいいんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次、4番目の観光振興についてであります。関東、関西での営業マンですね、これについてはJTAの東京支店長の話だと、向こうは「非常に歓迎しますよ」と。東京支店ですね。例えば町がそういうのを配置すれば、JTAの東京支店のどこか一角にでも設置していいですよという話もやっておりました。ですから私は観光に取り組むと、今一生懸命やっているというのはわかるんですけど、もう少し観光バカといわれるぐらいやらないと伸ばせないと思うんですよ。15万どころの話じゃない。ですから、あるいは職員から1人派遣するとか、1年間ずつ交代で、職員を東京に常駐させて、ずっと航空会社、旅行社を廻る、そういう方法もあると思うんですよ。それを検討していただきたいんですが、どうでしょうか。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。久米島の観光の状況をみてみますと、7、8、9で約7割から8割ぐらいの入域の状況になってはいますが、それはなぜかという、やっぱり久米島は先程からも話がありますが、久米島に目玉がないという中で、9月、10月以降3月までの話なんですけれども、売り出す商品がないというのが現状なんです。先程も答弁があったんですけどもバーディハウス、島の学校、スポーツキャンプも含めて、その対策でいろいろ作業を進めていますけれども、その中に、そういう商品がない中で宣伝マンを配置することよりも、まだそういう条件整備の部分と、今現在アイランドの方で1人向こうに常駐しているのがありますが、彼も利用しながら島のPRは図っているつもりでございまして。今後、島がこれだという部分をつくりながら、徐々にそういうことを含めて対応していきたいと思っております。こういうのができれば自ずとエージェントあたりから目を付けてくるんじゃないかなという部分もございまして。ということで、現状からして果たしてバスの問題、それから宿泊の問題、いろいろ島ではまだ条件整備しなくちゃいけないのがありますので、それをここ1、2年で整備しながら、久米島の知名度を高めるために頑張っていきたいというふうに思います。

○ 4番 島袋完英さん

よくわかりました。頑張ってください。もちろんまず条件整備ですね、地元受け入れ側の整備が必要でありますので、今着々と進んでおりますので、その進み具合によって、またこれもぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、路線の開拓、これは非常に難しいというのは私もわかっておりますが、観光協会、それから商工観光課一緒になって、条件整備できてからやると遅いわけですよ。

ですから今から皆さんの協議の中でこの路線も要望していこうとか、そういう協議はぜひやっていただきたいというふうに思います。

最後の喪服の件ですが、やはり観光振興を一生懸命考える中で、今改善できるものは改善していてもいいんじゃないかと思うわけです。だからこれは空港であれだけ迎えても結局は素通りして、後ろからただ車ついてくるわけですよ、家まで。車の渋滞もあるし、それとまた、先程言いましたように、いい気持ちじゃないという方もいるわけですから、私は逆に島外から訪れるそういう人たちに気持ちを、もっと島の人みんなでくみ取ってやるほうがいいんじゃないかということなんです。迎えるんじゃなくて、私が欲しいのは、自宅の方にみんな集まって迎えれば、もっといいお迎えができるんじゃないかということです。これは町としては打ち出せないと思うんですが、やはり自粛として、こういうふうに自粛しましょうということを通してチラシや広報などで、まずは観光協会からこれをまず町民に自粛願いのそういうチラシは出せないものかどうかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

たいへん重要な問題で、先程も話したように、一般的な慣例として最後の別れというんでしょうか、そういうことで一番人生の悲しい問題で、町としてこういうことが果たしていいのかですね、まず皆さんの意見も聞きながら、それから婦人会、それから生活改善の皆さん等の意見も聞いて、とにかく島袋議員がおっしゃるように、待合所がいっぱいいると、確かにあまりいい感じではないということは私も同感であります。そういうことで改善策としてもっといい方法がないかですね。先程も言ったように、必ずしも喪服で来なさいということではないですから、略装で地味な服装で。それから出棺とかこういうのは普通那覇では火葬場に出棺する場合には、地味な服装でやっているのが結構あるんですよ。ですけれど、ここはみんな全て骨拾いから全部喪服ということになっているんですが、できるだけ改善するように頑張っていきたいと。

ただ一つ空港の迎えは裏側から回せば、そう難しい問題じゃないかなと。ただ問題は、先程言ったように警備の問題とか、そういう問題で空港法に引っかからないかどうか、そのへんは検討して、改善に向けて取り組んでいきたいとします。

○ 4番 島袋完英さん

ありがとうございます。観光振興についてもそうありますが、この21世紀の町づくりについても、町長がバカになるぐらい、この開発バカと言われるぐらい観光でも、この事業でも、そのぐらいの気持ちで取り組まないと、結局前進はないと思いますので、ぜひ残す期間も町長はあと2年半ぐらいですか、せめてこの間にも更に前進があったということを出してほしいわけです。ですから最後に、再度町長の決意をお聞きして終わりたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

その件については、県もよく理解していると。県もその振興を進めたいということは認

識しております。いかに少なくとも前進ということで調査費導入については調整費が確実にできるということですので、一つずつ前進はするんじゃないかと。今そのように私も1カ年ちょっとですから、なんとかそのうちに芽出しでもしてと明るい希望をもたすために頑張っていきたいということです。

○ 議長 高良ノブ

これで4番島袋完英議員の一般質問を終わります。

次、22番仲原健さん。

○ 22番 仲原健さん

22番仲原です。3つの質問を致します。まずはじめに、公立久米島病院の産婦人科の継続開設について。現在、公立久米島病院では久留米大学及び九州大学からそれぞれ1人ずつの産婦人科の医者が派遣され開設されています。産婦人科の期限が来年の3月で切れるそうです。これは厚生労働省と大学側との契約らしいんですが、その3月の期限が切れたあとの問題です。現在、久米島の住民から安心してお産ができると、そして町の婦人からも喜ばれていますが、その期限が切れた後、平成16年4月以降の対応について継続して産婦人科の開設ができるかどうか、そのことを町はどのように対応していくのか、はっきりした目処が立っているのかどうかお伺いしたいと思います。

また、その産婦人科が開設されたあと、これまでにどれくらいの件数があつたか。そして何名の子どもさんが生まれたかも含めてお伺いします。

次に、琉球エアコミューターの運航による町の赤字負担の割合、軽減があつたかどうか。昨年平成14年の11月から琉球エアコミューターが運航しているが、その運航に先駆けて、去年の6月議会の全員協議会でトランスオーシャン航空にその赤字部分の経費の一部をこれまでずっと支払いしていますね。4千万円近い金が年に支払われているんですが、エアコミューターを就航させると赤字負担が約500万円ぐらい軽減されると。そういうふうな説明がありましたが、果たして約1年近くRACが運航されていますが、結果的にその軽減額がどれぐらいになっているかお伺いします。

それから3つ目に、久米商船の高速船ブルースカイが平成16年、来年の10月で運航が終わるそうです。船の耐用年数からみても運航が難しいと。そういうようなことが聞かれております。旅行者や島の住民からもブルースカイの運航は非常に有り難がられているんですが、そのブルースカイが運航停止になったあとの高速船の運航、就航が予定されているか。又、他に新造船をつくる計画があるかどうか、町の対応についてお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

22番仲原議員のご質問にお答えします。公立久米島病院の産婦人科の医師の派遣について。平成14年5月から産婦人科を開設し、厚生労働省から医療技術援助医師等派遣事業で久留米大学並びに九州大学から常勤産婦人科医師2名がローテーション派遣されています。次年度派遣については8月28日に久留米大学、九州大学に私と沖縄県医療組合事務局

長と引き続き派遣するように要請を行ってきましたが、派遣事業については今年で終了ということで説明がありました。次年度以降については退任をされた産婦人科の医師の紹介については協力をするということでもあります。

それから、平成14年6月1日から平成15年5月31日までの久米島病院での出産件数は22件で22名。因みに他県及び沖縄本島への里帰り分娩等で81名の妊婦を他関係機関へ紹介しております。

2点目の琉球エアコミューターの運航に関する町の赤字負担について。以前にJ T Aから那覇久米島間におけるJ T A 201便、202便をR A C便への差し替え変更の報告がありましたが、その時に変更する理由の一つとして、現在町がJ T Aに対して補助している運航補助の負担軽減のためであると。その軽減額は約400万円から500万円程度であるとの説明がありました。しかし、実際の結果として180万円程度の軽減でございます。

あと1点、久米商船の高速船の運航について。久米商船の高速船ブルースカイが運航中にたまたま故障したりすることと、ドック代が高額であるということなどから、平成16年10月までの運航にすることを予定しているようです。平成17年度以降の運航については、今年10月までの運航終了後に検討し、決定にあたっては行政と相談をしたいと考えております。それを受けて町としての考え方を示していきたいと考えております。

○ 22番 仲原健さん

公立病院の産婦人科の件ですが、久留米大学は厚生労働省との契約で6カ月ごとの契約らしいです。九州大学は3カ月。先程、町長のお話では、退任された先生方の紹介ということですがけれども、昨日、今日とこの島の少子化の件も相当取り上げられたし、学校の統廃合の件もある。そして、お産が島で安心してできるというようなことは非常に重要なことだと思います。少子化にもある程度ブレーキがかかって、子どもも増やして、町の人口も増えると思います。そういう意味から、この産婦人科の対策はぜひ今後も続けて欲しいと思います。

それからさっき、これまで22件の22名、そしてその間の81名というのは、これも全部含めてのことでしょうか。そのことだけ確認しておきます。

○ 保健衛生課長 山城秀明さん

平成14年6月から平成15年5月31日まで22名の妊婦が久米島病院でお産しております。それから、県外、いわゆる里帰り出産と俗に言われておりますのが23名。本島での出産が19名ということでもあります。この本島での出産というのは、いわゆる合併症といいますか、そういうものなどが含まれて、島ではたいへんお産が難しいということで本島出産ということでもあります。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時19分 休憩)

再開します。

(午前 11時21分 再開)

○ 町長 高里久三さん

22名と88名に併せたのが、一応久米島病院で取り扱っていると。いわゆるお産までは、診察とかいろんなものは久米島病院で診察を受けると。先程、説明があったように、正常な人は22件、異常のある人たちは沖縄本島、さらに自衛隊の奥さんなどもいて、里帰りして親の所でお産をするということになっておりまして、トータルで両方を合わせたもののトータルになっております。

○ 22番 仲原健さん

今の産婦人科の件はお産の件数とか教えてもらいましたが、島外沖縄本島での出産も結構あるみたいであるし、ぜひこの期限が切れた来年の4月以降もこの産婦人科の開設を努力してほしいと、そういう要望を入れて次にいきます。

琉球エアコミューターの運航、去年の11月からの運航ですが、先程の町長の答弁では、実質は180万円の赤字の軽減しかなされていないと。これは当初、去年の6月の説明では、約500万円の赤字を減額できるんじゃないかなという話でしたが、どうしてそれがこういう差額が出ているのか。あと320万円ぐらいの隔たりというのほどに原因があるのか。これは当初の話ではJ T Aの運航によつての赤字の90%は国と県、そして市町村の負担ということが言われていたんですが、赤字の90%のうちの半分は国が、のこりの半分の3分の2が県、3分の1が村とか、今になると久米島町ですけれども、そのような赤字負担割合になっていると思うんですが、その中のR A C運航にすると500万円は軽くなるだろうなという説明でしたが、どうしてこれだけの差額が出たか、その原因について説明願います。

○ 商工観光課長 盛本實さん

当初向こうから説明があった額と今回の額が若干差がありますけれども、その原因は、当初計画していた旅客数の大幅な減に伴うものだと。約9千名ぐらいの減になっているということで、当初見込みよりは乗客数が落ちているという説明がございました。それで、R A Cとジェットが差し替えしないで継続運航させていた場合、いくらぐらいの損失が出るかという計算もきていますけれども、そのままジェットで運航した場合、前年度プラス約600万円ぐらいの逆に赤字が出たでしょうという報告もございました。

○ 22番 仲原健さん

そこらへんは、向こうの当初、R A Cを就航させるときの便宜上の説明だったと思うんですが、単独路線ということで航空会社に見すかされているような気がする。久米島町は航空会社に対しての姿勢をこれからもっと強くもって、この前の運賃のアップ率の問題、差別化されているような気がしますので、今後はJ T A、そしてエアコミューター会社に対しての航空運賃や他のサービス面においても強い姿勢をもってほしいなと思います。

次いきます。久米商船の高速船ブルースカイ、これ当初は今年度いっぱい運航という話もあって、そしてこれも取り上げたんですが、久米商船の会社に聞いてみますと、「来

年の10月までは運航します」と。そして「いろいろ修学旅行関係とかの契約とかそこらへんもあるし、いきなり今度の夏のシーズンで終わるということはありませんよ」と。「来年まで運航します」と。「4月の25日と10月末までの運航はします」ということですので、この1年は安心ですけれども、その後の問題ですね。先程、町長は検討して、そしてまた話によりますと、フェリー2隻で往復運航もすると、そういう話もありますけれども、まだ確たることはないですね。そういうことで、先程いろいろこれから検討して、船の就航については決めたいということですが、町としてぜひフェリーだけじゃなく、夏場の観光シーズンの短時間で行き来できるような船の確保の模索をしてほしいなと思います。そこらへんの決意とか姿勢についてもう一度お伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 町長 高里久三さん

ブルースカイの問題は久米島の町民の足の確保、それから観光入域の問題等たいへん重要な問題でありますので、今後その支障がないように、その廃航になったために久米島町民、または観光客にしわ寄せがないようにやっていきたいと思っております。ただ、この船は人間に例えると200歳ぐらいになるような老朽船になります。両エンジンありますけれども、何回も一方が故障して入港が遅れたりとか、いろんな問題も起こしておりますので、人命を預かる意味として、久米商船としてもそのへんからそろそろ引き上げるべきじゃないかなということではないかなと思っております。事実をもっと確認して、今後代船として高速の船を入れる計画があるのか、またはフェリーを大きくして高速化するのか、そのへん会社の内容も聞いて、また町としても要請すべきところは要請する、また何かのかたちでその分のカバーができるような方法を講じていきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

これで22番仲原健議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終わりました。

(午前 11時33分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号31番） 崎村稔

署名議員（議席番号1番） 江洲良徳

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 5 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

3 日 目

9 月 2 2 日

平成15年 第5回久米島町議会定例会

会議録 第3号

招集年月日	平成15年9月22日 (月曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	9月22日 午前10時00分	議長 高良ノブ	
	散会	9月22日 午後12時00分	議長 高良ノブ	
応招議員 出席議員 出席30名 欠席2名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招) 欠席議員	15番	山城 節	22番	仲原 健
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	2番	翁 長 英夫	3番	田里 市郎
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	吉元幸信
収入役	松元徹	文化課長	山里昌輝
教育長	喜久里幸雄	住民課長	神里勇
総務課長	平田光一	福祉課長	大田治雄
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	山城英明
建設課長	仲村昌保	水道課長	内間邦夫
町づくり推進課長	神里稔	税務課長	比嘉・
商工観光課長	盛本實	出納室長	伊良皆真秀
農林水産課長	平良進	空港課長	仲地泰
農業委員会事務局長	仲宗根省一	消防長	幸地猛

平成15年 第5回久米島町議会定例会

議事日程 [第3号]

平成15年9月22日(月)

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2	議案第42号	平成15年度久米島町一般会計補正予算(第2号)について	
		延会	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。

ご報告します。15番山城節議員、22番仲原健議員から欠席届が出ております。

本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番翁長英夫さん、3番田里市郎さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、議案第42号、平成15年度久米島町一般会計補正予算（第2号）について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

ただいま議題となりました議案第42号、平成15年度久米島町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算は、既決予算額に7千82万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ92億1千144万2千円としてございます。

2ページをお開き下さい。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでに掲げてあるとおりで、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、8ページの第2表地方債補正をご覧下さい。補正の限度額が820万円の増額となっております。その内容と理由でございますが、過疎対策事業債で儀間漁港関連道整備事業における単独事業費の減額に伴い、1千万円の減。一方、泊フィッシャリーナ関連施設整備においては、緑地帯工事を事業追加したために1千340万円が増となり、差し引きで340万円の増額となっております。

次に、辺地対策事業債の4千万円の増額についてであります。比屋定展望台整備事業において、県からの事業の追加補助がありまして、これに対応するためのものでございます。

合併特例債の360万円は、具志川農村改善センター駐車場の用地取得の面積が、当初の計画よりも増加したために、この取得費に充当するものであります。

次に、臨時財政特例債、280万円の減額は、普通交付税本算定において借入額が確定したことによるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は掲げてあるとおりであります。

歳入についてご説明致します。9ページをお開き下さい。

1款町税、1項町民税の法人合計で493万8千円の減額補正をいたしておりますが、これは納税者からの申告に基づき調定額を確定したことによる減額となっております。

次に10ページをご覧下さい。7款地方交付税で3千122万4千円の普通交付税の減額は、小規模市町村に傾斜して配分される段階補正の見直し、さらには、地方債の元利償還の交付税算入率の引き下げなど、交付税の算定方法の改正があったことによることが大きな要因であります。

次、13ページをお開き下さい。13款県支出金、4目農林水産費県補助金で、新山村振興等自然景観保全推進事業として1千万円の歳入を計上してありますが、これは比屋定の展望台整備事業の増額補助金でございます。

15ページの町債でございますが、先程ご説明申し上げたとおりでございます。

歳出についてご説明申し上げます。16ページお開き下さい。

2款総務費、1目一般管理費の職員手当で、退職手当特別負担金2千515万6千円を減額してありますのは、14年度の負担実績に基づき予算計上をしましたが15年度は、その実績を下回るものであるとして、減額補正を行っております。13節委託料に合併記録制作として600万円を計上してありますのは、50分程度の映像による合併記録を制作するものであります。

次に、18ページをお開き下さい。8目プロジェクト推進費の13節委託料であります。バーデプールの中でエクササイズを行うために必要なタッチパネルのソフト開発委託料、トリートメント棟建築工事設計管理委託及びゴルフ場調査委託を計上してございます。

15節工事請負費で新山村振興等自然景観保全推進事業として掲げてありますのは、比屋定の展望台整備事業の追加補助事業であります。

21ページをご覧下さい。3款民生費、5目老人医療費でございますが、28節繰出金で3千290万9千円を減額してありますのは、老人保健特別会計の平成14年度決算において3千290万9千円の剰余金が生じておりますので、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

以上が議案第42号平成15年度久米島町一般会計補正予算（第2号）の概要であります。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

議案第42号、平成15年度久米島町一般会計補正予算（第2号）について、数点質疑したいと思っております。

まず、歳出の16ページの方からお願いしたいと思います。16ページ8節報償費、町章公

募採用報償費について、先の一般質問でも当初予算の45万円ではいい作品が得られないということで、今回の214万円の増額となっておりますが、どのような項目についての募集をするのか。そして、その内訳について説明をお願いしたいと思います。

それから、13節の委託料、久米島町合併記念記録制作業務委託、これにつきましては、当初予算で300万円の予算でありましたが、今回、その2倍であります600万円が増額となったその理由。先程、助役の方から説明ありましたが、50分程度の映像のためとなっておりますが、当初そのような計画はなかったのかどうか。その増額になった理由をお聞きします。

それから、18ページの13節の委託料、ゴルフ場の調査委託、3月議会でしたか、議会開会中に下地代議士の紹介によって、ある業者が久米島のゴルフ場を視察したいということで、その後、久米島のゴルフ場がどのように進められているか、ゴルフ場の経過についてお聞きしたいと思います。

それから、24ページ、こちらの方も委託料と、そして15節の工事請負費の関連です。工事請負費が157万5千円が減になって、そのままそれが委託料になっておりますが、この仲里不燃物処理場の閉鎖工事はどのようになるのか、その関連をお聞きしたいと思います。

それから、27ページの17節公有財産購入費、仲泊8号線が土地造成が始まっておりますが、この8号線を943万8千円が減額になっているその理由をお聞きしたいと思います。

そして、最後になりますが、29ページの教育費の15節工事請負費、大岳小学校のプール解体撤去工事が95万8千円減額になっています。当初予算で120万円計上されておりましたが、今回8月の下旬頃にプールのシャワー室、更衣室が解体されて、その解体されたものがそのままプールの中に置かれた状態ではありますが、その減額になった理由、そして今後、それがどのように解体されていくのかについてお聞きしたいと思います。

○ 総務課長 平田光一さん

16ページの8節報償費についてお答え致します。町章等の公募について、どういう内容、内訳かということで、今、公募を予定しているのが町章、町の歌、町音頭、そして町の花、木、花木、鳥とか、そういうものを公募予定しております。その中において、報償費として作品に賞金として予定されているのが町章、町歌、町音頭、これを1点50万円の3点ということで150万円。それから、予算計上の中で、その町歌、町音頭については歌詞を公募しますので、曲につきましては専門家の方ということになってきます。町歌、町音頭の作曲に各々50万円ずつということでもあります。そういう内訳になっております。

それと、13節の委託料の久米島町合併記念記録制作業務委託。これにつきましては、合併に向けての両村話し合いをしている中においても、合併記録の話がありました。それで、この記録作成について、その当時は決定はされておられません。そして平成14年度におきましても業者から打診もあったり、そして合併の行事等においても撮影をさせてくれないかというものの依頼もありまして、その14年度時点においても、町としては記録作成をすると

いう決定はされていません。そして、「その業者がリスクを背負って撮るということについてはいいですよ。」ということで、撮影については許可をしていました。

そして、15年度に向けていろいろ検討した結果、ぜひ合併記録については、何百年の久米島町の誕生ということの記念記録として必要だろうということで、その内容等については詳細に検討されているということではなくて、業者の見積もりを取ってということでもなくて、記録を作成するという方針の下に、課としてある程度の予算化は必要だろうというような程度の段階で当初300万円ということを当初予算で計上してあります。

そして、15年度において、その記録を作成するにあたって、どの程度のものをやるかということを検討する中において、また、業者からの企画書とか、そういうものを含めて検討する中において、合併前の記録も併せて、ちゃんとした記録映画を作成していこうという方針の下に、今回の600万円以上の補正ということになっております。

○ 町づくり推進課長 神里稔さん

8目プロジェクト推進費の中の13節委託料のゴルフ場の調査の「現在の進捗状況は」ということについてお答え致します。まず、真我里から銭田地区をゴルフ場に開発できないかということの話がありまして、7月7日に銭田の公民館で地元説明会を行っております。それから、7月8日には真我里の公民館で行っております。

その中で町の方では、そこの地籍図、それからカラー写真にだいたい区域を入れてまして約96ha囲って、その程度の説明で、実際には詳細な話はされていなくて、「一応この区域においてゴルフ場の計画を予定しておりますが、どうですか。」という程度の説明でありました。その中で、例えば、潰地がどれぐらい出るのか、あるいは私有地の農地がどれぐらい潰れるのか。それから荒蕪地がどのぐらいあるのか、森林山地がどのぐらいあるのかという内訳までしてなくて、あるいは賃貸か、用地買収なのかと、そういう諸々の質問がございましたが、次に我々の方である程度予算化いたしまして、その中でだいたいの基本計画書をつくって、「用地の潰地はいくらですよ。農地はどのぐらいですよ。農振地域はどのぐらいですよ。」と、「そういうのを作成してからもう一度部落へ行って説明致します。」ということでのお約束をしてありましたので、それについての基本計画書を作成するための調査費ということで、今回300万円計上してございます。

○ 保健衛生課長 山城秀明さん

24ページの仲里不燃物処理場閉鎖工事ということで、15節に工事請負費ということで計上しておりましたが、これは設計委託ということで、委託料の方に13節の方に組み替えてございます。

○ 建設課長 仲村昌保さん

27ページの17節公有財産購入費について説明致します。15節の工事請負費、ミーフガー線の方で、今回完了させるということで用地費から組み替えして工事費に回してあります。この8号線の用地費は阿里地区の宅地造成の箇所でございます、これは県の住宅公社か

ら買収する予定の943万8千円ではありますが、先程、申し上げたとおり、ミーフガー線を完了させるために住宅供給公社と県と町の話し合いでもって、この用地費は、次年度に回してミーフガー線の工事から完成させようということで、県の指導等もありまして、今回組み替えしてありますが、これは公社の方も承諾済みで、次年度、完全にその造成が完了してから次年度支払いでいいということで調整済みでございます。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

29ページの工事請負費についてご説明申し上げます。当初は解体して撤去まで予定していましたが、建設課の上田森の整備事業時に撤去するというので、建設課と事務調整して実施したための工事請負費の残額になっております。

○ 5番 仲村昌慧さん

ただいまの総務課長の説明で、13節の委託料の久米島町合併記録制作業務委託についてであります。合併する前から両村で、その記録は残すべきだという話し合いの中で、今回見積もりを取らないで、ある程度このくらいの予算は必要だろうということで、当初300万円を計上して、そして今回の、それを進めていく中で2倍である600万円を計上するという、そのような予算の組み方はちょっとおかしいんじゃないかと思っております。本来でしたら企画書を提出してもらって、そして見積もりをして、ちゃんとした積算の中で予算を立てるべきじゃないか。そして、それをこういうやり方をすれば、ある程度の見せかけで予算を立てて、あとはどうにかなるというような考え方では、おかしいんじゃないですか。どうですか。

それから、大岳小学校のプールの解体についてであります。上田森との建設課との兼ね合いで減額になったとありますが、その上田森の工事はいつ頃始まるのかお聞きしたいと思っております。

○ 総務課長 平田光一さん

確かに当初からちゃんとした規模とか、内容等について調査せずに、年度当初の予算を計上したということについては、非常にすまないと思っております。それで、その段階において、課として把握できる分ということで、そして業者も、どこどこかということの選定ではなくて、課としての、その程度といたしますか、例えばビデオテープとか、そういうようなものを念頭に置いて300万円ということでやっておりましたが、その内容等とか成果の完成度とか、そういうものを検討する中において、記念の映画ですので、そして合併する以前からの記録も併せて、ちゃんとした鮮明な記録をつくっていかうということもあって、例えば、50分の16ミリの映像とか、そういうものを併せて検討した結果、今回ぜひそれだけの予算は必要ということでもあります。

○ 建設課長 仲村昌保さん

29ページの15節の大岳小学校のプールの解体撤去工事の関連でございますが、上田森公園が16年度から工事に入る予定でやっていますが、現在、道路がプールを迂回するような

感じで西銘の東側とつないでいるんですが、計画としてはそこをプールの側を運動場側から真っ直ぐもってきて、現在のプールが駐車場の予定で、そこを埋めるからということで、そのブロックの残骸とかは、そのまま置いてある状態ですが、これを砕いて基礎基盤に使うということで、コンクリートの廃材は、そのままの状態です。

○ 5番 仲村昌慧さん

まず、この久米島町の合併記録制作業務委託についてであります。それを合併する以前から、この業者は、その準備を進めていたわけですね。その中で当初予算でちゃんとした企画書をいただいて、見積もりして、その中で予算が900万円前後かかりますよということであれば、当初予算のところで、それで審議して、それでまた皆さんの理解、同意も得られると思いますが、予算が2倍も誤差が出てくるということは、それはあまりにも計画性のない予算の組み方じゃないかと。そういったやり方では、すごく不快感があって、疑念さえ抱かざるを得なくなってしまう。今回の予算のこの組み方が非常に疑問でありますので、このようなことが、本当にちゃんとした説明ができるように予算を組んでほしいなと思います。納得いかない状態ではありますが、以上で僕が申し述べたいのを終えて、質問を終えたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

同じような質問になります。16ページの8節で顧問弁護士謝礼金として108万円計上されております。これは通常の、いわゆる町と顧問弁護士との契約金額なのか。であれば、普通、当初に載るはずだと思うんですが、補正で組まれています。新たに他の仕事が出てきたのかどうか。

それと、今の13節の合併記録制作業務委託でございます。今総務課長が説明しておりますが、私はまだ納得しておりません。確かに記録として300万円を計上されておりますので、その中で業務を進めていくのが筋だと思います。それも2倍に近い600万円を補正して900万円になるんですか。そうしますとまず、これは600万円を補正する段階において、複数、いわゆる何社からの見積もりを取ったかということ。

それと、300万円につきましては、先程、聞き逃しました、すみません、契約したのかということ。その見積もりなんです。もしこれから600万円、300万円を含めて900万円の新しく契約するのであれば、当然入札になると思いますが、入札する意思でやるのか、随意でやるのか、そのへんお答え下さい。

それと18ページですが、これも関連します。13節委託料、ゴルフ場の調査委託費です。先程、神里課長の方からは、銭田真我里地区を予定して調査すると。私、去年の議会でこういう問題を含めて、金山の鉱山権を取っておかないと問題出ますよと皆さんに提案しました。まさにこのことなんです。現在、鉱業権はそのままあると思います。試掘権がど

うなっているかどうかをお答え下さい。

それと24ページ、14節で放置車両30万円減になっております。ということは、島内の放置車両回収費が全部処理したのかということなのか。あるいは、これは那覇への運搬賃なのか、それをお答え願いたいと思います。

○ 総務課長 平田光一さん

16ページの報償費の顧問弁護士支払金についてお答え致します。これにつきましては、現在、委託をしている顧問弁護士への謝礼金ではなくて、旧仲里村の時に委託しておりました川崎弁護士への謝礼金について未納ということになっておりましたので、平成10年度途中から、その弁護士といろいろ相談を始めましたが、予算措置については、10年度もやっていなくて、それから11年度については契約をしてありますが、予算化をしていなくて、現在未納ということで、これについて支払いをするということで予算計上をしてあります。

それから、13節の委託料の件ですが、「600万円増についての見積もりを何社からしたのか。」ということですが、これについては1社からです。そして「以前の300万円の契約はしたのか。」ということですが、まだしてありません。

それと、その1社ということの選定の理由につきましては、合併以前の記録とか、そういうものも含めたかたちで旧村時代の状況とか、合併の状況とか、協議の状況とか、久米島町の誕生の歴史的な映像を後生に残すということで、以前からの資料とか、そういうものを持っているシネマ沖縄ですけれど、実績としまして、農協合併時期の「拓けゆく久米島」とか、それから「久米島紬の伝承事業」とか、「ウリミバエ事業の記念撮影」とか、そういうものを実績として上げられまして、合併する前の資料を持ち合わせていて、合併以前からの記録も併せて収録するためには、そこを選定した方がいいだろうということでの選定を内定ということでもあります。それからしますと、入札ではなく随意契約の予定をしております。

○ 町づくり推進課長 神里稔さん

お答え致します。銭田の金山の跡につきましては、今計画の段階でございまして、入る、入らないというのは、今後の調査を見極めたいと思いますが、今回、試掘権について調査した資料を持ち合わせておりませんので、後日お答えしたいと思います。

○ 保健衛生課長 山城秀明さん

24ページの放置車両回収費で30万円の減になっておりますが、これはユニック車を購入しまして、そのユニックで対応しているということで減になります。

○ 30番 喜久里猛さん

顧問弁護士についてはわかりました。未納だったということですね。契約なしでやったものだから。

それで、合併記録制作業務です。まず、合併につきましては、当然歴史的な出来事であるということで、シネマさんが「自由に取材させて下さい。」ということで許可しました。

それで取材しております。その資料があるから、その資料を基に契約しますと。とんでもない話ですね。彼らが勝手にやったことなんです。彼らはこういうことをわかりながら、それを契約するのを見越して、この資料を使えるから儲けが出るよということなんです。これは、言い換えれば。しかも今、総務課長の答弁では、「1社で随契になるでしょう。シネマ沖繩に。」それは今おっしゃったように、彼らが資料を持っているからですよ。あの資料というのは、勝手に彼らがやったことであって、行政とは何の関わりもないわけです。行政はビデオを撮ることを許可しただけの話です。行政の公平さからいって、当然これは入札になるべきなんです。沖縄県にシネマ沖繩が1社だけあるわけじゃない。皆さんの解釈を私どもは納得できない、理解できない。当然、複数から見積もりを取って、我々行政の意図することと、業者の意図することが合致して、じゃあ金額が出ますということになるわけです。これはどうしても納得できません。こういう予算の組み方、こういうやり方は。しかも50分ですよ。これは別に名の売れている映画俳優を使うわけじゃないんですよ。記録なんです。私たちの常識から900万円かかるわけがない、50分テープが。金額的にも納得できない。もし私の疑問について回答ができれば回答して下さい。

ゴルフ場につきましては、試掘権については、まだ資料がないということですので、もしありましたら、後ほどでも結構でございます。

○ 総務課長 平田光一さん

映像の合併前の事前撮影ということは、その合併が予定されてからの始まった映像ということではなくて、それ以前に、さっきも申し上げましたが、久米島農協が合併した時点とか、そういう時代から撮影した資料がありまして、そういうものも含めまして、合併の記録に反映させたいということの下に、その業者について内定しているということです。

○ 30番 喜久里猛さん

農協合併の資料を持っているんだったら、なおさらのことですよ。農協から収益得ているんですよ。どうしてそういう回答をするんですかね。これは今随契になると言いました。町長にお伺いしたいと思います。これは複数見積もり、複数入札が常識じゃないでしょうか。そのへんご回答願いたいんですが。複数入札、複数見積もり、これが常識ですよ。900万円もお金を使うのであれば。回答願いたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

今、課長から説明がありましたけれど、当初2社がやりたいということで来ました。当時、両村の三役会議で合併しない前から、「これは重要だからやりましょう。」ということはやったけれども、しかし結論は出なかったです。そうして、2社が来ましたら、「どうぞやって下さい。撮って下さい。」と。「ただ、これが本採用するかどうかは、未定ですよ。」ということでやりましたけれども、2社のうち1社は2、3回来て、その後来ていないんです。そうして、なぜ600万円になったかということは、映像のフィルムが非常に質のいいものを使おうと、永久保存するものだから、そういうような技術的な面もあつ

て。

また、なぜ1社にしたかという、相手のもう1社は、普通の我々が持っている小さなカメラなんです。撮影したのを見たら。シネマさんは本格的に、そういう機材を持って、そして合併の全てのものを撮っていると。仮に今入札を募集しても、他の皆さんは資料がないからどういうものをつくるかですね、そのへんも検討して今の、そういう資料があるから、この方がいいんじゃないかというような観点から、シネマさんにさせたほうがいいのではないかなということでもあります。

もし仮に、皆さんから絶対に入札は公募してやるべきだということであれば、公募をやっても果たして他の皆さんが、資料もないのに、どういうものでどうつくるか、これができるのか、そのへんは私は非常に疑問に思うんですが。そういうことで一応、随意というかたちでいこうということでもあります。決して一業者にさせるとか、そういうことは毛頭ありません。できるだけ公平ということで、そしてよりよいしっかりしたものをつくるためには、それなりの実績のある会社。しかも、このシネマは国からの何とかいう表彰も受けてちゃんと実績もありますから、そういうことでまずここにさせるということで、決定はしていないけれども、今、方向としてはやろうということを進めています。

○ 議長 高良ノブ

ただいまの喜久里猛議員の本件に対する質疑は既に3回になりました。会議規則第55条ただし書きによって、特に発言を許します。

○ 30番 喜久里猛さん

ありがとうございます。町長からも私は納得が得られておりません。まず、民間会社は当然競争の中で生きてきています。彼らはそれを見越して、今言うように資料をたくさん揃えます。それによって有利に戦えるわけです、入札までは。当然、沖縄シネマが勝ちます。資料を持っていれば。ということは、安くで受けられますから、我々行政はそれだけ金額が浮くということなんです。ですから1社にする必要はないんです。カメラについて、町長はシネマ沖縄ですか1千万円の小型ですね、あれ1千万円以上するんですよ。それを持っていないと言いますが、私はちょっと疑問です。民間でああいうカメラ持っている方たくさんいますよ。ですから、これはあくまでも入札にすべきだということを提案します。決して随契にする内容ではありません。

この900万円という額は、先程から何回も質問していますが、50分テープで900万円というのは想像を絶します。私の常識では。あくまで町長が随契というのであれば、町長の提言ですから進めていくと思いますが、私は入札にしてほしいということです。

○ 町長 高里久三さん

今、戦略として、仮に町が、この合併記録をしなければ、確かにおっしゃるように向こうは予算の無駄遣いだと、労力のただ遣いだと言われるかもしれませんけれども、しかし、やってみようという企業があれば、事業者はどんどんそういう手法はとっていくと

思うんですよ。久米島が合併するという事は相当宣伝もされていまして、これだけの業者しか来なかったというのは、関心がないのか、また、撮影をする業者が少ないのか、そういうことじゃないかなと思うんですけれどね。

ですから私は、まず、いいのをつくるためには、いい資料を持っている、これまでの全ての記録を持っている、そういうものを持ったほうがいいものができるんじゃないかなということで、私は随契でもいいんじゃないかなと。本来ですと、当然競争入札してやるべきものですが、しかし、競争入札やっても、私はおそらく想像ですが、シネマさんが取るんじゃないかなと思っています。理由は、これまでの資料を全部備えているから、これだけは、その資料を他社が大きく買って、それで作ればできますけれども、今の現状からして、私はシネマさんの方がいいものができるという確信の下で、今、随契でやろうかなと思っています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 14番 宮田勇さん

合併の記録を残すということはたいへん素晴らしいことだと思っておりますが、今、町長の説明で、精度のいいフィルムで残すということを聞きましたけれども、これからの時代はDVDの時代なんですよ。あれは永久保存なんですDVDは。フィルムは伸びたり切れたりしますけれど、しっかりこれから記録を撮るぐらいでしたら永久保存。これからの時代は、今まではビデオデッキというのがありますが、これからはDVDデッキになって、そして永久的に保存されるとおもいます。そういった中で、DVDで納めるにはどのぐらい予算がかかるか、総務課長そのへん調査したこと、聞いたことがあるかですね。できればそういうかたちで残してほしいと思うんですが、おそらく900万円という予算を使うぐらいでしたら、DVDにすれば、プレスしてたくさんの人に配れるぐらいの予算があると思います。そのへんどうお考えか。

○ 総務課長 平田光一さん

今、業者からの見積もりの中においても900万円での当初見積もりではなくて1千万円の見積もりでしたけれど、調整をして900万円ということで予定しています。その中にビデオテープとか、そして2分の1インチのVTR、そしてDVD作成も入っております。

○ 14番 宮田勇さん

900万円の予算の範囲でDVDをプレスしたら、役場でただ1つじゃなくてたくさんプレスできて、それ相応に希望者に原価ぎりぎり販売するか、それなりのこともやってほしいと思うんですが、そういうお考えはないか。

○ 総務課長 平田光一さん

これにつきましては、また説明の中において、その業者とも調整をして、できる限りそういう対処ができるように努めていきたいと思っております。

○ 21番 上里総功さん

25ページの13節の委託料のところに、儀間漁港海岸保全事業設計委託というのがあるんですが、これの説明と。

それと同じく16節の工事請負費、2千176万2千円の減になっていますが、これも儀間漁港関係の事業が入っていますから、マイナスの説明までお願いしたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

25ページの13節と15節は関連がありますので関連づけて説明致します。儀間漁港の海岸保全事業の設計委託の増につきましては、海岸整備事業の工事費から利用して、委託料がちょっと足りないということで、これは継続事業ですから、今年、工事部分が一部入るようになりますが、それを縮めて、委託に回して、完全にまとまった設計書を作成して、次年度以降から事業化と大きく広げていけるように、今回で設計をまとめようということで工事費から流用してございます。

○ 31番 崎村稔さん

27ページ、土木費の15節工事請負費ですけれども、ミーフガー線の整備事業、前年度は1千万円近い予算が上がっていたんですが、836万7千円補正で上がっておりますが、これは予定していた整備する距離が伸びたのか、説明をお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

15節の工事請負費についてお答え致します。ミーフガー線の道路関連で、入口から入って100mぐらいにボックスがありますが、上の滝のところまで遊歩道をつくって散策路を。それと、東屋やベンチとか、そういった道路パーク的な事業を取り組んで工事をするということで、今回の工事請負費の増になっています。

○ 31番 崎村稔さん

今やっているところは早めに舗装してほしいんですが、いつ頃舗装できるか。

それともう一つ、ミーフガーの近くは、観光客が多くて、ゴミが非常に散乱しております。本当に見苦しいほどゴミが散乱しておりますが、ゴミ箱を設置して、ゴミ回収車で回収するような計画はないかお伺いします。

○ 議長 高良ノブ

崎村議員、今これは、質疑とは全然かけ離れている問題です。では、答えれるだけ答えて下さい。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ミーフガー線は、現在継続事業でございまして、路面完了した分については舗装を100%やっておりますが、残りの部分については改良とともに今年度予算で、3月までには完了する予定で進めております。

○ 16番 平田勉さん

時間がかなり経過しているので、いろいろ聞きたいのがあるんですが、ダブル分

は質問しないで、まだ出ていない部分をできるだけお聞きしたいと思います。

歳入の13ページの13款の県支出金、2項県補助金の2目1節老人福祉県補助金の中で、説明の09、負担金、老人クラブ助成事業22万7千円の増額となっています。しかし、20ページの歳出の方を見ていただきたいんですけども、3款1項4目19節、説明の04、老人クラブ助成事業負担金が逆に10万円の減額になっていますね。歳入で補助金は増えたけれども、実際の事業費は減額というのが、どういう訳なのかははっきりわからないんです。ここは逆に言えば、補助金で入ってきた分、一般財源で出す分の減額というのであれば、いずれにしろ、この事業費のトータルというのは減るといえるのはおかしいなと思って、組み替えしたのであればわかるんですが、逆に減になっているというのがどうも納得がいかない気がします。この2つの関係、説明をお願いします。

次に、同じ13ページの13款ですけど、説明12の、ふれあいコール事業というのがあります。これが歳入では、当初の県補助金が、当初予算の50%減額になっています。歳出でも20ページ84万1千円減となっています。その理由を説明していただきたいと思います。確か、当初予算の説明、予算委員会だったと思うんですけども、この事業はNPOからの要請があって実施する事業で、国、県、各市町村で負担をして実施する事業で、久米島町として50世帯の計画をしているという説明だったように記憶しておりますけれども、この半年間で逆に実施状況、未実施がわかったために予算が減額されたのか。高齢化率が24%という、あるいは養老介護という老人世帯が多い中で、このふれあいコールというのは、本来は継続をやるべき部分ですけども、このふれあいコールを要する老人世帯というのは少ないのか、あるいは独り暮らしが少ないのか。このふれあいコール事業というのがどういうかたちで実施されているのか。また、この半年間の実施した実績というのが、どうなっているのか、そこを説明をお願いします。

あと1点、これは今までの分とダブルんですけども、さつき町づくり推進課長が、ゴルフ場の関係、基本計画書作成のための予算計上だという答弁があったんですけども、このゴルフ場は事業主体は町になるんですか。どういうかたちのゴルフ場建設計画をもっているのか。そうじゃなければ、一民間が建設をする部分に基本計画というものを町が策定する必要があるのかどうか。このへんの部分がちょっと気になるものですから、以上3点答弁をお願いします。

○ 福祉課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えします。まず歳入が減る要因なんですけど、これは利用予定見込み者数の減に伴う減額となります。2万9千円ですね、歳入の。

失礼しました。訂正します。「13ページの県補助金が増額になって、歳出が減額になっているのは、どういうことか。」ということではありますが、これは県の内示によって増額になっておまして、そしてその査定において老人クラブの助成等については減額で処理となっております。

そして、ふれあいコール事業の分の減なんですけど、これは現時点で3カ月間、テスト期間ということで当初予定しておりました予算分を、そのサービス券といいますか、やった分を、必要がないということで減額にしております。実績としましては、50数件のお年寄りの方々が週3回、かなり好評で、実績となっております。

○ 町長 高里久三さん

ゴルフ場の調査の件ですが、つくる、それから事業主体、そういうものは全く今ゼロでございます。各界から「ゴルフ場をつくってくれ。」とか、また「久米島の観光の振興の意味からもゴルフ場は絶対必要だ。」というようなことで、それをつくるためにある程度の基礎になる資料がないとこれは話もできないということでまず、そのゴルフ場の可能性として、先程、説明のあった錢田真我里地区にということで、一応場所はできるという専門家の話を聞いております。それを民間がつくれれば幸いですけれども、今のこういう不況の中で、民間もゴルフ場をつくるという企業はないと。じゃあどういう方法があるのか、三セクターでやる方法があるのか、それとも、私が今考えているのは、「ゴルフ場建設促進委員会」というのをつくって、その中でいろいろ検討して、ゴルフ場の建設に取り組んでいきたいと。そのたたき台として、一応資料として町が、その程度の資料を作成はやらないとできないんじゃないかなと思って、今回計上してあるわけです。

○ 16番 平田勉さん

ゴルフ場の関係からいきますけれども、これは確かに今ゴルフ場というのは内外からいろいろ言われております。厳しい財政状況の中で気になっていたのは、そこで住民説明会をしたということで、事業主体も既に見えているのか、計画もある程度見えているのかなと思ったんですけども、そういう中で神里課長の答弁というのは、基本計画策定という答弁があったものですから、今の町長の答弁では、全く今ゼロの状態、今後ゴルフ場建設に向けての基礎資料となる、あるいはたたき台というんですか、そういう基礎資料をつくって、動きがあったときには、即応できるようなかたちをつくろうという感じの調査費なのかなと、そういうふうに、町長の答弁で理解したんですけども、そういう理解でいいのか、そこをお願いします。

老人クラブ助成事業、今の答弁でもはっきりわからないんですけど、助成事業に対して補助金として県からも増額になっているんですね、22万円。しかし、歳出では、この助成事業の当初予算から逆に10万円の減額なんです。その事業に対して補助金が出ているのに、逆に事業は減額ということは、事業の縮小ですよ。歳入では事業の拡大というかたちで金が入ってくる。実際の事業をする段階では減額ですと。ここがちよっとわからないということを行っているんです。ここをもう少しわかりやすく説明してもらえませんか。

ふれあいコールの方は、ここはいろいろまた調査したいと思えますけれども、ただし調査をやるけれども、必要がない、これは減額でしょう。見込み料と言われたと思えますけれども、たいへん好評だという話もありますから、好評だったらある程度みんながいろい

ろふれあいコールというかたちでいろいろしていますという部分が、もっと町民に広がっていったときに、逆にこういうのをうちもやってほしいとか、そういうのが出てくると思うんですけども、この3カ月のテスト期間で思いきった減額というのは、何かヨウカンを切ったみたいに関わりやすい判断だなどと思うんですけども、ここはいいです。

再度、歳入と歳出の関係、もう少しわかりやすく説明してもらえませんか。

○ 福祉課長 大田治雄さん

ただいまの質問の件ですが、歳入については国庫予算の範囲内での補助のための調整で確定した数字で増になっております。そして、歳出については、これも国庫の予算の範囲内の補助のため内示されて、更にその事業の内容の調整にいろいろありまして、今、歳入と歳出のバランスが、とれないじゃないかというご質問なんですけど、詳細の調整がいろいろと出ております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 11時15分 休憩)

再開します。 (午前 11時20分 再開)

○ 町長 高里久三さん

ゴルフ場の町づくり推進課長の答弁で基本計画ということで、調査と違うんじゃないかということですけども、この資料を集めて、結局基本計画の資料になるという意味で解釈すれば、基本計画をつくるための調査費ということでもいいんじゃないかなと思っていますけども、いわゆるその可能性として、ゴルフ場をつくれるための計画をつくるということの予算計上になっております。

○ 9番 上江洲盛元さん

2点ほどお願いします。1点は、21ページお願いします。区分20の05高齢者等いきいき住宅改良費助成事業、これについて2、3点お願いします。確か当初予算は381万円あまり、6月補正で75万円、そして現在187万円ということになっております。1つの質問は、こういう流れがあるんですけども、私も現在あるところの住宅改良との関係をみているんですけども、確か町からは20万円の助成、そして、それにつくれない部分については自己資金を出すということです。これからすると現在9名ですか、補正からしますという。これまでに関わってきて20万円これでいいんですけども、プラスアルファがつくので、ちょっと自分の財政事情から断った例とかはないかどうか。そこいらもお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、今さっきのゴルフ場問題、これは過去を振り返ってみれば、トクジムからスタートして、もう30年ぐらい前になりますか。それから、最近、この10年内です。上阿嘉、これは旧仲里村の議員がみんな視察に行ってきましたが、金があまrikaからないでいいところだという。ただ、季節によっては霧が出るということもあります。これも何回か集まって、オーナーが探せないということで立ち消えになっています。更に、環境と

してトクジムはどうかというのも出てきたりしたんですが、真我里銭田については話が見え隠れしていたのが、とうとう具体化したのかなと思っていますけれども。ただ、私が心配するのは、調査は調査でいい、リゾートが近い、ホテルが近くて行きやすいのもいいんだらうけれども、自然保護の立場からどうなのかなと。そして今イーブ地域においては赤土との問題も抱えています。そういう点からちょっと危惧の面がありますけれども、調査は調査ですからいいとして、あの上阿嘉の問題、これはどこでどうなったのか、経過を知ってやっぱりこの問題、銭田真我里の問題は説明が必要じゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 福祉課長 大田治雄さん

1点目の高齢者関係の質問ですが、これに関しては、当初については予算の範囲内ということで、確か2件分の財源を予算化していたかと思います。今回その実績に新たな希望者が出ておまして、今回5件の追加で187万5千円の増額を予定しております。これからどんどん高齢化に伴って、そういう希望者が出てくるかと思いますが、財源の範囲内で調整しながら進めていきたいと思っています。

例がないかということではありますが、当初については予算が2件分しかなかったもんですから、財源を調整しながらということでの、しばらく待ってもらおうということの回答をした例はあるかと思います。

○ 町長 高里久三さん

阿嘉のゴルフ場の経過状況についてお答えします。現在、久米島カントリーという会社が沖縄県に事前協議を上げてあります。ですけれども、この会社は資金がなくて、いわゆるバブルの頃の事前にもらってプラスアルファをつけてオーナーを捜して、この会社をオーナーにつくらすというような手法でやりましたけれども、バブルがはじけて、そういうオーナーも探せない。ですから現在ある久米島カントリークラブは、まず資金がなくてつけれないと。県も久米島にはゴルフ場は必要であると、それで阿嘉であるということで事前受付してあります。1、2回ヒヤリングをして、いよいよ本格的に資金の問題になってきたので、久米島カントリーさんは、そのへんの目処が立たないということで、それ以後ずっとお流れに、経過が過ぎまして、新しい法律では、3カ年以内に事務手続き一切しないと、また一からやり直しだそうです。

そういうことで、私たちも何とかして阿嘉は安くでつくれるということで、つくろうということで、いろいろと他のつくりそうな企業にもあたってみました。現状では厳しいということで、そうこうしているうちに畜産も伸ばそうということで、阿嘉に畜産基盤再編総合整備事業を入れまして、もうゴルフ場よりは畜産を伸ばそうということで、それを去年からその事業を入れまして、もう阿嘉ではゴルフ場をつくるのは厳しいと。ハーフなつくれるけれど、フルコースは厳しいと。また、水の問題ですね、阿嘉から出ている水が結構人気がありまして、その水との関わり合いをどうするか、ということもあって、じ

やあもう阿嘉はゴルフ場をつくるのは厳しいということで、今度じゃあどこにつくれる場所があるかということで、島尻もあたりましたけれども、島尻地区としてはゴルフ場はノーだということで、今回の銭田真我里地区に候補地を挙げて、そこにつくれるか、今から取り組んでいこうということでもあります。

阿嘉については今、県には事前協議は上げております。ですから、向こうがつくる、つからないは、この久米島カントリーの会社の方針だと思います。ですが、これまでの経過からすると、おそらく久米島カントリーでは、ゴルフ場はできないだろうと思っております。

先程の自然保護の問題もありますけれども、ただゴルフ場をつくることによって、むしろつくる段階は赤土は出るかもしれませんが、つくってしまえば、むしろ現状よりは赤土はでないんじゃないかなと。というのは全面芝生で覆いますから、むしろ環境の面では赤土の面からするとよくなるんじゃないかなと思っておりますけれども。ゴルフ場建設も厳しいものですが、何とか民間でつくれるような方法を考えて取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 11時33分 休憩)

再開します。 (午前 11時33分 再開)

○ 9番 上江洲盛元さん

上阿嘉が畜産基地整備事業をそこに入れた。そうすると牧草なんかつくるのか。それでそこはゴルフ場は諦めたということですね。

それで、もう一つ赤土の問題と、最近、農薬の問題を言いますと、農薬は最近は害のない農薬だよという人たちがいるんですが、そこらへんの検討はなされているか。これだけ聞いておきましょう。

それからもう一つ、先程の高齢者いきいき住宅の問題、当初予算は381万円、補正で187万円ということになっていて、既につくったものにプラスと、私が知っている範囲内でも、「これだけの設計するなら、どうも20万円ではできないな。」ということで、手元から出るのがあって、ちょっと渋っている部分もあったんですが、そうじゃなくてもやっていると。今後、もっと増額を要望して終わりたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

確かにゴルフ場をつくると農薬が一番周囲の皆さんは気になるでしょう。また、そこには銭田の共同井戸もありまして、そのへんも非常に厳しいかと思うんですが、今、ゴルフ場によっては、農薬を使わないでやる方法もあると。また、今言うあまり薬害のない農薬もあるとかありますが、今まだこういう状況ではないんです。まだまだ調査の段階ですから、いよいよつくる段階になって、そのへんの細かい点は、これから問題が出ると思います。今は調査をして、青図面みたいなものをつくって、これからこういうゴルフ場をつく

るけれど、どうですかというような呼びかけをして、その賛成する皆さんを集めて、これから新規に取り組んでいこうということです。

○ 29番 國吉弘志さん

短く1点だけ質問致します。歳出の26ページ、7款商工費の中の8節報償費、説明では弁護士報償費ということで30万円計上されておりますが、普通は弁護士の報償謝礼というのは総務の中で計上すべきじゃないかと思われませんが、どうして商工の中で弁護士を必要とするような事件とはどうものか、内容を説明をお願いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。この件は議案第49号で上げてあります訴訟の分にかかる弁護士費用となっております。

○ 29番 國吉弘志さん

今課長の答弁で、これは議案49号の訴訟の弁護士謝礼ということですが、これは49号を議決した後に予算として計上すべきであって、予算から先にするというのは、どうかかなと思っております。

○ 商工観光課長 盛本實さん

あくまでもこれを想定してやっているものでありまして、もし必要なければ、今の段階で否決しても結構だと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 11時39分 休憩)

再開します。 (午前 11時41分 再開)

○ 29番 國吉弘志さん

ただいまの助役の説明の方で、同じ会期内ではいいと。条例では先でもいいということに納得しました。ただですね、この30万円で、この訴訟が終わるのか、内容によってはもっと長期になって金額が上がってくるようなことはないか。もし、長期になった場合、金額はまたさらに上がってくると、補正で計上するのか、お願いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。それは第1回目の訴訟にかかる手続き費用として、これだけの見積もりが上がっております、その後のものは費用として上がってくるかもしれません。

○ 13番 山城和満さん

先程からいろいろ審議されておりますが、今回の補正の一番大きなものは、先程から皆さんが申し述べておりますこのプロジェクト推進費6千130万6千円という、今回7千万円の補正のうちの6千万円がプロジェクト推進費ですよね。久米島町の今後の発展のためにプロジェクトを推進しなければいけないという、これが大事だということは十分認識しておりますが、この中で特にバーデハウスについて町の取り組み、姿勢を確認しておきたいと思っておりますが、今回委託料に3千900万円、いろんな分野が分かれておりますから、はっ

きりわかりませんが、ゴルフ場については、今できるかどうかの調査費ということで、そんなたいした額じゃないと考えております。それで、バーデハウスの3千900万円のうちのいくらか、このバーデハウス関係なのか。ゴルフ場調査委託費がいくらかということを示すことはできないのかどうか。

そして、この下の方ですね、18節備品購入費465万円の備品を購入するということですが、その前の提示では、改善センター管理費の中では、11万円の備品購入、ガステーブルを買いますということの説明に載っています。行政が金を使用するにあたっては、できるだけ皆さんに、その使い道をわかりやすくするという事は、非常に気を付けるべきことだと思っておりますが、あえて明記しないのか、または明記してはまずいのかどうか。

あと、今の2点と、26ページの泊フィッシャリーナ管理委託料が、今回33万円計上されております。これについてですけれど、先程、訴訟の話がありますが、今年の当初予算で兼城港港湾管理の管理委託料は当初予算に計上されませんでした。それで、予備費で充当するという言い方をしていました。予備費というのは、本来そういう目的の予算ではないはずで、行政が予算作成の過程でミスをしたら予備費で充当しますなんていうのは、あるべきやり方ではないと思っておりますが、こういうフィッシャリーナ管理委託料、これは当初で予算を出すべきものが、今回補正で出てきたのかどうか、お伺いしたいと思います。この2点について説明をお願いします。

○ 町づくり推進課長 神里稔さん

8目のプロジェクト推進費の中の委託料の3千974万5千円の内訳ですが、先程も述べましたけれど300万円についてはゴルフ場の資料作成ということであり、この中で、まず01の登記委託料、それにつきましては、今年バーデハウスを運営する会社といたしまして、株式会社オーランドを設立してございます。既に皆さんご存じかと思っておりますけれども、去った7月に久米アイランドの方で総会をもちまして、会社設立をしております。そのための登記の委託料を計上してございます。会社の登記です。

それから、02のバーデハウスプール運動支援システム開発委託といたしましては、今回奥武島でバーデハウス久米島は建設中ですが、これは来年の6月オープンの予定でございます。ですから、3月までには完成するという事で、その中の料金とか、それから課金システムなどが入ってから出てきて、料金を賦課、それから徴収までを一環したコンピュータで管理するという事でのバーデハウスシステム開発するための委託費を約3千500万円ほど計上してございます。

それから、トリートメント棟の建設工事ですが、これは元々当初予算で約2千700万円計上してございましたけれども、今回、平成16年度において植栽関係の修景緑化重点地域モデル事業というのがございまして、これが補助金で植栽及び場内の整備とか、そういうのができるという事業がございまして、今まで単費でやろうとしてきたトリートメント棟をこれと替えて、今年差額の分でトリートメント棟の工事をやろうということでの、そ

れを工事するための建築工事の管理委託ということでございます。

あと1点、18節の備品購入費につきましては、バーデハウス関連の、先程も申しました株式会社オーランドを既に立ち上げております。それで今準備ということで、我々町づくりの中でやっておりますけれど、近々、事務所を移しまして、会社として新しく活動いくということで、その事務所の中に入れる机とか椅子とか諸々の備品を購入するということでの450万円の計上ということなんです。

○ 商工観光課長 盛本實さん

7款の商工費の中の委託料の泊フィッシャリーナ管理委託料の件ですけれども、これは現在、泊フィッシャリーナの中では、県管理のオーナーバース、町管理のゲストバースがあるんですけれども、県管理のは以前から徴収料を取って管理をしていましたけれども、議会の中で、町管理の分に対しても徴収料を取るということで、町管理の部分に関しての、徴収者に至って今考えているんですけれども、その委託料として上げていると。それ以前から、当初からやる予定ではなかったです。それは条例制定したことによって新しく生まれた科目だということでございます。

○ 13番 山城和満さん

18ページのプロジェクト推進費ですけれども、株式会社オーランドというのが発足して、登記委託料を行政が負担する、このシステム運動支援の開発、物をつくるだけじゃなくて、この会社の事務費のテーブルを買う、会社をまるごと行政が丸抱えでこのオーランドという会社は走っていくのか。このままでいくと、これもバーデハウスが皆さんねらいのとおり順調に稼働していけばいいですけど、これがおかしくなるときは、行政に丸ごと赤字の分についても、かかってくるんじゃないかというふうに変心配されるんですけれども。このオーランドと久米島町役場との役割といいますか、分担、関係はどうなっているのかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

あくまでも独立採算です。今、赤字になったらどうするかということですが、持ち分に対して負担すればいいということに。株式会社ですから。この備品は、オーランドの中に入るものなんです。向こうができてないから差し当たりここに置いてということですから、これはオーランド株式会社ができようができまいが、このバーデ久米島の中に、この備品はみんな入るものなんです。ですから今計上をしてあるということなんです。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 11時52分 休憩)

再開します。 (午前 11時55分 再開)

進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

本補正は、財源は繰越しということになっております。そういった中で優先順位によって事業が組み入れたり、そしてまた増額もありました。いろいろな角度から指摘もありましたが、この補正が有効に執行されることを希望申し上げまして、本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成15年度久米島町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第42号、平成15年度久米島町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（多数の「異議なし」の声あり）

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、これで延会することに決定しました。

なお、残りの議案は9月24日に審議します。この議案の審議の後に決算審査特別委員会に移ります。

本日はこれで延会します。どうもお疲れ様でした。

（午後 12時00分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号2番） 翁長英夫

署名議員（議席番号3番） 田里市郎

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 5 回 久米島町議会定例会

4 日 目

9 月 2 4 日

平成15年 第5回久米島町議会定例会

会議録 第4号

招集年月日	平成15年9月24日 (水曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	9月24日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	9月24日 午後3時03分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	4番	島袋 完英	5番	仲村 昌慧
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	吉元幸信
収入役	松元徹	文化課長	山里昌輝
教育長	喜久里幸雄	住民課長	神里勇
総務課長	平田光一	福祉課長	大田治雄
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	山城英明
建設課長	仲村昌保	水道課長	内間邦夫
町づくり推進課長	神里稔	税務課長	比嘉・
商工観光課長	盛本實	出納室長	伊良皆真秀
農林水産課長	平良進	空港課長	仲地泰
農業委員会事務局長	仲宗根省一	消防長	幸地猛

平成15年 第5回久米島町議会定例会

議事日程〔第4号〕
平成15年9月24日（水）
午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2	議案第43号	平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	即 決 P 108
第3	議案第44号	平成15年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）について	即 決 P 109
第4	議案第45号	平成15年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	即 決 P 110
第5	議案第46号	平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	即 決 P 111
第6	議案第47号	久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	即 決 P 112
第7	議案第48号	久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	即 決 P 114
第8	議案第49号	訴訟の提起について	即決 P120
第9	議案第50号	議決内容の一部変更について（儀間漁港関連道整備工事請負契約）	即 決 P 137
第10	議案第51号	議決内容の一部変更について（字の区域の変更）	即決 P140
第11	認定第1号	平成14年度久米島町一般会計歳入歳出決算認定について	認定 P141
第12	認定第2号	平成14年度久米島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 P 143
第13	認定第3号	平成14年度久米島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 P 144
第14	認定第4号	平成14年度久米島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 P 145
第15	認定第5号	平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 P 146
第16	認定第6号	平成14年度久米島町水道事業会計歳入歳出決算認定について	認 定 P 147
第17	認定第7号	平成14年度久米島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 P 150
第18	報告第9号	平成14年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	即 決 P 151
		延会	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番島袋完英さん、5番仲村昌慧さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、議案第43号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第43号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算は、既決予算額に657万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9千22万2千円としてございます。

2ページをご覧ください。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、6ページでございますが、歳入は平成14年度決算に伴う繰越金のみです。10款繰越金1項2目その他繰越金657万9千円を受け入れしてございます。一方、歳出の方でございますが、14年度の保険料還付金70万円、予備費に587万9千円を計上してあります。

以上が、議案第43号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第43号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

＜日程第3＞

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第44号、平成15年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第44号、平成15年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算は、予算に変動なく、歳入歳出それぞれ11億2千453万8千円と定めてございます。

2ページをお開き下さい。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次、4ページお開き下さい。歳入だけの補正となっております。現段階において拠出金等の歳出額が確定していないため、一般会計からの繰越金3千290万9千円を減額し、平成14年度決算に伴う繰越金3千290万9千円を計上しております。

以上が、議案第44号、平成15年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議お願いします。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成15年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第44号、平成15年度久米島町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

＜日程第4＞

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第45号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第45号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算は、既決予算額に153万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9千428万6千円としてございます。

2ページをお開き下さい。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次、6ページお開き下さい。歳入は一般会計からの繰越金31万5千円と、平成14年度決算に伴う繰越金126万8千円を計上してあります。歳出においては、人事異動に伴いましての人件費の増額158万3千円を計上してあります。

以上が、議案第45号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

（午前 10時04分 休憩）

再開します。

（午前 10時05分 再開）

○ 議長 高良ノブ

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

質疑というよりも、ただいまの訂正の件です。水道課長は、これは今日、今聞いたわけではなく、おそらく議会が始まって2、3日で気づいたはずなんですよ。だからすぐ訂正しているんです。であれば、ここに差し替えを持ってきて、「これは差し替えです。」とやらないといけないんです。この資料そのものが我々の記録として残りますから、これを訂正してもしょうがないわけですね。これは助役、統一して下さい。こういうことは。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第45号、平成15年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第46号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第46号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算は、既決予算額に38万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ395万9千円としてございます。

2ページをお開き下さい。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に6ページでございますが、歳入は平成14年度決算に伴う繰越金38万4千円のみの上であります。歳出では需用費に38万4千円を計上してあります。

以上が、議案第46号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第46号、平成15年度久米島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第47号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第47号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、町内2カ所に建立されている慰霊塔を統合するための用地を選定する委員会を設置しようとするものであります。

2ページ目に、添付してあります条例新旧対照表をご覧ください。久米島町附属機関の設

置に関する条例第2条の別表の附属機関の方であります。附属機関の名称中、久米島町行政改革推進委員会の次に「久米島町慰霊塔用地選定委員会」を加え、担任する事務中の、行政改革の推進に関することの次に、「慰霊塔の用地選定に関すること。」を加えるものであります。

施行期日は公布の日としてございます。

以上が、議案第47号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の説明であります。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

○ 27番 平田清勇さん

この条例改正に水管理委員会、あれは既に走っているんだが、水管理委員会のも追加すべきじゃなかったか。

○ 助役 長井聰さん

ただいまの審議機関でございまして、水管理委員会は、内部の意思連絡をする委員会という考え方でやっております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

久米島町慰霊塔用地選定委員会、この委員会はどういう規模で、どれぐらいの人数で、この委員を選定するにあたっての基本的にはどういう人たちを、職種じゃないですけど、その人たちの人柄といいますか、どういうかたちで選定しようという考え方をもっているのかを伺います。

○ 住民課長 神里勇さん

お答え致します。15名以内と予定しています。委員会はメンバーとしては、区長会、老人会代表、それから遺族代表です。それから関係課課長、それから議会議員2名、それから学識経験者と選定しております。

○ 13番 山城和満さん

「選定しております。」というお答えですけれども、選定はしていないでしょう、これから選定するわけでしょう。

○ 住民課長 神里勇さん

一応、案として持っているということです。

○ 30番 喜久里猛さん

公正な運営ということで、附属機関に関して「我々は議会からは出るのはやめよう。」という申し合わせしたような気がするんですがね。議会が審査をするときにも若干の抵抗

を感じるということ。ですから、民間の方々をお願いして、議会で審査する場合において、それが妨げになるから、議会から出すのをやめようという申し合わせしなかったですか。

○ 住民課長 神里勇さん

私ではちょっと、申し合わせしたことはございませんが、とりあえず議員の代表も入れてやるということで。

○ 30番 喜久里猛さん

案ですから、その時にもう一度話し合ってください。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

本案は、去年の一般質問でも取り上げました。旧仲里、具志川、それぞれ慰霊塔をもっていて、この慰霊祭の持ち方にたいへん住民に負担をかけています。そういった意味で、この条例制定は早急に必要でありますので、住民の福祉サービスのために早急に設置して慰霊塔も早期に建立されることを希望して本案に賛成致します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第47号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、議案第48号、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第48号、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、その他の非常勤職員の報酬基準を定めるものであります。

添付してあります別表、第2条、第3条関係をご覧ください。職名の欄の下段の方、その他の委員等の委員の次に、「その他非常勤職員」を加え、報酬額の月額欄に「42万円以下で町長が定める額。」費用弁償の額の欄に、町長が定める額として規定してございます。

欄外で、上記表中、日額で報酬を支給する委員の内、島外在住については、上記報酬日額にかかわらず「9,300円とする」と規定しております。施行期日は公布の日とし、適応期日を平成15年4月1日としてございます。

以上が、議案第48号、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明であります。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

今の件、私のところがまちがっているのか、ずっと見たんですけれども、これは※印を削除しただけなんです。この※マークってなんですか。どれだけの効力があるんですか。

○ 総務課長 平田光一さん

以前に配布した資料には※印で普通の注意ということでのマークでやってあったんですけれども、例規関係につきましては、その※印をつけないで、下の方にやるのが通常ということで、差し替えについては※印を抜いてあるということです。効果はありません。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 13番 山城和満さん

議案48号の非常勤職員、久米島町では該当する職員は何名で、非常勤ということは基本的に何日ぐらいが勤務といたしますか。非常勤ですから、これはたいへんわかりづらいんですね。非常勤の職員で42万円を超えない範囲とか、42万円の報酬を支払っている職種がよく理解できないんですけれども。これの職種と該当する人数をお伺いします。

○ 総務課長 平田光一さん

非常勤といいますと、常勤でないという意味になりますけれども、常勤は役場の正職員といたしますか本職でやっている、例えば、同じ業務を1年、そして次の年もまた続けてあたる業務ですね。それ以外については非常勤と。例えば、1年1年で期限を切ってやっているものとか、それについては、採用期間を決めてやっているものについては非常勤ということの意味です。

それから、どういうのが該当するかということで、現在、条例、規則等にタートルアイランド施設のウミガメ館関係の嘱託職員ということで規定化をしております。その中で、報酬等については、別に定めるということでやっておりますが、今、規定等をしていなくて、それも含めてその条例において42万円以下ということで、また規則等でそれに、嘱託とかそういうのに関係する者については整理をしていこうということでもあります。42万円については、ウミガメ館の館長が月額42万円です。そして年額にしますと504万円、今通常の役場の職員と比較しますと、係長以下ぐらいの年収になっております。

それから、どういう職種が、それに該当するかということですが、今現在まで賃金職員とか委託でやっている業務等がありますけれど、そういうものについて今後その条例を制定して、また規則を制定して、そういうもので一つの位置づけをしていこうということで、例を申し上げますと、健康保険税の徴収員とか、それからレセプト点検員とか、施設管理とか、そういうふうなものが、今委託料とか賃金とかで割り振りして根拠をつくっておりますので、この条例においてその根拠に基づいて、そこにちゃんとした名称でもって、金額もうって、規則で整理をしていこうということです。

○ 13番 山城和満さん

今説明で聞いたことはわかりますけれど、こういうものについて特別職というふうな呼び方をするのか。この48号の見出しの中では、久米島町特別職の職員ということになっていきますよね。総務課長の説明にある職種は特別職とは考えられないんですよ。今言うレセプトの点検だとか、国保の徴収員、そういう職種についても特別職というふうな、特別職のこっちの受け取り方がどうかという問題かもしれないけれども、一般的には特別職という職種に類分けされるのかどうか、お伺いします。

○ 総務課長 平田光一さん

特別な職といいましたら、特に格が上だから、特別ということの扱い方ではありません。通常の者以外の者は特別ということです。他の市町村においても、例えば国際交流員とか、そういう特別な任務を与えた者については、特別職という部類に入るとことです。

○ 16番 平田勉さん

1点だけお願いします。よく条例の中で、「町長が定める」とか、変な表現があるんですが、例えばこういう賃金ですね、先程の質問で出ていましたけれども、答弁がなかったんですけれども、平均出勤日数どれぐらいなのかという質問があったんですけれども、それと関連して、例えば、町長が定めるときに、その基準となる何らかの判断をする物差しみたいなものがあるのかどうか。例えば、職員の給与条例等に基づいて、その中からいろんな算定をして、非常勤の者についての日額を算出をするとか。ある程度の決まった判断材料、物差しみたいなものがあるのかどうか。ケースバイケースで、その都度、「だいたいこれぐらいが相場だろう。」という感じで決めるのか。説明お願いしたいんですが。

○ 総務課長 平田光一さん

今現在、町で採用している算定の仕方としては、一般行政職の算定の仕方に基づいて、例えば、学歴とか年数とか、それによって、どの等級に位置づけするということを出して、それからいくら以下ということが賃金職員の算定にもありますので、それに基づいて各々経歴とか、そういうものを合わせての算定の仕方を主としております。ある部分については、その人のもっている技術、知識とか、そういうことも含めて一つの算定の基準にしております。

○ 16番 平田勉さん

ある程度理解できたんですけれども、ただ、ここで42万円以下というのがありますね。これはウミガメ館の嘱託職員の話だったんですけれども、こういう通常は臨時、賃金みたいにやっている部分と色々な、職員の分は一般行政職の算定の分でやると思うんですけれども、ある一定の責任をもってやるという方が、例えば、自然文化センターの館長なんかでもそうだと思いますけれども、そういう部分については、社会的な色々な部分等を含めて算定すると思うんですけれども、その部分もある一定の、町内でのそういう部分の算定基準みたいなものを、ある一定の物差しをつくって、それに照らし合わせて町長が定めていくということをしないと、端から見たときにたいへんわかりにくい。「なぜ42万円なんだろう。」というのが、ある程度規則とか何とか調べれば、わかるような、そういうものをしないと、例えば、どこかで、「なぜ42万円だろう。」という、その基準というのはわかっている人少ないと思うんです。42万円という話があっても、僕自身どういう根拠で42万円になっているのかわかりませんが、そういうかたちでいちいち聞かなくてもある程度、例規集、規約集を調べればわかるような、こういう物差しづくりというのにも必要じゃないかという気がします、そこらへんどうでしょうか。

○ 総務課長 平田光一さん

全くその通りだと思います。42万円の根拠につきましては、以前に採用する時において、「前の職場で得ていた年の報酬を下らない」という条件で採用してあります。そういう算定で42万円ということになっております。今後につきましては、おっしゃるような「人によって変わるのか。」というようなこともないように、規則等で、今はもう42万円以上のものはありませんので、もし42万円以上のものが、また出てきましたら議会の議決を得るということになりますけれども、今時点で42万円内で、この職についてはこの額ということをして今後規則等で規定化をしていくということです。

○ 20番 仲地宗市さん

これに関連して、今、何カ所かの課に雇用期間を過ぎて雇用している職員はいないのかどうか。そして、特殊な職種だから雇用期間を過ぎて、そのままずるずるになっているのはないのかどうか。以前こういうことがありました。例えば、給料日に、その課で、給料が少ないものだから、職員が少しずつ出し合って、例えばボーナスの時も出し合ってその人にあげていたんですけれども、今でもどこかに、そういう職員がいるのではないか

と私は思うんですけども、特殊な職種だから雇用期間を過ぎても、ずっとそのまま何カ年か過ぎて、そのままの格好にしている職員が、どこかにいると思うんですけども、そのへんのご答弁よろしくをお願いします。

そして、こういう職員は臨時雇用の皆さんの特殊な職種については、職員に上げることはできないのか。ぜひ、そのへんの検討もして、これまで勤めてきて何カ年かなるんだけども、まだ普通の一般の賃金で、そのまま特殊とわかりながらでも、そのままの格好にしている皆さんが何名かいると思うんですけども、そのへんの答弁よろしくをお願いします。

○ 総務課長 平田光一さん

雇用期間について過ぎているとか、何名いるかとかということは、今資料を持ち合わせておりませんので、お答えできませんが、賃金職員の通常のものでしたら3年以内ということ。そして、専門的なものについては、おっしゃるように3年を超える部分もあります。そういうこともあわせて、普通の賃金職員と、そしてちゃんとした専門といいますか、一つの職を与えて、責任の下にやるようなものについてのより分けをしていくということも今回の条例の内容になっております。

それから、何カ年間といいますか、臨時で頑張っている方を本採用できないかということですが、採用基準に基づいて試験採用とか、選考採用とかという方法もありますので、それが基本ということではなくて、原則的には、まず採用試験を終えてということになります。

○ 20番 仲地宗市さん

これまで試験採用という話があるんですが、試験採用しなくて普通の一般から、そのまま職員になった方はいないのかどうか。総務課長は今「何名かわからない。」ということをおっしゃっていたんですけども、私はこのへんが引っ掛かると思いますよ。例えば、月に30万円も40万円も給料をもらう人もいて、そこに12、13万円もらう職員もいるわけです。それは臨時雇用だからこそ仕方がないですけども、ところが、何カ年間、役場や町に貢献してきている皆さんがいらっしゃるから、そのへんどうですか、課長、これまで試験なくして上がってきている人はいないのかどうかですよ。こういう報酬の関係があるから、彼らもそういう恵んであげてほしいなという気がします。

○ 総務課長 平田光一さん

先程、「3年を超えてやっている者もいる。」と言いましたが、久米島町となってからはまだ1年半ですのでありません。ずっと村からの継続という認識で、「そういうものもありますよ。」ということをお答えしましたが、町としては3年以上はありません。

○ 町長 高里久三さん

先程、指摘があったように特別な職員、町の職員では対応できないもの。例えば、ウミガメ館の山崎さんは、ウミガメの飼育管理について専門であると。そういう特殊な仕事を

賃金でやるとしているんですね。臨時というのは軽易な仕事をするものが臨時ですから。そういう人たちに対して、これでは雇えないわけですよ。ですから、今までそういう規則がないからちゃんとした規則をつくって、これに基づいて適用しよう。先程、平田議員が言ったように、「規則をつくってやるのが当然じゃないか。」というのはもったもだと思います。ですからその人の学歴、実績、年齢、家族構成、そういうのをみてやると。

今、仲地議員がおっしゃるように3カ年もやってるから採用したらどうかということですが、しかし、臨時職員ですから、あくまでも軽易な仕事をさせるためのものですから、そうなるとう全部採用ということになると、これは大変なこととなりますので、その臨時についてはあくまでも臨時、だいたい15万円内外で一応やられているんじゃないかと思いますが。ただ、この臨時についても、できるだけ生活に困っている、今若い皆さんが、ちょっと言い方はまずいですが、離婚して帰ってきた母子家庭の皆さんもけっこういるわけです。そういう人たちは、優先して最低の保障でもしなければならないということで、そういう生活に困った人たちを採用しています。一括して公務員の奥さんも採用して、注意して、こういうことのないようにということを合併前に、そういうことが旧仲里村でありましたので、そういうのは訂正をして、気持ちとしては、せっかく仕事もよく慣れて採用したんですけども、あくまでも定員の枠内でしか、職員は採用できませんので、そのへんはまた理解をしていただきたいと思います。

今後、そういう専門職については、いつまでもこういうわけにはいきませんから、職員から抜擢して研修させたり、また採用するとき、そういう職種の人を特別に採用するか、そういう方法でやっていきたいと思います。

あくまでも42万円というのはボーナスも手当も何もない、まるっきり基本給であります。先程、説明したように、役場の職員に例えれば係長下の職員ぐらいの給与額であるということです。中にはまた、特別職、今は特別に、三役並みの職員も3カ年に限って採用できる制度もできましたけれども、もし仮にそういう職員を採用するとなるとまたこのへんの改定もしなければならないということです。ですから、あくまでも臨時職員については臨時として6カ月更新の3カ年までということであります。そういうことですので、こういう人たちが採用ということは、今のところ厳しいんじゃないかなと思っています。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時41分 休憩)

再開します。 (午前 10時43分 再開)

進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第48号、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

<日程第8>

○ 議長 高良ノブ

日程第8、議案第49号、訴訟の提起について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第49号、訴訟の提起についてご説明致します。

建物明渡等請求事件に関し、次のとおり訴訟を提起することについて、議会の議決を求めます。

- 1 事 件 名 建物明渡等請求事件
- 2 事件の概要 久米島町は、真泊港カーフェリーターミナル内喫茶店及び事務所の家賃を長期にわたって滞納している入居者に対して、家賃を納入するよう再三にわたり請求してきたが、当該入居者等が、これに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 3 相 手 方 住所 久米島町字真謝167番地
氏名 新 垣 猛
- 4 請求の趣旨
 - (1) 被告は原告に対し、金181万円を支払え。
 - (2) 被告は原告に対し、別紙目録1記載の建物を明渡し、且つ、平成14年12月1日から明渡しずみに至るまで、年金30万円の割合による金員を支払え。
 - (3) 被告は原告に対し、別紙目録2記載の建物を明渡し、且つ、平成14年12月1日から明渡しずみに至るまで、年金12万円の割合による金員を支払え。
 - (4) 訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに1項、2項、3項、につき仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

目録でございますが、2ページをお開き下さい。

物件目録1

久米島町字宇根237番地

鉄筋コンクリート平屋建731.16平方メートルの内、21.6平方メートル

物件目録2

久米島町字宇根237番地

鉄筋コンクリート平屋建て731.16平方メートルの内、43.2平方メートル

以上が、議案第49号、訴訟の提起についてのご説明であります。ご審議よろしくお願ひします。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 7番 國吉修さん

議案第49号、訴訟の提起についてをお伺いしたいと思います。訴訟の提起についてであります。どうしてこういう訴訟を起こさなければいけなかったのか。長期にわたり家賃を滞納ということですが、何年ぐらいの滞納だったのでしょうか。お伺い致します。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。賃貸契約が平成9年に結ばれております。それ以降、今年度までです。訴訟内容の金額ですけれども、その金額181万円というのは、明渡請求された時点での金額でございます。

○ 7番 國吉修さん

盛本課長の方からお話がありましたけれども、平成9年からということですが、平成9年というのは、両村合併しておりません。我々、旧具志川村の人間というのは、この問題に対してあまり理解できない部分があるんじゃないかと思って、私は私なりに、この間本人と会ってきました。電話があつて「会ってくれないか。」ということでしたが、平成9年から契約して、平成9年から払われていないんですか。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。新垣さんが今契約している物件は、事務所の部分と喫茶店の部分があるんですけれども、支払い状況を申しますと、平成9年に契約しております。事務所の分に関しては平成9年、10年、11年までは納められております。喫茶店に関しては、初年度から全く払われておりません。平成11年に事務所の分に関しては、11年度分は完納したかたちになっています。喫茶店の分に関しては半分、年間30万円です。15万円は納められています。これの支払いの状況をみてみますと、実質的には11年までは払われていなかったんです。12年度の5月について、11年の穴埋めをしようということで、事務所の分の12万円

と11年度の喫茶店の半分ですね。年間の半分15万円は納められております。

○ 7番 國吉修さん

11年、12年という、ちょこちょこ払っているということではありますが、私、本人から弁明書みたいなのがありまして、それをちょっとお借りしてきたんですよ。事務所については、当初目的外使用ということで平成14年5月15日付きで解約の申し入れがあったそうです。それで解約したつもりであると。その後は事務所は使用してなく、水道、電気料金等は口座引き落としのため、引き落としをされており迷惑をしているという本人からの話がありました。それで一番僕が気になるのは、長期に、飛び飛びでちょくちょく払っていますけれど、その中で、このあと委員会の中でも話が出ると思いますが、これは真泊カーフェリーターミナル使用料というのが、14年度で、喫茶店で7万円払われているんです。使用料の歳入の部分で。船舶事務費49万2千円というのがあるんですけどね。それと、公営住宅の収入未済と公営住宅の滞納繰越とか、そういうもの諸々あるんですよ。そういうものも含めて裁判かけるのか。長期にわたってかけるんだったら、そういう部分も含めてかけないといけないんじゃないでしょうか。おそらく住宅の滞納でも支払いしていない人間も、これ相当いると思います。おそらく4、5年間にかけて。ただ、今回の、これは個人的なのかちょっとわかりませんが、なんでこういうふうな訴訟が出されたのかちょっと疑問に感じます。その説明をお願いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。先程11年分に関しては、いくら払われているという状況があったんですけども、12年に関しては全て払われていないと。それ以降はほとんど払われていない状況、ちょこちょこ払ってはいるんですけども、払われていない状況ということで、喫茶店に関しては、借りた時点から全く払われていない。というのは、通常は、借りて営業して1月2月払って行って、営業がうまくいかなかったから、これちょっとまずいなというような可能性はあると思うんですけども、喫茶店に関しては、最初から支払いされていない、その行為そのものが、ちょっとおかしいんじゃないかという気がするんですね。

○ 議長 高良ノブ

ただいまの國吉修議員の本件に関する質疑は既に3回になりました。会議規則第55条のただし書きによって、特に発言を許します。

○ 7番 國吉修さん

当初から払われていない。これはちょっと職務怠慢じゃないですか。最初から払われていないのに、どうして行政側が督促なりいろいろ打つべきなのに。旧具志川でもいろいろ滞納の分がありましたが、それはある程度議会でいろいろ議論しましたが、払わないところはすぐ退去させるというふうに具志川ではもっていったんですが、その時に、そういうふうにもっていけなかったのか。払わないのを、結局、村の財政を圧迫したわけですよ。村でそういうやり方をして、行政としてあるべきものだったのか。なんでその当初当初で

できなかったのか。それを合併して、これを今年度までもってきたというのがちょっとおかしいなど。それちょっと答えてもらえますか。

○ 収入役 松元徹さん

当時、久米島町時代、私が助役をしている時期ですが、確かに、この真泊ターミナルの事務所と真泊の件、特に平成12年、13年は、かなり担当課長も、今これに出ているように事務所の賃貸未納ということで、担当課長はかなりこれに対しては請求し、それになかなか応じないということで、平成12年、13年ときていたわけです。できればそういう訴訟ということでもっていきたくないために、12年、13年はかなり努力をしてくれています。

それと、この弁面書ですが、事務所、平成14年5月15日付けの解約で、解約の申し入れを確かにしました。これは事務所の家賃の未払いということとは別に、目的外使用ということで、これは一般の方からも、そういう苦情と、「なんで役場は事務所なのに、そういうのを貸しているか。」というような声も結構ありまして、確かにこれは公的な施設としては問題だということを含めて解約に踏み切ったわけです。

ここでは解約したつもりとありますが、私の方の報告は、それに応じなかったということとでずるずる延びて、その後もそれに向けては、手続きをとっていったんですが応じてくれなかったと。そういう経緯で、今回のこの訴訟にやむを得ずなっていたというふうに認識しております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時57分 休憩)

再開します。 (午前 11時00分 再開)

○ 30番 喜久里猛さん

この訴訟問題につきましては、町村議会でもお願いしまして、県の方にも電話しました。収入役がおっしゃったように、県は今、時を同じくして県営住宅は今度の議会に上がりません。県の方では確かに調査委員会、特別委員会はございません。直接、本会議に上がるようになってます。実は我々の方も町もそうなんです。条例上、本会議でいいということになっているんですが、今まで沖縄県の町の中で提訴に踏み切った例はないと。町村議会の正しい調査ですよ。私たちは久米島になって、まだ1年ちょっとの段階で、こういう提訴事件を持ち出して果たしていいかどうか。私はこれは解決方法があると思うんですよ。ということで、質問させていただきますのでお願いしたい。

まず、平成9年から契約しまして、今日に至ったまでに三役、特に収入役は金銭の最高責任者ですので、直接本人に会ったことがあるかどうか、それを回答願いたい。

それと、弁面書にもあります。例の50万円という数字ですが60万という数字もあったんですが、いずれにせよ催告状がきて、家賃も払いにいったが、事情で時間的なもの、それから不在という理由で拒否にあったということなんです、これの細かい説明。

普通、催告状を出して、借り主が現金を持って村役場まで登庁しているわけです。これ

はどんなことがあったって取らないといけないと思うんですよ。これが収入役がないからとか、そういう理由で帰すということは私たち一般人としてはちょっと考えられない。これが役所仕事の最たるものじゃないかなと思います。この説明。

それから、現在に至るまで保証人に会っていないという、私の調査ではなっています。保証人に電話なり、督促状の催告状は出したかどうか、その再確認。

それから、契約書です。私の知る範囲では1年契約で年4回支払うということになっています。その中で見落としがありますのでお尋ねします。これは1年契約で自動更新なのか、再契約なのか、そのへんの契約書の内容を教えてください。

とりあえず、この2件から回答して下さい。失礼、もう一つあります。先程、國吉議員からもありました。この家賃滞納、真泊につきましては、これは実は旧具志川の議員誰も知りません。一度も見えていないんですよ。と申しますのは、12年度までの決算書は当然仲里の議員の皆さんがやっています。合併して14年度の決算書は旧久米島町のものですから別々にやろうということで分けてやりました。従って、旧具志川側の議員は、この真泊港ターミナルの滞納さえ知らないという状態。我々は現在は特例法に基づく32人という暫定議会なんです。それを我々具志川側に持ってこられても本当は我々迷惑な話。それに付け加えて、仲里村の決算書です。私は11年度しか揃えなかったものですから、持っていますよね、当然資料を。11、12、14年の決算書持っていますよね。だからさっき確認したのはそこなんです。こういう大事なものはちゃんとした資料を揃えなさいと。それで指示したとっています。「揃えています。」とっています。これは役場内の問題です。これは大きな問題が絡んでいるんですよ。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 11時01分 休憩)

再開します。 (午前 11時01分 再開)

○ 30番 喜久里猛さん

11年度の真泊港に関する収入の欄です。予算現額91万2千円、調定額91万2千円。収入済み額で76万2千円。収入未済額で15万円となっています。平成11年です。皆さんの未済額はこれは15万円ではきかないはずなんです。未済額は。しかも備考欄に何の説明もない。ターミナル喫茶店の滞納なのか、事務所の滞納なのか、売店の滞納なのか。これも説明お願いします。

それと12年度、これでもそうなんです、実は。予算現額で91万2千円で、調定額で117万円、これは多分これだと思えます。しかし実際入ったのは、久米商船の49万2千円だけ。収入未済額として67万8千円ということで出ております。ただこれにつきましても、これはちょっと疑問があるんですよ、実は。売店の収入、1万円ですか、6万円がありますね。これ出てきていないんですよ。この説明ですね。

13年度です。13年度は、真泊カーフェリーターミナル使用料として91万2千円、調定額で61万2千円、収入済み額で61万2千円、この61万2千円の内、船舶事務所で49万2千円。喫茶店で11万円支払われています。事務所として機械リースですね、これは1万円ですね、これが支払われております。その合計が61万2千円です。この内容ですが、この中に売店の使用料が入ってきていないんですよ。どういうことなんでしょうか。この下の欄、見て下さい。土木使用料として、公営住宅使用料としてあります。公営住宅使用料は全く同じ区分であります。これは何を意味しているかという、下の方は滞納繰越分、ちゃんとすぐ議員がパッと見てわかるように説明されているんですよ。下の方もそうですよね。教育使用料もそうですよね。滞納繰越分でちゃんと説明されて金額も出ているんです。ところが、どういうわけか、この真泊のカーフェリーターミナルだけが、そういう説明が何も無い。不透明なんです、この決算書そのものが。従って、私は旧仲里の議員の皆さんに聞きました。「この問題は議会で取り上げられたか。」「若干の質問はあったけれども、そう大きな問題として取り上げていない。」それは当たり前ですよ。こういう決算書を見せられて滞納があるとは誰も気づきませんよ、これは。この11年度から12年度、14年度の説明をして下さい。

○ 収入役 松元徹さん

当時、平成12年、13年、このテーマで家賃の滞納がひどすぎるということで担当課長から報告がありまして、この滞納に関しては、担当課の方で真泊だけじゃなくて、他の例えば村営住宅にしても、滞納は担当課の方で担当しておりましたので、報告を受けて、そして指示をして、そしてできるだけ大きな訴訟のようなところまでは、もっていきたくないという気持ちで、できるだけ速やかに納入するよう、そういうことで12年、13年は関わってきました。その意味で直接本人と三役、あるいは担当時の私は会ったことはありません。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。本人が役場に来て支払いに来たのに受け取らなかったということなんですけれども、確かに平成13年に、そういうことはあったということは聞いております。ただ5時前に来たものですから、出納室は閉鎖になりまして、出納長もいなかったということと、閉鎖だということで、確かに、「翌日来て下さい。」という話になったんですけど、担当課長の方から、せっかく持ってきているものですから、担当課長の方が「受け取って、領収証をきって、翌日自分が払うよ。」という話はしたらしんですけども、そこでそのまま支払わないで持ち帰ったと。その後、何ら音沙汰もなかったと。その後来た形跡もないし、振り込んだ形跡もなかったということでございます。

保証人に催促したかということなんですけれども、前課長あたりの話を聞いてみますと、期日は定かではないんですけども、「保証人には連絡をしたことはある。」ということ聞いています。文書なのか電話なのかということは確認はしていないんですけども、連絡したことはあると。話はしたことはあるということは聞いております。

それから、契約なんです、契約書は1年契約で喫茶店にしても、事務所にしても1年契約でやっております。ところが、いろいろ弁護士とも相談したんですが、勉強しにいったんですが、「そのまま継続して営業とか使っているのであれば、法定更新ということで当然契約としては成り立つ。」と。「実際契約書を交わさなくても契約としては成り立つ。」ということをおっしゃいます。

予算の説明ですけれども、平成11年は事務所の12万円は完納されております。そして喫茶店の分に関しては15万円が納められております。12年は事務所、喫茶店とも納められておりません。13年度は事務所の1万円、喫茶店の5万円、2カ月分は納められております。13年度は事務所の1月分と、喫茶店の2月分が納められております。金額的には6万円です。両方で6万円です。

今、売店の分に関しては、チェックはしておりません。あくまでも今回の分に関しては事務所の分でやっております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時06分 休憩)

再開します。

(午前 11時06分 再開)

○ 30番 喜久里猛さん

ずっと年月日くれば、私はこういう問題は起きなかったんじゃないかなという気がします。

それと、これはそれほど問題にはならないと思いますが、一昨日、決議した弁護士の増の問題。既に弁護士から明け渡し通知出していますね。一週間以内に明け渡しするようにされています。この費用は町持ちの費用なのか、商工会持ちの費用なのか。それを答えて下さい。

○ 収入役 松元徹さん

平成12年、13年度の時期に、三役のどちらかが直接会うべきではなかったかというご意見ですが、あの当時、この滞納の問題、他のまた村営住宅の滞納の問題とか、いろいろありまして、これは課長も管理職ですので、業務の中では各課の責任者ということで、この時期、12年、13年度は滞納というテーマで、課長を中心として納入の取り組みをしていました。そして、適時、私の方には報告、相談がありまして、そしてそれを受けてまた当時の村長とも報告、相談しながら、一つの方向性として、できるだけあの当時、12年、13年、訴訟まではもっていきたくない。またそこまで浮かんでおりませんでした。あくまでも業務的な滞納を、どうにか納めてもらいたいという取り組みで取り組んできたわけです。そういうところで、一つのやり方として三役まで、本人に会わなかったというようなことであります。

○ 町長 高里久三さん

三役が会っていないのは、これは確かに長としても会うべきだったかと、今考えてみま

すと。その点については、長の努力が足りなかったということは認めます。ただ、60万円持ってきて、なぜ課長が「領収書も書いて受け取るから払って下さい。」と言っても、なぜ払わないのかですね。これは現実に担当課長も言っているんだから。普通だったら、1円でも多く取るべきものが、持ってきて、収入役がいらないから受け取らないということはないんです。今言うように、なぜ受け取らないのか。課長が「領収書をちゃんと書いて、受け取りますから渡して下さい。」とやったのに、本人が払わないで帰っているんですから。これは当時の担当課長に聞いてはっきりしています。しかもまだ誠意があるならば、翌日来て、「遅れているから払おう。」というのが普通の常識であって、払わない人が正しいのか、どちらが正しいのか疑問に思うんです。

それから、弁護士から5月22日に本人に催告状を本人が従わなければ手続きをとるとよと文書もいっているんです。5月22日に。それでもなおかつ何もしないで、問題を提訴したから、議員の何名かにまわって取り下げてくれと。私のところにも来ていましたよ。議員も。皆さん議員が、それ本当に認めるかと。今はもう210万円になりますよ、今までのもの計算すると。それを払わないのを提訴するからといって、確かに長は責任はあります。今まで遅れた理由を。ただ、一般町民に対して相当損害を与えているわけです。実はそういうのは速やかに解決して、正常に戻していくべきものだと思います。

それと、できるだけこういう裁判沙汰はしないで、お互いの話し合いで解決できればと、これは本人としては、これが望ましいことですよ。仕方がないからやむを得ずこうしてやっているわけでありませう。

○ 総務課長 平田光一さん

訴訟に対しての予算の負担ですが、町として年間、顧問弁護士ということで年間36万円の契約をしております。そして、通常いろいろな相談とか、そういうかたちでの顧問弁護士として訴訟の場合については別途と、それが生じた場合には、また別の委託ということになっております。

○ 30番 喜久里猛さん

訴訟をして、210万円、これでいくと180万円ですが、本人は反省して、「支払計画書を作りたい」と、「何とかしたい」と、「自分はこの店を追われたらもうどうしようもない」ということで泣きついてきているわけです。私も当然、今、町長が言うように、相談を受けて、彼を調べたところです。

今回の本会議場で、あえてこれを一気に採決する必要は私はないと思います。これだけ問題になったわけですから。それをするというのであれば、当然、これはやむを得ないということになるんですが、私は私なりのやり方があるのではないかと。今言うように支払計画書を作らせて、その条項の中で、滞納分については月々いくら払っていきますと、じゃあこの滞納を滞った場合にはやむを得ませんと、行政の指示に従いますというかたちでも別に遅くはないと思うんですよ。5年間持ち越ししているわけですから、別に半年、1年

もっていってもどうってことないんじゃないですか。この際においても、おそらく私は遅くないと。

今、商工観光課長が言っている、保証人には連絡したというけれども、それは保証人に直接聞いているんですよ。逆に役場側が間違った報告をしてる可能性があるんですよ、そのこと、課長に。そういう、今、私が取り上げた諸々の問題を含めて、今回、この会議場での採決はどうかと疑問を持ちます。

今、さらにこの確認はもうできないですね。保証人の問題、これがつじつま合いませんね。私の範囲と。

この決算書につきましても、これは私が仮にこの決算書を見ていたら、もう絶対に反対します。こんな不公平なことをされたのではたまったものではない。不透明な書き方をされて、決算を上げてきて、家賃を滞納してますからやりますよでは、じゃあどこに滞納があるんですかと、これを言います。ないんですよ、滞納は。

一つだけ、これはプライベートな問題で個人的な問題にもなりますから、もう一度確認します。役場は保証人に会ったと回答してました、今。私は保証人は何も聞いてないと聞いています。もう一度だけ回答して下さい。誰が会ったか。電話でやったのか、「電話でやったか分からない。」と言ったけれども、そのへんのところをやらないと、私もう一回会わないといけないんですよ。保証人に。「あんたは私に嘘をついたじゃないか」と、というふうに考えたんですよ、それが事実であれば。そこだけ回答して下さい。答弁して下さい。

○ 商工観光課長 盛本實さん

旧担当のいろいろ情報を聞いていますと、保証人にも話はしたということを知っています。それが先程申し上げましたように、文書なのか、電話なのか、道で会って話をしたのか、そのへんは確認をしていないんですけれども、そういう話を聞いています。ただ、私になってからは、こういう状態になっていますので、保証人には会っておりません。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

○ 13番 山城和満さん

議案第49号についてですけど、先程来、質疑が出ておりますように、今回の問題が出た大元の原因、僕は、この仲里村の議会で、議員が議員必見である歳入の審査に当たって、当然ポイントとなるべきところで、収入未済額が出た場合、その原因と理由は何であるのか、また、この不納決算額が出ている場合には、なぜ不能決算になったかということを中心に徹底的に審議をしなかった。そして、これが執行当局が十分に努力したのかどうか。それにも係わらず、やむを得なくてこういう収入未済額というか、不納欠損額が出てきたのかどうか。ここのところは、お互いが、議員も当局も充分反省すべき問題だと考えています。

そしてもう一つは、今回の平成14年度の決算審査意見書、この中にも指摘されておりますが、14年度の決算は、13年度決算が打ち切り決算となったため、黒字というかたちになっておりますが、先程町長のお話にありますように、13年度の打ち切り決算になる時点で、こういう問題を新町に引き継ぐべきではないんですよ。先程来、話がありますように、平成9年からの未収金を、我々中味を知らない村に、これについて賛成して下さいという方がおかしいですよ。本来でしたら合併という、町長も指摘がありました。そういう事情の前に発生した問題を、この当事者がけりつけるべき問題をこっちにもってきて、大変迷惑しているんですよ、これは。本来、当局も仲里村議会も、きちんとやるべきことをやらなかったために出てきた問題が、先程来、議員からも指摘がありますように、我々直接関わってきてない、この14年度の決算については出てくるかもしれませんが、その平成9年から13年度までの分については、あずかり知らぬことについて議会の議決を求められても大変迷惑なんです。

そういう点も考え合わせますと、こういう事例を通していいとは思いませんけれども、この訴訟遂行に当たって、5番目にある「必要がある場合は譲歩し、和解をするものとする」という話がありますが、提訴しなくても和解できるものでしたら、そういう方法もあるのではないかとこのように考えますが、町当局の考え方をお聞きしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

私も、和解でできるんだったら和解でやりたいと。ですけど、今までの経緯からして和解はもう不可能だと思って、最後の手段として、これを提訴しているわけです。

○ 13番 山城和満さん

町長が和解は無理だと判断の根拠になったものが、どういうものかお伺いしたいということです。町長なり、助役なりが直接会って、そういう、今いう和解が無理なのかどうか。町長一人ではダメですよ、こういうのは。町長の自分の考え方とか、主観が入ってきますから。第三者、他の人も一緒に、当事者と一緒に会った中で、本当に和解が到底望めないというものなのかどうか。そういう配慮も必要ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○ 町長 高里久三さん

指摘のあるように、確かにこういう問題は旧仲里村で解決して、合併に持ち越さないで、旧具志川村の議員の皆さんに内容は理解しにくいと。これは重々、申し訳ないと思っております。

少なくとも誠意があるならば、「高いから安くしてくれ。」とか、「待ってくれ。」とか、そういうふうにあるべきだと思うんですよ。全然そういうものもない。しかも、弁護士から、「もしそれに応じなければやるよ。」という文書も出ているのに、なおかつ、こういうこともしないわけですから、これはやむを得ないのではないかと。いつまでも放っておくというのもいかなのじゃないかなということです。ですから、いろいろ考えて検討して、それ

はもうやむを得ないと。私もこの問題は、先程議員から、町村ではこういうことはないと言っていますけれども、それくらい重要だと思うんですよ。9年から約4年、5カ年ということ、それまで放置してきたものは、我々の責任は、これは重々感じています。そういうことですから、もうやむを得ず、この問題を議会に提案して、何とか解決を図ろうということでもあります。

○ 13番 山城和満さん

あと1点お聞きしたいですけど、町長なり、直接会って話をする必要は。

○ 町長 高里久三さん

会って、問題解決のために、会うのには私は何も遠慮しないでやります。いつでも会っていいと思っております。

○ 4番 島袋完英さん

大変重要な議題だというふうに思っております。町始まって以来、両村時分にもこういうことはあまりなかった。ほとんどなかった。また、新町になってからはもちろん始めてありますが、5月に弁護士から通知が行っていると。その間、今の皆さんの説明を聞きますと、その間、誠意がなかったというふうなことで非常に残念なんです。私はこの本人が、こういう裁判訴訟、法的なものについてあまりにも軽々しく考えているようなものではないかと思うんですよ。弁護士から来ても、「ああ、こういうのが来たか。」と、読みはしたかもしれないけれども、そんなに大事なものだという認識はなくて、というふうな経過したと思うんです。そして、今、本当に町当局が裁判に出すと、議会の議決を受けて裁判に出しますよというふうな事態にまでなっていて始めて本人は、これは大変なことになったなというふうな認識をもっているのではないかと思うんですよ。

私たち、普通は、裁判所とか、そういう法律的な関わりは全くありませんので、私はたくさんありましたけれども、だからよくわかるんですが、最初は認識が薄いんですよ、裁判所から来ても。裁判所から、この通知が来ても、見て、毎日見るんですね。後何日、何日というふうに、日にちが切羽詰まってくると、これは何とかしないといけないなというふうなことでやった経緯があるわけです。

ですから、例えば今、別の議員も、本人に会った人たちが先程言っていましたが、これから後、返済計画を作ってやりたいと、作りたいというふうな説明もありましたね。私は本人に会ってない、本人からは聞いていませんが、まずこれから本人が、このことを本当に大変なことになったというふうなことで、保証人などと一緒になって、新しい返済計画を作って、それをやるような気持ちがあれば、まだ少し猶予を置いて見る必要もあるのではないかと。この項目の第5の方に、和解の、強いて、町長もおっしゃっていますが、強いてまでというふうな、提訴まではというふうなことなんです。まず、5月からもう5カ月過ぎているんですが、もう一度ある期間を置いて、期間を定めて、その間にちゃんとした計画がなければ、もうこれに踏み切るよというふうなことを、本人に、その猶予をもた

せてもいいのではないかと私は思うわけです。

それと、保証人の話もありましたが、当然、これは弁護士からは、保証人にも行くべきではないかと思うんですよ。今ひとつお聞きしたいのは、通知は本人だけに行っているのか、あるいは保証人にも行っているか。その確認をお願いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

この件に関しましては、確認しておりませんので、後ほど確認してお答えしたいと思えます。

○ 4番 島袋完英さん

これは非常に大事なことだと思うんです。保証人もおそらく、話は聞いているかもしれませんが、以前から。課長の話だと、当時の担当課長が話もしたというふうなこと、それも本当かもしれませんが。だけど、保証人も、だいたい保証人になるときは、「自分に迷惑かけないと言いつたのに。」と。また、こんな状況にはならないだろうというかたちでみんな保証人になりますよね。いざとなつてから、そんなつもりではなかつただろうということになるんですが。だから保証人も、この問題について、そんなに大事に思っていないのではないかなというふうな気がするんです。

ですから、そこを、そういう状況を見た場合に、私は、今、例えば今日の議会で決議するというのはどうか。やるのであれば、先程も言いました猶予期間を、2週間にするか、1カ月にするか、10月いっぱい猶予期間にするか、それをもって、その期限が来ても誠意がなければ、何も進展がなければ、もう裁判に提訴するよというふうなことの方が私は望ましいと思います。町長、その考えはないかどうか。

○ 町長 高里久三さん

今先程も喜久里議員から、本人に会ったかということですがけれども、逆に、本人も役場に来て、我々と1回も会ってないですよ。これは、こっちだけが会わなくて、向こうからも来て、相談に来るのが常識ではないかなと思いますが、そういうのも全くないです。我々が会わないのも確かに一つの落ち度だけれども、また逆に、向こうから来て、「何とかできないか。」というの、僕は人間の常識としてあるべきだと思うんですが、そういうのもない。ただ、今、本人が、もし仮に、今、島袋議員が、「会って、今後支払っていくかたちで、和解ということであれば、どうか。」ということですがけれども、これは今すぐ和解やりますということでは、私は、今も提案したので、どうなるかはわかりませんが、そのまま通していきたいと思っています。

○ 16番 平田勉さん

2、3点お願いします。今までいろいろやり取りを聞いて、私もこの議案を見て、どういう事情なのか、私もいろいろ調査をしました。その中で、今のやり取りを聞いていてちょっと気になっているのは、どうも平成12年の、この時点の、「金を持って行ったけれども、受け取らなかった。」という部分ですね。それと、今のやり取りを聞いていますと、

担当課長が「領収書を書いて、領収書を発行して受け取る。」と言ったけれども、支払わずに帰ったということで、この部分で行き違いがスタートしていますね。言っている部分が、ここで受け取りを拒否をされたという部分と、受け取ろうとしたけれども、支払わずに帰ったという、ここでも意見がちょっと行き違いが出ているなという気がします。今聞いた部分で。

どうかたちでこの支払方法を、金額等もやっているのかわかりませんが、私は条例もチェックをしてみました。これは大変不利な条例ですね。月額がいくらなのかというの、この条例集に全くないですね。「必要な事項は、町長が定める。」ということになっていて、その前のページの兼城港の条例と雲泥の差があります。町になるときの専決処分で、その条例をやっているんですけども、それを通してありますから、これは議会にも責任があると思いますけれども。あの条例では、どうかたちで支払をするのか、月額がいくらなのか、それは全くよめない。これは別に定める部分というのがあれば、そこもちょっと説明をしてほしいんですけども。できればこういう案件であれば、その条例を見て、私たちが判断できる、こういうふうな条例でなければいけないはずなのに、なぜそういう条例になっているのか、大変気になっている部分です。

それと、先程から旧具志川村の皆さんからいろいろ出て、大変責任を感じておりますけれども、私も過去の決算書等を開けて見てみました。他の部分では過年度分とか滞納繰越というのがいろいろ予算を含めて出てきて、滞納の分についてはいろいろあるんですけども、過年度分の扱い、あるいは滞納繰越分という部分が見えてこないですね、真泊の部分。ここが毎年毎年出てこなかった、それに気づかなかった私たちにも、先程、他の議員から言われたことからすれば、責任を感じる部分なんですけれども、そういうのも含めて反省すべき点があります。

受け取りの関係も、2回あったという話も本人はしていましたね。商工観光課長に、これは合併後になると思うんですけども、盛本課長の時代にも支払に行ったけれども、受け取ってくれなかったという話をしていました。そのへんもちょっとどうも行き違いになっている部分があるので、もう一度担当課長を含めて、収入役等も含めて、この支払の関係をどうするのか。もっと慎重な対応をしたらどうかなという気がします。

確かに最初、支払に行ったときには、他の課の課長も、隣の課の課長なんかもそこに居て、「せっかく持ってきた、支払いしに来た分を、なぜ皆さんは受け取らないんですか。」という、そういう話もその場ではあったというふうな、そういうことも言っています。ですから、そのへんを含めて、行き違いでいろいろなかたちでやっているの、纏れた糸を一つひとつほぐすように、ほぐしてもいいですから、もうちょっと皆さん、話し合いをする余地がないのか。できればこういう大事な議案を提案をするのであれば、本会議ではなくて、事前にあげて、全員協議会とか、そういうところでも我々としても、もっと情報公開をしてほしかったなという気もします。双方、お互いみんなが、その部分で慎重に対応

するような策というものを工夫して、必要であれば議会も含めて議論しながら、話し合いながら慎重な対応をしていく、こういうことができないのか、そのへん答弁をお願いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。条例に関しては、今後、おいおい整理していきたい、きちとしたかたちの中で整理をしていきたいというふうに考えております。

それから、予算書の作り方の問題ですけれども、これは旧仲里村の関係だったので、私の方ではわからないのでお答えはできません。

それから1点、昨年この弁明書をご覧になっての質問だと思うんですけれども、昨年度の12月に、現商工観光課に支払に来たけど、私の方で受け取らなかったということに関しては、その本人は2回くらいは来ていました。その中で「金を持ってきたけど支払い、受け取ってくれ」という話はございませんでした。ということで、この弁明書に関してはちょっとおかしいのではないかというふうに感じております。

○ 16番 平田勉さん

条例を整理していくのは当然だと思うんですけれども、今、この別に定めるとい部分で、これは規則か何かであるのか。規則規定であれば、当然そこに追録されているはずなんですけどね。ここも見えないものですからどうなのかわからない。だから、別に定めるといものが契約書を意味しているのか、ここがどうもこの条例を見てわからない部分です。不透明な部分です。

決算の分も、これは私たちが集中審議をしなかったという部分の指摘をされているんですけれども、それは言い訳がましくなるんですけれども、滞納繰越とか、過年度分という説明があってもいいと思うんですけれども、そういう部分がないですね。兼城港ターミナルの部分は、15年度も含めて過年度分という位置付けがされていますね。決算とかでも。ですが、真泊についてはその部分がない。そのへんの部分で、現地でいえば、収入未済額の部分で、その未済理由は何なのかという、このへんの部分の議論をしなかったと言われればそこまでなんですけれども、決算書の中ではその過年度分の扱いがされてない。そういういろいろなかたちでの部分があるので、慎重な対応が、今からでも話し合いの場は設定できないのか。そこらへん、再度確認をしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

私はこれまでいろいろと頑張ってきた。それで提訴しましたので、これを議会に提案して、議決しても、次に和解があればできると思います。ですから、この問題は、そのまま提案するということにします。

○ 16番 平田勉さん

今の答弁は大変わかりにくいんですが。

○ 町長 高里久三さん

案は、そのまま議案として提案します。その後、和解には応じます。それは和解をすれば、これは何も裁判に提訴する必要はないですから。議案は案として一応提案します。その後、皆さんが向こうと話し合いして、支払い計画があつて、充分これならば町民に対しても了解が得られるなということで、和解はその後和解して、訴訟は取り下げてもいいと思っております。議案は議案として、そのまま提案しますので。

一般からも、さうとうこの問題については話題になっているんですよ。「町長は一個人のために、なぜ、そんな不公平なことをするか。」と。そう言われた場合、私はどう答弁しますか。中には2、3カ月家賃を払わないので町営住宅を立ち退きなさいと、現実に出した事例もありますから。ですから、公平に行政を行うためには、どうしてもそれはやらなくてはならないということでもあります。

○ 議長 高良ノブ

平田議員、よろしいですか。

○ 16番 平田勉さん

今の答弁で、町としての考え方というのが理解できましたので、その分、みんなで議論をしていただければいいのかなというふうに思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

先程から議論を聞いて、まだ疑問点がたくさん残っています。採決をするとなると、応じられるかどうか疑問を持っています。今、町長の平田議員への答弁は、そのまま提案、採決してくれということですね。それで、仲里村の議員として責任を大変痛感しているものですが、1点だけ質問してから再質問したいんですが、保証人との関係です。農協の金銭の問題で、ある方から、保証人を2人から相談を受けましてやったんですが、保証人に請求が来るんですね、保証人に何回も。それで、保証人は金を借りた人に、何回もこうに行つて脅しをかけたりしております。こちらで質問したいのは、保証人への請求が法的に、これは事件によって違うかどうか、私自身もこれはわかりませんが、法的に保証人へ請求すべきことにもなりうるかどうか。ちょっとそちらをお伺いしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 12時00分 休憩)

再開します。 (午後 12時03分 再開)

○ 商工観光課長 盛本實さん

契約書の中で、「連帯保証人は賃貸借料の支払い等を本契約に基づく一切の責務について保証し、乙と連帯して履行の責務を負うものとする」ということでもありますので、同等な立場になろうかと思えます。保証人と契約者とは、同等な立場になろうかと思えます。

○ 町長 高里久三さん

今、上江洲議員が、「保証人に催促する義務があるか。」ということは、専門に聞かないとわかりませんので、後で聞いて答弁させて下さい。

○ 9番 上江洲盛元さん

ただいまの課長と町長の答弁、後で調べさせてくれということなんです。これは大いに結構ですが、それもわからないままに採決するのは、僕はいろいろな疑義を持っているんですよ。現在。今日の議論の中で。採決すべき段階だろうかと疑問を持っています。だから、平田議員が先程言ったように、慎重に審議してくれないかなど、まだ観光課長との今までのやり取りでじっくりいかない答弁が、行き違いの部分もある。我々は判断をして採決に加わるわけですから、判断できません。私はです。現在の状態では。これは執行部はこれで採決してくれというなら仕方ありません。場合によっては私は退場致します。

○ 町長 高里久三さん

採決するのは皆さんの権限ですから。これで審議が足りないならば、延長して、明日でもいいじゃないですか。今日、今すぐしなさいじゃないですから。これは皆さんの裁量ですから。私は提案したということであって、今日今すぐやりなさいという意味ではないですから。これは皆さんが慎重に慎重に審議をして、そしてその結果、結論というのは当然だと思えます。

○ 9番 上江洲盛元さん

今、すぐ採決ではなくて、町長からありますように、明日まで、この問題をもう一度議員の皆さんとも検討して、延長することはできませんか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 12時05分 休憩)

再開します。 (午後 1時43分 再開)

午前に引き続き、再開します。

質疑ありませんか。

○ 14番 宮田勇さん

質疑というよりは、先程の町長の答弁を確認したいと思います。今さっき、休憩時間に勉強会を持ちました。そして、町長の先程の答弁を、大変みんな重視しております。というのは、必ずしも今日可決されたから即裁判にかけるのではなくて、後にまた誠意を出して、向こうが計画を立ててくれれば取り下げもできるという答弁もありましたので、議会のだいたいの方々はそれに理解をよく示しております。そういった意味で、それだけせつかく町長が提案したこの議案を取り下げするのも、また執行部としても、我々議会としても、これは今後大きな問題になるのではないかという意見もだいたい多数にまとまりました。ということで、もう一度町長の確認のために、皆さんのご意見として聞きたいということでありますので、この今日の議会で可決された後に、そして和解を優先して、それになお応じなければ、もう可決されているから、町長は裁判に持っていけることにはなりませんので、その和解をしっかりと慎重にしながら、そして進めていったらどうかという全員の意見がだいたいほぼまとまりましたので、確認のために町長から、そのへん一つお聞きした

いと思います。

○ 町長 高里久三さん

私も何も、さっきも言ったように、必ずしも訴訟に移すことはありません。これが可決された場合においても、なおかつ新垣さんと和解に向けて努力をします。そういう場合、また、状況を皆さんに報告して、これ以上話し合いが進まないということであれば、また皆さんの全員協議会でも諮って、こうですよということを報告しますので、決して、今日可決されたからといって、すぐ明日に、裁判ではありませんので。そのへんは責任をもって対応しますので、ひとつよろしくお願いします。

○ 14番 宮田勇さん

そういうことの確認をしましたので、これで質疑というよりは、議会からの要望というかたちになりますが、終わりました、進行をお願いします。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 4番 島袋完英さん

私も議会議員になって初めての議案で大変慎重に期すべきだと思うんですが、今、町長から答弁ありましたように、まずは、もう一度本人との和解に向けての交渉をしてほしいと思います。

それから、いろいろ和解に向けては条件も出すわけですが、ただ和解はできないと思うんです。いくらか納めてもらって、後のものはローンするとか、いろいろな方法があると思うんですけれども、私たち議員の中にも、相談を受けて真剣に取り合っている方たちもいますので、議員の皆さんにお願いもあるんですが、相談を受けるのであれば、金銭面の相談も含めて、和解に向けてやってみたらどうかというふうに、その時は私も個人として協力をする考えでありますので、別の議員の皆さんも、ただ話だけの相談ではなくて、こういうものに向けてまた相談もいいのではないかと。それで、ぜひこれが円満に、訴訟までいかないように希望して、賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

(「進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第49号、訴訟の提起についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第49号、訴訟の提起については、原案のとおり可決されました。

<日程第9>

○ 議長 高良ノブ

日程第9、議案第50号、議決内容の一部変更について（儀間漁港関連道整備工事請負契約）、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聡さん

議案第50号、議決内容の一部変更についてのご説明を申し上げます。

平成15年第3回久米島町議会で議案第34号として議決されました儀間漁港関連道整備工事請負契約を、契約金額7千792万6千800円から、契約金額9千678万3千750円に変更しようとするものであります。

参考資料として添付してあります計画平面図をご覧ください。当該道路は、平成12年度から16年度までを事業計画年度として整備を行っております。15年度の施行場所は、図示してありますように、字儀間の仲里給油所付近の県道から儀間川沿いに漁港に向け延長320mを整備する計画で入札を執行した結果、工事費に残額が生じたため、16年度で施行予定をしておりました舗装工、ガードレール設置及び矢板工を実施するものであります。

事業費の負担割合でございますが、国が50%、県が40%、残り10%が町の負担となっております。なお、町負担分については、過疎債を充当する予定でございます。

なお、改定工事請負契約の方をご覧ください。改定契約書の中に発注者の住所の方で、「沖縄県島尻郡」の「郡」が違っております。これは議会の議決をいただきましたら、また双方で、その字句の訂正をしまいたいと思います。

以上が「議案第50号議決内容の一部を変更する」ことについての説明であります。ご審議、よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

議案第50号、議決内容の一部変更、儀間漁港関連道整備工事請負契約については、23番山城篤三議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって山城篤三議員の除斥を求めます。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

議案第50号についてお伺いしますけど、今回の変更金額の増額分が1千885万6千950円、1千900万円近い金額が今回増額されております。工事の内容としては、先程の説明の中では、舗装と矢板ということですが、競争入札に付して、この増額分の工事を発注するというやり方ができない仕事ではないと思うんですけども、あえてこの業者に、そのまま増額というかたちで、これは以前の他の工事のときにも指摘しましたが、今回もそういうふうなやり方になっておりますが、別途発注して多くの業者に仕事を与えるというふうな考え方があれば、この分の工事については別途発注も可能ではなかったかというふうに思いますが、いかがなものでですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答え致します。今回の1千885万6千950円の契約額は、全て入札残でございまして、1件の事業に対して入札残というのはたいてい設計を組み替えますと2千357万1千円の設計をしなければいけないわけですが、そういうことで、新たに業者を選定して発注しますと471万4千円の予算が増になって、改定契約の場合は、その分予算節減にもなるということで、あえて一緒に入札しないで改定契約ということになっています。

○ 13番 山城和満さん

今回、改定契約した方が、予算の法律的な運用になるというかたちが、今回のこの改定契約をすることによって工期がまだ変わるということが出てくるのか、この本来の工事請負契約と今回の増額分が出てきたことによって工期が変わってくるのか、また、これの進捗状況ですね。この工事が予定どおりに今進んでいるのか、そこのお伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

完了工区の日につきについては、そのまま、製糖期との関連もありまして、他業者と契約しますとどうしても工期が延びるということもありまして、現在施行している工事の区間内での事業でございますので、どうしても工期の問題とかも勘案しまして、改定理由の中にも入っていますが、現在の施工状況は、工程どおりで、製糖期前までには完成するというので、今、現場の方で一生懸命やっている状況でございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 16番 平田勉さん

工期の関係で、全く一緒なんですけれども、今の説明を聞いたら、矢板とか舗装とか、物理的にもですけれども、工程どおりに進んでいるということになれば、これまでと工期が全く同じ工期でというのは、本当に間に合わせる事が、逆に施工業者に対して相当な過重労働を強いることにならないのか、かなり工程が増えますよね、1千800万円ということになると。矢板を打つというのも作業日数かかるはずなんです。舗装にしろ、舗装の前準備から舗装をきれいに完了するまで、当然、物理的に日数を要する部分、工事でありながら、工期が全く1日も変わらない。工期が全く一緒というのは、これは施工業者に対し

て過重労働を強いることにならないのか。この工期というのは、皆さん、配慮があってもいいのではないかなという気がするんですが、そこらへんはいかがですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質問にお答え致します。工期の問題については、現場内ですが、その杭打ちとかは本島の専門業者の方でできる分や、それと路面舗装につきましても、路面の仕上がりまでやれば後はアスファルト業者がやるということで、工期的には無理な工期ではないという判断です。

それと、先程申し上げたとおり、製糖期の関連等もありまして、ある程度業者に努力してもらって、そのへんはできる範囲という判断で一応工期の変動はありません。

○ 21番 上里総功さん

この今の儀間の漁港関連道路の工事の内容について聞きたいんですが、赤土対策防止ということで砂防池を造っているんですが、最初のうちは、ブルーシートも張られて完全な形でやられていたんですが、台風の後、剥がれていて、そういう対策がされてないわけなんですよ。その他に、路面と一緒に、ちょっと勾配のある所に造れば、確かにこっちに流れるなという感じで理解もできるんですが、何かちょっと上がったような所にこの沈砂池が造られて、果たしてそれで効果が出るのかなと、そういう疑問がありますので、そのところを行政の方で、ぜひチェックしてもらいたいと思います。これは全体的に工事業者にいえるかと思うんですが、最近では写真で全部添付して書類を出すんですが、それが終わったらなおざりになっているということもよく言われております。そのところは行政はどのようにチェックしているのかお聞きしたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

赤土対策についても、現場の方では、工事施工前に計画書を出しまして、その図面とか水の流れのチェックとかもいろいろやりまして、現場に入っているような状況でございますが、質問の中にもあったとおり、台風とかの影響で一部排水に支障があったということでございますが、我々としても現場は充分チェックして、隣は河川でありますので、そのへんを赤土流出しないような方法で、今後、現場の方も充分指導していきたいと、そう思っております。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、議決内容の一部変更（儀間漁港関連道整備工事請負契約）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第50号、議決内容の一部変更（儀間漁港関連道整備工事請負契約）については、原案のとおり可決されました。

23番山城篤三議員の入場を許可します。

休憩します。

（午後 2時00分 休憩）

再開します。

（午後 2時01分 再開）

<日程第10>

○ 議長 高良ノブ

日程第10、議案第51号、議決内容の一部変更について（字の区域の変更）について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第51号、議決内容の一部変更についてご説明申し上げます。平成14年第6回久米島町議会定例会で議案第40号として議決されました字の区域の変更にかかる議決内容の一部に整備面積や文言に誤謬があるため、これを次のとおり変更するものであります。

1 提案理由中「25ha」を「20.2ha」に変更する。

2 字の区域の変更を必要とした理由中、「25ha」を「20.2ha」に変更する。

3 字界変更調書中の区域を変更する字の字宇江城アタンジャ原の項中「国有地の一部」を「国有地の全部」に改め、字宇江城後原の項中「並びに」を削り、「字仲村渠下村渠原219」を改行する。

以上が議案第51号議決内容の一部変更についての説明であります。ご審議、よろしくお願ひ致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「進行」の声あり）

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、議決内容の一部変更について（字の区域の変更）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第51号、議決内容の一部変更について（字の区域の変更）については、原案のとおり可決されました。

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、認定第1号、平成14年度久米島町一般会計歳入歳出決算認定について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

認定第1号、平成14年度久米島町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成14年度久米島町一般会計決算は、歳入において114億9千510万5千円で、歳出113億9千124万円、差引、1億386万5千円の剰余金となっており、そのうち6千46万2千円が繰越明許費となり、実質収支は4千340万3千円となっております。

平成14年度の特徴といたしましては、平成13年度決算が合併による打ち切り決算のため、特定財源のほとんどが久米島町へ引き継がれており、歳入総額の約30%を旧村一部事務組合の引き継ぎ予算で占めております。各性質別に見ますと、普通交付税におきましては、対前年度比マイナスの2億4千418万4千円、率にいたしまして7.9%の減となっております。要因といたしましては、平成13年度から平成15年までの間の交付税制度の改正により、交付税特別会計での借入は行わず、財源不足については、国と町が折半して補填することとなっており、地方負担分については、臨時財政特例債が発行され、元利償還金が後年度の基準財政需要額へ算入されることとなっております。

また、久米島町は、多市町村と異なり合併補正が追加されておりますので、約3千万円は多く基準財政需要額へ算入されております。

普通交付税で減になる一方で、特別交付税では、合併による特殊財政需要額が多く、1億9千64万9千円、率といたしまして53%の大幅な増額となっております。

新規事業としまして、国庫支出金において合併に市町村補助金9千324万円の新規歳入となっており、これは「市町村の合併が行われた属する年度から当該年度に続く2年度間」

に補助されるもので、久米島町は算出方法によりますと1億5千万円が上限となり、15年度以降も5千676万円が補助される予定であります。

同様に、県支出金におきましても、沖縄県市町村合併支援交付金が交付され「合併市町村あたり3億円が上限とされ、単年度の交付上限額が6千万円」となっております。

歳出におきましても、歳入同様に旧村・一部事務組合からの引き継ぎ予算があり、歳入総額の約20%を旧村・一部事務組合が占めております。

平成14年度は、合併初年度となりましたので、合併記念イベントや庁舎の改修費用、新町総合計画策定等、特殊な財政需要も多い年度でありました。また、最終処分場、バーデハウス久米島、屋外運動場、体験滞在交流施設等大型工事が多く、決算総額の41%を投資的経費が占めており、次いで人件費が17%、補助費等16%、物件費が10%の順となっております。

財政指数から見ますと、経常収支比率は85.9%で、警戒ラインの90%を下回っておりますが公債比率が13.1%と年々増加をする傾向にあり、警戒ラインの20%を超えた場合、起債借入ができなくなり事業を行うのが困難になる恐れがあります。

一方、平成14年度の起債借入額が25億円を超え、15年度においても20億円を超える借入を予定しているため、公債比率や起債制限比率の伸びが予想されており、今後においては中期の財政計画において指標の分析を詳細に行い、新町建設計画及び久米島町総合計画に掲げられている事業の投資効果、重要性を勘案して着手しなければ本村の財政状況はより一層厳しさを増すのが懸念されているところであります。

以上が、平成14年度久米島町一般会計決算の概要でございます。ご審議、よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、後ほど予定されております決算審査特別委員会において細かいことは質疑できますので、この場においては大綱的な質疑にとどめていただきますようお願い致します。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

進行してよろしいでしょうか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定しました。

<日程第12>

○ 議長 高良ノブ

日程第12、認定第2号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

認定第2号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成14年度久米島町国民健康保険特別会計は、歳入総額10億4千9万円、歳出総額は10億3千351万1千円となって、実質収支は657万9千円となっております。歳入の主な概要を申し上げます。国庫支出金6億7千809万7千円、これは構成比といたしまして65.2%を占めております。

国民健康保険税は2億1千934万円、構成比としまして21.09%。他会計繰入金7千821万6千円、構成費で7.5%の順となっております。

保険税の収納率は、現年度分が88.92%、滞納繰越分が53.99%となっております。

国庫補助金、国民健康保険税が前年度に比べて増えたのは、合併による特別決算で、前年度の国庫補助金保険税が今年度予算に計上されたためであります。

歳出では、保険給付費が5億7千852万8千円、構成比55.9%。老人保健拠出金、3億4千671万9千円、構成比で33.55%。介護納付金4千865万3千円、構成比で4.7%の順となっております。

保険給付費が前年度に比べて増えたのは、合併による特例決算により平成13年度2月、3月分が含まれたためであります。

以上が平成14年度久米島町国民健康保険特別会計決算の主な概要となっております。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 24番 山城宗太郎さん

この収入未済額のところで、決算書の1ページ5千919万8千726円となっておりますけど、その決算審査意見書のところで、6ページで4千558万2千370円、1千360万円余りの差額が出ていますけれども、どうしてこうなっているのか。

○ 議長 高良ノブ

山城議員、もう1回大きな声で。

○ 24番 山城宗太郎さん

決算書の1ページです。収入未済額5千919万8千726円、決算審査意見書の6ページの収入未済額が4千558万2千370円、1千360万円余りの差が出ていますけど。

○ 住民課長 神里勇さん

お答えします。ただいま決算審査の調停と私どもの調停がつり合わないところがありまして、これはちょっと、決算審査特別委員会の中で細かいところを答弁したいと思いたすが、ご理解願いたいと思いたす。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案についても、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して、この特別委員会に付託し審議することにしたいと思いたすが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審議することに決定しました。

<日程第13>

○ 議長 高良ノブ

日程第13、認定第3号、平成14年度久米島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

認定第3号、平成14年度久米島町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成14年度久米島町老人保健特別会計は、歳入総額12億76万5千円、歳出総額11億6千785万6千円で、実質収支額は3千290万9千円となっております。

歳入の主な決算概要を申し上げます。支払基金交付金が8億3千123万4千円、構成比率にいたしまして69.2%となっております。

国庫支出金2億3千413万2千円、19.5%。県支出金6千115万1千円、構成比率で5%。

一般会計繰入金7千424万6千円、構成比率で6.2%となっております。

前年度に比べて歳入が増えましたのは、合併により打ちきり決算により前年度の支払基

金交付金が本年度予算に計上されたためであります。これは14年度予算に計上されたため
であります。

歳出では、医療費諸費11億6千785万6千円となっております。医療費諸費が前年度に比
べて増えたのは、合併による打ち切り決算により平成13年度末清算分が久米島町において
決算されたためであります。

以上が平成14年度久米島町老人保健特別会計決算の概要であります。ご審議、よろしく
お願い致します。

○ 議長 高良ノブ

提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 議長 高良ノブ

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会
に付託し審議することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委
員会を設置し、この特別委員会に付託して審議することに決定しました。

<日程第14>

○ 議長 高良ノブ

日程第14、認定第4号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

認定第4号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し
上げます。

平成14年度久米島町下水道事業特別会計決算は、歳入において5億1千714万6千円で、歳
出では5億1千587万7千円、差引126万9千円の剰余金となっております。

特徴といたしまして、合併による打ち切り決算に伴い、久米島町へ引き継がれた予算が
歳入総額の50%以上、歳出におきましても、総額の約45%を占めております。歳入決算を
性質別に見ますと、国庫支出金42%、町債38%、一般会計からの繰入金19%の順となっ
ております。また、歳出決算の大半を占める事業箇所におきましては、西銘集落内、そして

鳥島集落内の管渠敷設工事約1.6kmを実施いたしました。

以上が平成14年度久米島町下水道事業特別会計の決算の概要でございます。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に付託し審議することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、特別委員会に付託して審議することに決定しました。

<日程第15>

○ 議長 高良ノブ

日程第15、認定第5号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。本案の提案理由の説明を説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

認定第5号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計は、歳入決算額6千704万6千円、歳出決算6千666万2千円、差引38万4千円の剰余金となっております。

農業集落排水事業につきましては、平成13年度で事業が完了しており、国庫支出金の特定財源につきましては全て合併による打ち切り決算に伴う旧村分の収納であります。

また、歳出の工事費につきましても、平成13年度に支払いのできなかった未払い分を久米島町において支払ったことによる決算額となっております。

以上が平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計の決算の概要でございます。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、特別委員会に付託し審議することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審議することに決定しました。

<日程第16>

○ 議長 高良ノブ

日程第16、認定第6号、平成14年度久米島町水道事業会計歳入歳出決算認定について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

認定第6号

平成14年度久米島町水道事業会計決算書について

地方広域企業法第3条第4項の規定により、平成14年度久米島町水道事業会計決算を別紙、監査員の意見を付けて議会の認定を求めます。

平成15年9月18日提出 町長 高里久三

概要を申し上げます。

平成14年度久米島町水道事業決算概要について

平成14年度における久米島町水道事業は、給水栓数3,586、給水人口9,397人に対して生活用水の供給をしてまいりました。

営業状況に関しましては水道事業収益2億6千690万4千809円で、水道事業費用は2億6千871万7千659円となり、181万2千850円の経常損失を計上しております。

前年度から繰越欠損金8千857万5千87円に当該年度純損失を合わせますと9千38万7千937円を当年度未処理欠損金として次年度へ繰り越すこととなります。

改良工事につきましては、平成14年度において国庫補助事業は実施しておりませんが、単独工事や老朽管修理の増大に伴い材料費や修繕費が増加しており、今後も増える見込み

です。

決算書の1ページを開けて下さい。決算額の方だけ申し上げます。

第1款水道事業収益で、2億7千693万7千336円になっております。第1項営業収益2億1千68万3千69円、2項営業外収益6千625万4千267円、第1項の営業収益が179万8千931円の減になっております。それから、2項の営業外収益が240万3千267円の増になっております。

次に、支出、第1款水道事業費用当初予算で3億457万5千円、決算額2億7千269万9千53円、第1項営業費用決算額が2億1千16万293円、不要額で2千783万5千707円、それから営業外費用6千253万8千760円、不要額で303万9千240円。予備費が1千円です。

2ページ、資本的収入及び支出の分で収入はゼロであります。支出の分で、決算が5千517万8千30円、不要額で242万4千970円。それから、1項建設改良費で780万3千432円、不要額で242万3千568円。第2項で、企業債償還金で4千737万4千598円となっております。これが単式簿記の報告書ですけれども、これを企業会計の計算で損益計算書を説明します。3ページです。

営業収益、1項給水収益2億65万542円、これが水道事業による収益でございます。それから営業費用、1項の原水及び浄水費で4千445万8千457円、2項の配水及び給水費で1千801万7千571円、総係費で8千250万6千24円、減価償却費で6千119万6千847円、営業費用のトータルが2億617万8千899円で、上の収益、本来ですと収益が大きければ黒字ですけれども、費用の方が大きいので、2億617万8千899円から営業収益を2億65万542円を引きますと、マイナス552万8千357円の営業損失になっております。

それから営業外収益、受取利息及び配当金で4万1千125円、他会計補助金で6千350万円、それから3項の雑益で271万3千142円で、営業外収益として6千625万4千267円の営業外収益があります。

それから営業外費用の支払利息及び企業債取り扱い諸費で6千253万8千760円ありますから、上の営業外収益から、この営業外費用を引きますと、営業外費用と収益で371万5千507円の黒字が出ていると。その黒字を上552万8千357円から引きますと、先程、報告しました181万2千850円の営業赤字があるということであります。

そして、当年度純損失が181万2千850円で、前年度繰越欠損金が8千857万5千87円ありますので、その今年の181万2千円を加えますと次年度の繰越の欠損金が9千38万7千937円となっております。

4ページ、欠損積立金が、今話しました前年度から繰り越ししまして、今年を加えまして当年度未処理欠損金が9千38万7千937円の赤字となっております。

それから、資本剰余金の部、国県補助金、前年度末残高が17億1千553万6千936円、今年度末の残高になっております。他会計から1千590万4千762円、両方を加えまして17億3千144万1千698円となります。

次に資産の部、前は損益計算書でしたので、資産の部、固定資産、土地が702万4千772円、建物が19億12万337円、これが減価償却累計が2千144万1千899円を差し引いて建物の現在高が1億6千867万8千438円になっています。

次に、構築物の建物の当時の値段が21億4千384万5千920円で、減価償却累計が3億5千202万148円、その残高が17億9千182万5千772円。それから機械及び装置で12億972万2千654円で、減価償却の累計が3億3千277万2千523円となり、その差し引きが8億7千695万131円。車両運搬費1千768万276円、これの減価償却が1千22万8千169円、これの現存高が745万2千107円。

減価償却累計の額が408万6千516円、固定資産の減価償却を引いた残りが、イの土地からへまで合計しますと28億5千312万721円、それに無形固定資産合計3万2千767円を加えまして28億5千315万3千488円の固定資産になります。

6 ページ、それに流動資産が現金で2億621万8千115円、それから未収金が5千156万8千798円、貯蔵品が202万2千234円、流動資産の合計が2億5千980万9千147円、これと前の開けて5番目の28億円を加えまして、資産合計が31億1千296万2千635円の資産合計であります。

次に、負債の部、負債の部が流動負債、未払金が445万3千383円、預り金34万2千883円、これのトータルが479万6千266円。

次に資本の部、自己資本が5千621万1千244円、繰入金が200万円、組入資本金が2千99万3千457円、これの資本の部のトータルが7千920万4千701円。

次に、借入金資本の部、13億8千727万8千274円、この二つ上の資本の部と借入資本と合わせて14億6千648万2千975円になります。

次に、剰余金資本の部、負担金が62万9千633円、ロの補助金が17億3千144万1千698円、これのトータルが17億3千207万1千331円。当年度未処理欠損金9千38万7千937円が欠損金ですから上の資本剰余金から差し引きますと16億4千168万3千394円。これを上の6ページの14億6千648万2千975円と、今の利益剰余金の合計16億4千168万3千394円を加えますと、次の31億816万6千369円になります。そして上の全部をトータルしますと、31億1千296万2千635円となります。負債の部と資本の部が、資産の部が同じく一致するということがあります。要するに単式簿記ではいくらの欠損があるかわかりませんが、損益計算書によって今年度までの、一会計年度の欠損金181万円余り、それから、これまで繰り越してきた8千800万円、いわゆる水道事業として9千万円余りの赤字を抱えているという状況であります。

15ページから16ページ、17、18ページまでに収入と費用の明細がありますから、これを見れば詳しくわかるものだと思っております。

以上、説明を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。
進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、特別委員会に付託し審議することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、特別委員会に付託して審議することに決定しました。

<日程第17>

○ 議長 高良ノブ

日程第17、認定第7号、平成14年度久米島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

認定第7号、平成14年度久米島町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

両村合併後、前年度に比較して要介護、要支援認定者数は若干の増加傾向にあります。サービス受給者数は、居宅介護サービスで増加しておりますが施設介護サービスにおきましては、減少している状況にあります。

給付状況でございますが、居宅介護サービスでは増加しているものの、施設介護サービスについては減少しております。

決算概要でございますが、歳入の主な状況でございますが、国庫及び県負担金並びに支払基金につきましては、法定負担金を超過する収納があるものの、一般会計負担金においては、不足が生じている状況にあります。調整交付金及び事務費交付金並びに支払基金交付金におきましては、過年度分の収納があり、保険料の収納状況につきましては、現年度分95.5%、滞納繰越金29.6%で、収納率が93.35%となり、収納額に対する法定収納額を下回ることとなりますが、調整交付金収納におきまして不足を補う収納がありました。

また、15年度から沖縄県介護保険広域連合への移行に伴う準備基金廃止に基づきまして、基金積立金の繰入を行いました。歳出につきましては、総務費におきまして、事務費交付金にかかる要介護認定等経費が対前年度比11.3%減少しております。保険給付費につきま

しては、13カ月給付による対前年度比23.9%の増となっております。財政安定化基金拠出金におきましては、沖縄県介護保険財政安定化基金への拠出、基金積立金につきましては、前年度繰越金に伴う財政調整交付金等に係る剰余金を積み立てしたものでございます。

なお、実質収支剰余金に関しましては、町介護保険特別会計廃止に伴いまして地方自治法第233条の2の規定に基づきまして、町一般会計への繰越処理を行う予定であります。

以上が平成14年度介護保険特別会計決算の概要でございます。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に付託し審議することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、本案については32人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、特別委員会に付託して審議することに決定しました。

なお、決算審査特別委員会の委員長には、建設経済委員長の上里総功議員、副委員長には建設経済副委員長の田里市郎さんが選任されています。

<日程第18>

○ 議長 高良ノブ

日程第18、報告第9号、平成14年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について報告を求めます。

○ 助役 長井聰さん

報告第9号、平成14年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてご説明申し上げます。

事業報告及び決算報告書の1ページから2ページをご覧ください。庶務関係といたしまして、公社の役員に関する事項を掲げてあります。

次に、久米島支社関係の事業実績をご説明申し上げます。18ページをお開き下さい。18

ページの平成14年度沖縄県町村土地開発公社事業実績用途別明細表でございます。その事業用途の覧の13行目、下の方です。真ん中ほどです。13行目に掲げてあります久米島町多目的公園埋立地であります。16年度に補助事業導入により用地取得を計画しておりますので、14年度は1千42万3千150円の事業利息のみの計上となっております。

次に22ページをご覧ください。事業用途の覧の6行目、宅地造成事業用地であります。これは字仲泊の阿里地区で実施しております宅地造成事業の第2期工事の分であります。用地を14年度でほとんど取得し、15年度で本格的な造成工事を開始しております。

13行目に掲げてあります美崎地区の背後造成事業であります。これは規定計画のとおり891万5千857円の事業費利息の実績となっております。

以上が、報告第9号、平成14年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についての説明であります。

○ 議長 高良ノブ

これで報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 3時03分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号4番） 島袋完英

署名議員（議席番号5番） 仲村昌慧

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年)

第 5 回 久米島町議会定例会

5 日 目

9 月 2 9 日

平成15年 第5回久米島町議会定例会

会議録 第5号

招集年月日	平成15年9月29日 (月曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	9月29日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	9月29日 午後12時25分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	6番	國吉 武	7番	國吉 修
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	吉元幸信
収入役	松元徹	文化課長	山里昌輝
教育長	喜久里幸雄	住民課長	神里勇
総務課長	平田光一	福祉課長	大田治雄
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	山城英明
建設課長	仲村昌保	水道課長	内間邦夫
町づくり推進課長	神里稔	税務課長	比嘉・
商工観光課長	盛本實	出納室長	伊良皆真秀
農林水産課長	平良進	空港課長	仲地泰
農業委員会事務局長	仲宗根省一	消防長	幸地猛

平成15年 第5回久米島町議会定例会

議事日程 [第5号]
平成15年9月29日(月)
午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		委員長報告	
第3	認定第1号	平成14年度久米島町一般会計歳入歳出決算認定について	認定 P159
第4	認定第2号	平成14年度久米島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定 P159
第5	認定第3号	平成14年度久米島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	認定 P159
第6	認定第4号	平成14年度久米島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 P160
第7	認定第5号	平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 P160
第8	認定第6号	平成14年度久米島町水道事業会計歳入歳出決算認定について	認定 P161
第9	認定第7号	平成14年度久米島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定 P161
第10	議案第52号	久米島町総合運動公園多目的広場整備工事請負契約について	即決 P161
第11	議案第53号	久米島町総合運動公園多目的広場照明設備設置工事請負契約について	即決 P165
第12	議案第54号	久米島町自然体験施設建設工事請負契約について	即決 P166
第13	議案第55号	久米島中学校運動場整備請負契約について	即決 P170
第14	発議第9号	地方自治の充実・強化を求める意見書について	即決 P172
第15	発議第10号	日米地位協定の抜本改正を求める意見書について	即決 P174
第16	発議第11号	島内産品の優先使用に関する決議について	即決 P176
第17	発議第12号	県産品の優先使用に関する決議について	即決 P177
第18	発議第13号	金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を求める意見書について	即決 P179
第19	発議第14号	鳥島での自衛隊のミサイル発射試験実施に対する決議について	即決 P181
		閉会	

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。ご報告します。和泉さん、そして沖縄タイムスの平良さんから会議傍聴の申出がありましたので、許可しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、6番國吉武さん、7番國吉修さんを指名します。

<日程第2・3・4・5・6・7・8・9>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、認定第1号、平成14年度久米島町一般会計歳入歳出決算認定から日程第9、認定第7号、平成14年度久米島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案の審査については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

○ 決算審査特別委員会委員長 上里総功さん

おはようございます。ご報告申し上げます。認定第1号平成14年度久米島町一般会計歳入歳出決算認定。認定第2号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定。認定第3号、平成14年度久米島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定。認定第4号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。認定第5号、平成14年久米島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定。認定第6号、平成14年度久米島町水道事業会計歳入歳出決算認定。認定第7号、平成14年度久米島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審議方法と経過を申し上げます。

本件は9月24日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け、質疑を行った後、決算審査特別委員会に付託されたもので、9月24日、9月25日、9月26日に委員会を開き、担当課長、係長の出席を求め慎重に審議しました。

審議の結果、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号は、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

○ 議長 高良ノブ

以上で委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

まず始めに、認定第1号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

今、委員長報告のとおり、そして賛成多数で認定はされましたが、この3日間の審議の中において、そして決算書の収入未済額、そして不要額等、いろいろな角度から指摘もありました。今後、そういうような執行のないように、次年度に向けてはしっかり当初予算、新年度予算を我々がしっかり認めたものですから、歳入歳出それぞれしっかりと町民福祉生活に行き届くような執行をしてもらいたいと強く要望して本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成14年度久米島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って本案は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って本案は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号、平成14年度久米島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って本案は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って本案は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って本案は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号、平成14年度久米島町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って本案は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号、平成14年度久米島町介護保険特別会計決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って本案は、原案のとおり認定されました。

<日程第10>

○ 議長 高良ノブ

日程第10、議案第52号、久米島町総合運動公園多目的広場整備工事請負契約について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第52号、久米島町総合運動公園多目的広場整備工事請負契約について、ご説明申し

上げます。

参考資料として添付してあります計画平面図をご覧ください。当該多目的広場は、字鳥島地内と字大原地内において国の補助事業であります特定地域公園整備事業、いわゆるカントリーパーク事業を導入し、ホテルドーム、野場及びふれあい公園等を平成12年度から19年度までを事業計画年度として整備を行っております久米島町総合運動公園の一施設であります。整備面積は21,500㎡で、ソフトボール、サッカー及び200mトラックの陸上競技、その他多くの競技やレクリエーション等が実施できる多目的広場であります。

次に事業費の負担割合でございますが、国が50%、町が50%の割合となっております。

なお、町負担につきましては、過疎債を充当する予定であります。

契約事項は、次のとおりであります。

契約の目的 久米島町総合運動公園多目的広場整備工事

契約の方法 指名競争入札

契約金額 2億1千万円

契約の相手方 久米島町字西銘1732番地1

有限会社大田土木 代表取締役 譜久里學

工事期間は170日間を予定しております。

以上が議案第52号、久米島町総合運動公園多目的広場整備工事請負契約についての説明であります。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、議案第52号、久米島町総合運動公園多目的広場整備工事請負契約については、18番大田哲也議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので地方自治法第117条の規定によって大田哲也議員の除斥を求めます。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

議案第52号の工事請負契約についてですけれども、今回の契約相手方は平成13年に大岳小学校の体育館建設で工期遅れという事例があります。今回の契約に当たって、そういう前例は何ら問題にされなかったのか。町の考え方をお聞きします。

○ 助役 長井聰さん

お答え致します。ご指摘のとおり、そういった事例がございました。しかし、その後の工事関係におきましては、そのようなことはありません。そしてその当時、前にもそういったご指摘がありまして、「もしそのような事例がありましたら規則に則り、そのペナルティーを課します。」ということで、その場で申し上げてまいりました。ということで、今回はそのような事例がありませんので、そういったことで指名してございます。

○ 13番 山城和満さん

以前に、そのような契約違反といいますか、契約を守れないような相手でも、こういう契約、新しく、その後において1年間、契約違反がなければ、こういう工事請負契約ができるというふうに町として考えているのか。

今回、あえてお聞きしたいのは、金額が2億1千万円ですよね。2億1千万円の工事を町が発注するに当たっては、本来でしたら億単位の工事でしたら、県の工事発注でも特Aのランクに該当するのではないかと思うんですが、今回のこの大田土木は、久米島町としてはこれだけの能力といいますか、技術といいますか、どういうふうに評価して、この工事を、これまではJVとかいろいろなかたちで、ちょっと金額の大きくなる工事については2社、3社が入るようなかたちもありましたが、今回、あえて2億1千万円という高額の工事を発注した理由をお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

まずはじめの、過去に工事遅れの違反をしたということの件について、普通、工事違約をした場合に3カ月ないし6カ月のペナルティーだと思います。既に1カ年において順調に全て工事は納めているということで、先ほど、助役がなされたように過去14年度にそういうミスはなかったと、工期にちゃんと工事も完成してきれいに納めたので、指名をしたと思っております。

別の件については、担当の方からお答えします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答え致します。指名業者についてでございますが、現在、久米島町関係の特Aは、本島在住で4社しかいないものですから。それと、久米島のAクラスの9社を加えて13社でもって指名競争入札を行っています。

○ 13番 山城和満さん

13社による指名競争入札で、大田土木さんが落札したということになっているものと思いますが、これまでもそうですけれども、金額の大きな工事になれば、ほとんどがこれまで久米島、旧具志川村、仲里村においても一緒だと思いますが、丸投げとは言いませんが、沖縄本島の業者が入ってきて仕事をする、地元で経済効果、雇用の面での経済効果が本当に薄いんですよね、この大規模な工事というのは。こういう面から見ても、先ほど指摘したことについては答えていませんが、分離分割で、JV、他の業者も一緒になって久米島で発注される仕事を島内の業者が、これを完成させるといいますか、そういうふうな考え方で工事の発注の仕方はできなかったのかどうか。

そしてあと一つは、下請けにもっと技術も能力も上の本島の業者に下請けに出すというふうな、ちょっと常識では考えられないような、久米島での工事の施工の仕方、これを改善するというふうな方向性は見出せないものですか。お伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

今回の多目的広場の工事につきましては、いろいろ技術的にも島内でできるような技術

で、これまでJVというのは、技術的にどうしても特殊な工法とか、それと特殊な資材を調達した場合にJVを組んでやってきていますが、多目的広場とかは、そんなに特殊な製品、特殊な技術というのは、必要ありませんので、あえてJVを組まないで単独会社のみで入札しています。

今後、これまでもやってきましたが、できる限り島内で、技術的にできる分野については島内業者を優先に使っていくように、これまで同様やっていきます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 16番 平田勉さん

1点だけお願いします。これまでいろいろな事業、ほとんど補助率が70%とか、高補助率での事業が推進されてきていますけれども、この事業をいろいろなかたちで、今後も継続をしていく事業の一つの事業なんですけれども、補助率が50%という説明がありました。いろいろな事業メニューの中から高率補助の事業メニューはなかったのかどうか。あえて財政が大変厳しい状況の中で、低率の補助事業を急いで導入する必要性があったのかどうか。そのへんも含めて答弁をお願いします。

○ 助役 長井聰さん

まず1点目の補助内容でございますが、これは平成12年から事業期間ということで計画をしておりますが、これは当時旧具志川村で申請いたしまして、国の採択を受けた事業でございます。いわゆるカントリーパーク事業というのは、運動公園、ホタルドーム、そして多目的広場の3つを造るということで申請いたしました。

当時としては、このような運動公園につきましては、最高の補助額が50%というメニューしかございませんでした。そういったことで申請をし採択しております。そのようなかたちで久米島町としてもその部分を進めてまいってきております。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、久米島町総合運動公園多目的広場整備工事請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、議案第52号、久米島町総合運動公園多目的広場整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

大田哲也議員の入場を許可します。

休憩します。

(午前 10時25分 休憩)

再開します。

(午前 10時25分 再開)

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、議案第53号、久米島町総合運動公園多目的広場照明設備設置工事請負契約について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第53号、久米島町総合運動公園多目的広場照明設備設置工事請負契約についてご説明申し上げます。

添付してあります計画平面図をご覧ください。当該照明設備設置工事は、先ほど議案第52号でご説明申し上げました多目的広場に夜間競技用の照明灯10基と広場周辺に園路照明灯として12基を整備するものであります。

次に、事業費の負担割合であります。国が50%、町50%の割合となっております。

契約事項は次のとおりであります。

- 1、契約の目的 久米島町総合運動公園多目的広場照明設備設置工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 8千284万5千円
- 4、契約の相手方 久米島町字大田565番地
久米建設株式会社、代表取締役 仲真良典

工事期間は170日を予定しております。

以上が議案第53号、久米島町総合運動公園多目的広場照明設備設置工事請負契約についての説明であります。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 7番 國吉修さん

議案第53号、久米島町総合運動公園多目的広場照明設備設置工事請負契約について、電気設備関係であります。久米島町の業者が何社、そして那覇の業者が何社というふうに

説明していただけますか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答え致します。指名業者は久米島業者の5社でございます。

○ 7番 國吉修さん

久米島町内の5社ということですが、できたら会社名は公表することはできないですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの5社について、業者名を報告致します。久米建設・仲間良典、具志川電気工事社・譜久里長二、新光建設・安里健、球美電気工事社・喜久里契宗、宇江城組・宇江城和夫、以上5社でございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、久米島町総合運動公園多目的広場照明設備設置工事請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って議案第53号、久米島町総合運動公園多目的広場照明設備設置工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

<日程第12>

○ 議長 高良ノブ

日程第12、議案第54号、久米島自然体験施設建設工事請負契約について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第54号、久米島自然体験施設建設工事請負契約についてご説明申し上げます。

当該施設は、宇奥武地内で施工中のバーデハウス久米島に隣接する場所に国の補助事業

であります沖縄体験滞在交流促進事業を導入し、久米島町の豊富な地域資源や文化等を素材にした滞在型、そして体験型の観光形態の推進を図ることを目的として整備するものでございます。

参考資料として添付してあります。3枚ございますが、3枚目の方をご覧ください。建設工事の全体計画であります。センターハウス、そしてトイレ、シャワー、炊事場及びテントサイト20基の整備を計画しております。このうち平成14年度において炊事場及びテントサイト4基は整備済みで、本年度は斜線で図示してあります部分の工事となっております。

次に、1枚目のセンターハウスの平面図をご覧ください。施設概要でございますが、事務所、広間、倉庫で構成され、249㎡の建物であります。

次の2枚目の図面をお開き下さい。これはトイレ、シャワー等でございます。面積は82㎡となっております。なお、テントサイト1基あたりの面積は30㎡でございます。

事業の負担割合であります。国が3分の2、県が3分の0.6、町が3分の0.4の割合となっております。なお、超負担分につきましては、過疎債を充当する予定でございます。

次に、契約事項であります。

- 1、契約の目的 久米島自然体験施設建設工事（建築工事）
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 1億1千235万円
- 4、契約の相手方 那覇市港町2丁目2番地の1
株式会社吉永組 代表者 江洲順吉

工事期間は160日を予定しております。

以上が議案第54号、久米島自然体験施設建設工事の工事請負契約についての説明であります。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 27番 平田清勇さん

この請負契約書の請負者のあれがないね。代表取締役なのか、社長なのか、それを入れるべきではないかなと思うんだが。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの工事請負契約者の中味について、請負者の職名、「代表者 江洲順吉」となるべきものを、印刷の手違いで代表者職名を入れてありませんが、本契約の場合に代表者の挿入で割印でもって訂正して契約したいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

ただいまの質問、私も実はしようと思ったんですが、最近、工事請負契約におきまして、全てほとんどパソコンになってしまって、慎重さが足りなくなっているのではないかという気がするんですよ。今、建設課長の答弁も、実は「代表者」ということを入れるということなんですが、失礼ですけれども、株式会社で代表者ですか、職名は。

それと、実はこれ、前にも間違いがありますよね。解体工事に要する費用等。担当も見ています。それから請負者の吉永組さんも、この契約書を見ています。にも関わらず、ミスに気づいていて、「そのままでいいだろう。」という安易な気持ちで議会上げたのか。それとも今日現在まで気づかなかったのか、そのへんの回答ですね。わかりますよね、間違っていますよね。解体工事に要する費用等。ミスに気づいていますね、ご指摘で。それと、この解体工事に要する費用等々につきまして、実は、条文は最後の方で、別紙のとおりとするということになっております。今非常に環境整備がうるさく騒がれている折、別紙のとおりということは我々の目に入っておりません。その中で赤土対策等が充分明記されているのかを実はお聞きしたいんです。

これは、実は今、阿里的造成をやっていますね。私、担当課に2度ほど行っているんですよ。「これは字の部落のすぐ後ろだから、ブルーシートを絶えずそばに置いておいて、雨が降るとわかったらすぐ保護させないといけないよ。」と、担当課も言っています、業者に。ところがこの間も回ったんですが、すぐできるような対応がされてないんですよ。その土を盛れば、そのそばにブルーシートを置いておいて、土嚢を置いておいて、今日は雨が降った、作業中止、すぐブルーシートを被せる、これくらいの気づかいはしてほしいなということです。これは今日の議案の52号から55号まで全てに該当すると思います。ですから、私がお願いしたいのは、この別紙としているやつの、いわゆる再資源化等に関する法律第9条第1項に規定するこの資料がほしいんですが。もしいただけるのであれば、その資料から我々はまた判断したいと思うんですが。そのへんの回答をお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答え致します。契約内容の中味の字句の挿入の会社名、それと代表者の職名等を入れる点については、今朝、こちらに来てから指摘されて、大変申し訳なく思っています。訂正するということをご了解願いたいと思います。

それから、契約の6番目の解体工事に要する費用等とありますが、これは、現地においては今回の工事においては解体工事はありません。契約書の様式として一応なっているだけで、今回は該当しません。

それと、赤土対策については、現場において赤土対策の施行計画書等、または平面図、そういった関係書類を揃えて現地の方と、現場調整しながら業者と調整して、海の汚染、川の汚染をできるだけ最小限に食い止めていきたいと思っております。別の工事についても、赤土対策は県の基準に基づいて保健所の方へ書類提出して、許可を受けてはじめて現場着工という方向でもって、現在、各工事現場で進めているところでございます。

先ほどご指摘のありました株式会社とか代表者とかの正式名は、申請の登記簿謄本とかそういった関係書類を調べて、ちゃんとした呼び方をもって訂正して本契約に臨みたいと思っています。

○ 30番 喜久里猛さん

質問の2問がまだなんですね、待っていたんですけども、今も出ませんでしたね。解体工事に要する費用等、「建設工事が建設建設工事にかかる資材の」ということになっているんです。だから、私これ、「ミスですよ。皆さん、気づいていますか。」と言ったんですよ。さっきの代表取締役の回答しか出てないんですよ。これは先ほど平田議員がやっているから別に質問事項ではないんですよ。

それと、この資料をいただけますかということなんです。建設工事解体に要する法律の第9条等に関するような資料がいただければ、我々は現場をパトロールできると、それを基準にしてということなんです。この2点です。

○ 建設課長 仲村昌保さん

工事契約書の6番目の解体工事についての説明不足で大変申し訳ないです。字句の「建設工事が建設建設工事」となっていますが、これは打ち込みのミスで、これも訂正して本契約に臨みたいと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

第9条の資料がほしいんですよ、パトロールするために。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時46分 休憩)

再開します。 (午前 10時46分 再開)

○ 建設課長 仲村昌保さん

契約の6番目の件について、再度説明致します。「別紙のとおり」とありますけれども、別紙の資料については、現在、添付していませんので、後ほど資料を準備して提出したいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、久米島自然体験施設建設工事請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って議案第54号、久米島自然体験施設建設工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

<日程第13>

○ 議長 高良ノブ

日程第13、議案第55号、久米島中学校運動場整備工事請負契約について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聡さん

議案第55号、久米島中学校運動場整備工事請負契約についてご説明申し上げます。

参考資料として添付してあります計画平面図をご覧ください。久米島中学校の運動場は、国の補助事業を導入して、字儀間地先の埋立地に整備するものであります。グラウンドの整備面積は、舗装面積は10,520㎡で、周辺のフェンス工事及び掲揚台整備を実施致します。

この計画平面図には、張芝工と図示されておりますが、今回の工事には含まれておりません。

次に、事業費の負担割合であります。国が50%、町が50%の負担となっております。なお、町負担分につきましては、義務教育債を充当する予定でございます。

次に、契約事項であります。

- 1、契約の目的 久米島中学校運動場整備工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 6千877万5千円
- 4、契約の相手方 沖縄県島尻郡久米島町字真我里78番地
株式会社山三組 代表取締役 山城篤三

工事期間は170日を予定しております。

以上が議案第55号、久米島中学校運動場整備工事請負契約についての説明であります。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、議案第55号、久米島中学校運動場整備工事請負契約については、23番山城篤三議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって山城篤三議員の除斥を求めます。

これから質疑を行います。

○ 21番 上里総功さん

議案第55号、久米島中学校運動場整備工事請負契約について。これは当初予算では9千万円でありましたね。入札価格が6千877万5千円。2千万余りの予算が余っているかと思うんですが、これは後でまた改定契約ということで出てくるものなのか。普通でしたら、6千877万5千円で工事が完成するものだと思うんですが、後で2千万円余りの予算が出てくる詳しい説明をお願いしたいと思うんです。

それと、この工事に関して漁港関連道路を使用するかと思うんですが、この一帯は地盤が弱くて非常に今までの工事をやった経緯でも、地元の皆さん方から苦情が出ているわけなんです。今回、そういう面で、漁民との話し合い、地域との話し合いをどのようになされたのか、そこまでお聞きしたいと思います。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

当初計画では9千万円ということで予定していたんですが、県、町の財政課と調整しながら、補助メニューの中で9千万円という事業が運動場内にできないのがありまして調整の結果、7千万円くらいにしようということでやっております。あとの9千万円から残った分については、再契約というのは今のところ調整してありません。そのことについては、現時点での設計書でやっていきたいと思っております。

また、儀間の漁港内を使用しないと工事ができないというような状況になっておりますので、そのことについては、儀間漁民組合の理事の皆さんには全員集まってお聞きいただきまして、工事の内容説明、また、目的等も説明して、理事の皆さんにはご理解を得ております。それと、部落については、今日の議会が承認された後に、業者も一緒になってやるということで、担当、または業者の方とも調整済であります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 25番 山里昌伸さん

ただいまの久米島中学校運動場整備工事ですけど、この図面を見た限りでは、照明が足りないような気がするけど、そのへんはどういうふうに考えているか。これから工事が完成する冬場にはどうしてもジョギングをする。すると照明管理をやると思いますけれども、そのへんどういうふうに考えているかお聞きします。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

照明施設については、今回は中学校の運動場としてやっておりますので、これから計画して、400mトラック等の事業が入ると思いますが、このへんでまた、こういったのは調整させていただきたいと思っております。

○ 25番 山里昌伸さん

ただいま課長が、これから調整と言っているんですけど、この工事期間中に、先ほど上里議員からあったとおり、いくらかの予算があるということですけども、工事が進行中に照明関係の工事をやったらもっと経費が安く付くのではないかと思いますけれども、そ

のへんは考えられないのかお聞きします。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

今回の運動場整備事業の中のメニューの中に、それも、資料は持っていませんが、確かに補助的なあれが入ってなかったということで一応は理解してはいますが、県とも調整してありますので、そういったことは入っていたかどうかは確認していきたいと思っています。

○ 25番 山里昌伸さん

ぜひそれは、照明は付けて公平さを欠かないようにやってほしいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 21番 上里総功さん

議案第55号には賛成であります。今まで中学校はグラウンドがないということで非常に行政の方にも幾たびとなく要請しましてやっと念願の運動場ができて、学校当局や地域、子どもたちが今後伸び伸びスポーツができるものだと思います。よって、この議案に賛成であります。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、久米島中学校運動場整備工事請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って議案第55号、久米島中学校運動場整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

23番山城篤三議員の入場を許可します。

休憩します。

(午前 10時58分 休憩)

再開します。

(午前 11時18分 再開)

<日程第14>

○ 議長 高良ノブ

日程第14、発議第9号、地方自治の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。
本案の提案者の説明を求めます。

○ 4番 島袋完英さん

発議第9号 平成15年9月18日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 島袋完英

賛成者 久米島町議会議員 山城和満 知念弘

地方自治の充実・強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

なお一層の地方分権を推進していくために本案を提出します。

意見書と意見書の送付先は、別紙に添付してありますので、よろしく願います。

意見書を朗読致します。

地方自治の充実・強化を求める意見書

第27次地方制度調査会は、4月30日、今後の地方自治制度の在り方についての「中間報告」をとりまとめ発表した。「中間報告」では西尾私案で示された完全自動合併方式は避けられたものの、市町村合併特例法期限後（2005年4月以降）において、自主的合併をさらに促進させるためとして基礎的自治体への人口要件を法律上に明記すること「中間報告」では両論併記や都道府県による合併構想の策定、合併の地方自治組織への意向に関する知事の勧告、斡旋、段階補正、更なる見直しの示唆など、「昭和の大合併」における法制度の枠組みを模倣した合併推進の方策が盛り込まれています。

このような手法は、国と地方との間を上下主従の関係において基幹委任事務時代の発想であり、地方の団体自治、住民自治を著しく制限するものであることから、とうてい容認できない。よって、国の関係機関等に対して地方自治の充実・強化を目指す立場から次のことを強く求める。

- 1 今後の地方自治制度や自治体合併に関する法制度の検討・整備に当たっては、地方分権の理念である①国と地方、都道府県と市町村の対等関係。②地域自治体の自己決定を原則として対応すること。
- 2 法律上に基礎的自治体における人口要件の目標数値を示さないこと。
- 3 法律上に市町村の合併や地域自治組織の意向の関して都道府県による構想、計画の策定、知事の勧告、斡旋等は示さないこと。
- 4 市町村における段階補正の更なる縮減は、関係する市町村財政への影響が大きく、かつ地方交付税制度の趣旨に反することから行わないこと。
- 5 本格的な税源移譲による地方税の抜本拡充を図ること。税源移譲後も自治体間の財政力格差は存在するため、地方交付制度の根幹は堅持すること。国庫補助負担の廃止、

縮減の先行実施は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月29日 沖縄県久米島町議会

意見書の送付先 衆議院議長綿貫民輔、参議院議長倉田寛之、内閣総理大臣小泉純一郎、総務大臣麻生太郎、財務大臣谷垣禎一、経済財政政策担当大臣竹中平蔵、地方制度調査会会長諸井虔、地方分権改革推進会議議長西室泰三、税政調査会会長石弘光。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号、地方自治の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、発議第9号、地方自治の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり採択されました。

<日程第15>

○ 議長 高良ノブ

日程第15、発議第10号、日米地位協定の抜本改正を求める意見書についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 13番 山城和満さん

発議第10号 平成15年9月18日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 山城和満

賛成者 久米島町議会議員 知念弘 仲村昌慧

日米地位協定の抜本改正を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

国民、特に沖縄県民の生命・財産と人権を守る立場から本案を提出する。

日米地位協定の抜本改正を求める意見書

日本国には、日本とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約に基づいて米軍が駐留している。そのうち沖縄県には全国の米軍占用施設面積の75%にのぼる米軍基地が集中し、県の総面積の11%、特に沖縄本島の2割近くを米軍基地が占めている。

これらの米軍基地のほとんどが、県民の住宅地区に近接しており、基地から発生する航空機の騒音、実弾演習に伴う弾薬の住宅地への被弾等、騒音や振動、山火事や赤土流出による自然環境の破壊、油や汚水の流出、PCB等有害廃棄物の処理等の諸問題は、戦後58年を経た今日においても後を経たず、県民生活に多大な影響を及ぼしている。

米軍基地に起因するさまざまな事件・事故は、特に女性や少女に対する暴力となって現れており、沖縄県民はそのたびに事件・事故の撲滅と日米地位協定の抜本改正、米軍基地の整理縮小を日米両政府に求めてきた。これらの事件・事故等から沖縄県民の生命・財産と人権を守り、福祉の向上を図るためには、米軍への施設及び区域の提供、管理返還や合衆国軍隊の活動及び合衆国軍隊構成委員等の法的地位等について規定している現行の日米地位協定を抜本的に改正する必要がある。

ドイツのボン補足協定は1959年の締結以来3度も改正され、米韓地位協定も1966年の締結以来2度改正されているのに対し、日米地位協定は1960年の締結以降一度も改正されていない。日米地位協定が締結されて43年を経過した今、もはやその運用改善だけでは米軍基地をめぐる諸問題の解決は望めず、日米地位協定を抜本的に改正する 때가来ている。

よって、久米島町議会は、国民、特に沖縄県民の生命と財産と人権を守る立場から、日米地位協定の全条を全体的に見直し、抜本的に改正することについて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月29日 沖縄県久米島町議会

意見書の送付先は、別紙のとおりでございます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号、日米地位協定の抜本改正を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、発議第10号、日米地位協定の抜本改正を求める意見書については、原案のとおり採択されました。

<日程第16>

○ 議長 高良ノブ

日程第16、発議第11号、島内産品の優先使用に関する決議についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 2番 翁長英夫さん

発議第11号 平成15年9月18日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 翁長英夫

賛成者 久米島町議会議員 吉永安扶 平田勉

島内産品の優先使用に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

久米島経済の活性化及び島内産業の振興のため、本案を提出する。

島内産品の優先使用に関する決議

久米島商工会は、島内産品の優先使用運動を推進しているところであり、島内産品の優先使用は島内商工業者の育成強化と雇用拡大を促進して、久米島地域経済の活性化を推進するものと確信しております。

また、久米島商工会会員も、生産者技術及び品質の向上を図り、賢明に努力しているところから、関係先で使用する物品等については、島内産品を優先使用することと合わせて、町内公共工事発注に際しては島内建設業者に優先発注していく必要がある。久米島町議会はこれまで地域産業育成の立場から島内産品の優先使用を推進してきたところであるが、今後もと久米島経済の活性化、島内産業の振興のために町民と一体となって島内産品の優先使用に努めることをここに宣言する。

以上、決議する。

平成15年9月29日 久米島町議会

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいでしょうか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第11号、島内産品の優先使用に関する決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、発議第11号、島内産品の優先使用に関する決議については、原案のとおり採択されました。

<日程第17>

○ 議長 高良ノブ

日程第17、発議第12号、県産品の優先使用に関する決議についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 28番 吉永安扶さん

発議第12号 平成15年9月18日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 吉永安扶

賛成者 久米島町議会議員 平田勉 平田清勇

県産品の優先使用に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

県経済の活性化及び地場産業の振興のため、本案を提出する。

県産品の優先使用に関する決議

昨年、沖縄振興の指針となる沖縄振興特別措置法が制定され、それに基づく新たな沖縄振興計画が策定されました。現在、諸計画を基軸にして、本県の経済自立化を目指した諸事業が着々と進められております。社団法人沖縄県工業連合会が実施した県産品の自給率

向上がもたらす経済効果の調査によれば、自給率が6%伸びた場合の経済効果は、清算誘発額で803億円、雇用者誘発数で11,851人という結果が出ている。従って、自立化経済を確立するためには、県産品条例運動を進めて、地域内の経済循環を高め、地域生活が直接つながる地場産業の振興を図ることが最も有効な手段である。

ところが、製造業は、本土市場との遠隔性、技術資本蓄積の不足などで、不利な条件にあるうえ、県産品の昨今の規制緩和や流通革命の影響をもろに受け、輸入品との厳しい競争を余儀なくされているのが実情です。

また、県内で発生する廃棄物は、本県が島嶼地域であるために深刻な環境問題を引き起こしています。この問題の解決を一步でも進めるためにも、県内で製造されたリサイクル製品の優先使用を図る必要がある。

久米島町議会は、これまで地域産業育成の立場から県産品の優先使用を推進してきたところであるが、今後とも県経済の活性化、地場産業の振興のために県民、町民及び関係団体が一体となって県産品及び県内で製造されたリサイクル製品の優先使用に努めることをここに宣言する。

以上、決議する。

平成15年9月129日 久米島町議会

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

発議第12号、県産品優先使用に関する決議については、大変これは重要であります。県内で製造されるあらゆる商品、生活食料、建築資材等、多岐にわたって沖縄県産品はあります。そういった中で県は県産内用月間を実施しております。いうまでもなく、県経済の活性化及び産業の振興の目的であります。また、沖縄県の自主財源、税収に大きな役割も果たしております。特に酒税が、税率が高い、それもさうとう県経済に大きなウエイトがあります。この酒類を間接税ということで、製造された地元はその間接税は納入されるようになっています。例えば例をいいますと、いろいろたくさんありますが、特に県の自主財源に役割を果たしているのは、税率の高校たばこ、酒類であります。ある企業を例にいいますと、今、本土から来る商品、ビール関係があります。それについて、今、県民の意識が今は高まった中で、自分の家庭内で、ある家庭で、飽食で、豊富に生活されてい

る中で、その認識が今低いように感じられております。そして、沖縄県の県経済、沖縄県を豊かにするためには、やっぱり県民一人ひとりが、県産品というのは自分の企業として認識をもつことによって沖縄県の財源も幅広くなってくるし、これはまた跳ね返って市町村へ交付税でも戻ってきて、ハード面から福祉面へいろいろ波及効果があります。そういった意味で、できるだけ県産品を愛用するということが沖縄県に財源が落ちることでもありますので、これは大事なことでありますので、今、みんなが認識を新たにしたいと強く要望して、本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから発議第12号、県産品の優先使用に関する決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、発議第12号、県産品の優先使用に関する決議については、原案のとおり採択されました。

<日程第18>

○ 議長 高良ノブ

日程第18、発議第13号、金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を求める意見書についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 16番 平田勉さん

発議第13号、平成15年9月18日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 平田勉

賛成者 久米島町議会議員 平田清勇 真栄平勝政

金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

中小企業の健全な発展及び日本経済の景気回復のために本案を提出する。

金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を求める意見書

金融システムの安定を目的に、国民的大議論を巻き起こしながら大手金融機関を中心に公的資金が大量に投入されたにもかかわらず、中小企業をめぐる金融関係は不安定さを増している。その背景には、現在進められている金融政策があり、特に早期是正措置や金融

検査マニュアルの影響が大きい。早期是正措置は自己資本比率を唯一の基準として金融機関の経営健全性をみるなど、中小企業に対する円滑な融資を損なう原因となっている。

また、中小企業の実態にそぐわない金融検査マニュアルの一律適用は、中小企業への融資抑制を生じる懸念が高まっている。

さらに、政府が進めようとしている不良債権の回収処理によって連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や中小企業経営への深刻な影響が出ている。

よって、政府においては、次の事項について処置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 中小企業向け融資の場合には、中小企業の実情に沿った別の基準を基に、金融検査マニュアルを作成し、それを適用すること。
- 2 不良債権の最終処理に当たっては、中小企業や地域経済への影響を最小限とする方策を講ずること。
- 3 保障協会業務の一層の強化を図り、補償の条件として第三者補償を求めないこと。
- 4 社会的に擁護されている望ましい分野に資金が円滑に供給されているかどうかを調査（アセスメント）して、銀行業務本来の公共性を確保することを監督機関に義務づける。地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案（金融アセスメント法）の制定を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月29日 沖縄県久米島町議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、財務大臣、金融担当大臣

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

進行してよろしいでしょうか。

（「進行」の声あり）

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第13号、金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

挙手多数です。従って、発議第13号、金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を求める意見書については、原案のとおり採択されました。

<日程第19>

○ 議長 高良ノブ

お諮りします。

12時10分前になっていますが、発議14号までやって、午前中で終わりますか。

そのまま続行します。

日程第19、発議第14号、鳥島での自衛隊のミサイル発射試験実験に対する決議についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 9番 上江洲盛元さん

発議第14号 平成15年9月29日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 上江洲盛元

賛成者 久米島町議会議員 仲村昌慧 平田勉 山里昌伸

鳥島での自衛隊のミサイル発射試験実施に反対する決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

提案理由

久米島住民、とりわけ漁業従事者の不安をなくし、生活と命を守るために本案を提出する。

鳥島での自衛隊のミサイル発射試験実施に反対する決議

わが国は去る大戦で広島、長崎に原爆が投下され筆舌に尽くしがたい悲劇を生んだ。沖縄においては、唯一の地上戦が展開され一般住民10万余を合わせ20万余の人々が犠牲になった。

日本国民は戦後、この戦争の無意味さを反省し日本は今後二度とこのような戦争をしないと云う世界に類をみない平和憲法を制定した。

憲法第9条は不戦の誓いである。

なのに、我が国政は、この平和憲法をないがしろにし、自衛隊という名のもとに世界有数の軍事大国化になった。

こともあろうにこの自衛隊がわが久米島町沖合の鳥島でミサイル発射の試験実施を計画しているとのことである。

しかもこの鳥島は1995年から96年にかけて、在沖海兵隊が劣化ウラン弾1,520発を発射した日く付きの島である。そして、この劣化ウラン弾は現在も8割以上撤去されないままである。

当時、1997年2月24日、久米島では、鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾発射に抗議する島民総決起大会も開かれている。大会で決議された7項目の中には次の3点も入っている。

即ち、3、残存劣化ウラン弾の早期撤収と鳥島射爆撃場周辺海域の環境影響調査を実施し、その結果を県民に明らかにすること。4、鳥島射爆撃場での実弾射撃演習を即時中止すること。7、鳥島射爆撃場を全面返還すること。等である。

また、劣化ウラン弾の放射能による生命の危険さえ指摘されているが、幾度とない島民要求である健康診断さえ実施していない状況であり、また、島民大会での要求も未だに実現をみないどころか、この海域は、その後も米軍の軍事事故が発生し、漁民は絶えず怯えながらの操業である。

このような状況の中、自衛隊のミサイル発射試験ときた。一度許せば恒常化することは各地の事例より明らかである。

したがって、わたしたち久米島町議会は、この度の防衛庁の計画を絶対に認めるわけにはいかない。

よって、ここ鳥島における自衛隊のミサイル発射実施計画に強く抗議し、反対するものである。

以上、決議する。

2003年9月29日

沖縄県久米島町議会

宛先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、沖縄北方対策担当大臣

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 議長 高良ノブ

質疑ございませんか。

進行してよろしいでしょうか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

発議第14号、本案に反対します。

これは大変重要な問題であります。国の政策の下に、今、国防という国の政策の下にこ

うして年々国防意識が高まってくる中、こうして今現在、共産党も自衛隊を容認するようになっております。この発議は、共産党から政治カラーをむき出しにしたような発議と私は理解しております。

我が国を取り巻く近年の軍事情勢等も、大変年々厳しく、不透明であります。そういった中であらゆるところで、こうして自立問題、そして領土問題等と激化していく中、我が国にとっても尖閣列島の問題とか、そして特に北朝鮮問題を、こうして北朝鮮の核開発問題は、日本にとって大きな脅威を与えている中、拉致問題と、そして今、日本国中が、そういった問題に沸き立っている中、国防意識もそれによって年々こうして高まってきて、我が国は、我が自国は自国で守るんだという国民一人ひとりの意識も大変高まってきています。そういった中で、やはり先に見られた不審船の問題がありまして、そして海上保安庁と銃撃戦も行われ、そして銃撃を受けた例もあります。そういった中で、これから幾多と重なってくる不審船、侵略問題等がこれから多々あるかと思えます。そういったものを未然に排除するには、やっぱり海上保安庁だけでは達しないと、こう思っています。

そういった意味で、自衛隊が今度、我が久米島でこうして開発された対艦ミサイルの実射訓練というのは、久米島においてされるということは残念に思いますが、がしかし、それなりの訓練の下に、こうして国が、自衛隊が力を付けて、あらゆる侵略を排除する意味においても重要であります。

そういったことで、今後の我が国を取り巻くいろいろな問題からして、こうして共産党から出ている発議は、もうちょっと検討しながら、そして今の事態では、この発議を採択するにはいけないと思えます。そういった意味で、充分検討され、そして施設局、国もそれなりに説明もしたいということでもありますので、しっかりと説明も聞いて、その判断もやるべきだと思ってこの発議に反対致します。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 12時00分 休憩)

再開します。 (午後 12時02分 再開)

○ 14番 宮田勇さん

先ほどの訂正します。「共産党」という名前を使いましたことはお詫びいたします。

この発議については、日本の国防上大変大事なものであります。そういった意味で、国からの説明を受けてから、みんなで判断しようということでありましたが、発議が本会議で先走ってきたので、その判断も今しかねております。

そういった意味で、充分皆さんが検討され、そしてまた後に国からの説明があらうかと思えますが、今ここで発議を採択することはちょっと、それについては私は賛成をしがたい。反対します。

充分、国の説明も聞いて、本当にそれが久米島住民、とりわけ漁業従事者の不安をなくし、生活を守るためにというこの提案理由もありますが、本当にそのように試射すること

によって、説明を聞いた中では、とても規模も小さいと、対艦ミサイルで60cmくらいのバズーカ砲くらいのもので、そして小型船を威嚇する。排除するための、そういったための訓練だということですが、その内容も詳しく我々は知りたいです。そういった意味で、今、本会議で、この会議で、これの採択には強く反対します。

○ 議長 高良ノブ

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 5番 仲村昌慧さん

私は賛成の立場で討論します。9月18日本会議の開会中に新聞記事で、トップ記事で新報に久米島のこの件が報道されていました。大きな衝撃を受けました。そして、島内島外にも衝撃を与えたと思います。

県漁連では、訓練中止を要請しています。そして、米軍が機能強化する中で自衛隊までが機能強化に動いているという、平和団体の強い反発もあります。栗国、渡名喜の漁協も反発しています。それから危険な米軍演習を減らそうと県民は懸命になっている状況の中で、鳥島射爆場でミサイル実験を行おうとしています。我々は6月の議員の全体協議の中で、その鳥島射爆場への演習中止を確認しました。

防衛施設庁は、9月の月上旬頃に20数名の議員一人ひとりを説明し、説得に当たったというのを聞いております。そのような防衛施設庁のやり方に非常に不信感を抱いています。

新聞報道によりますと、防衛施設庁は爆薬の量も少なく、島への影響はないと説明していますが、この地域は使用禁止の劣化ウラン弾が演習で使われた場所です。そして1,500発が発射されて、その8割以上がまだ撤去されていない状況の中で、このような不安を払拭できない状況、そして住民健診も要求しているがまだ実現していない。そのような不安が払拭されていない状況の中で、防衛施設庁はミサイル試験を行おうとしている。このような住民を無視した無神経な防衛施設庁のやり方に強い憤りを感じております。

この際、1997年島民総決起大会への決議を尊重し、断固として鳥島への自衛隊のミサイル発射試験に反対する意思を示すべきだと思います。

よって、私は、久米島住民の生命、財産を守る観点から本案に賛成致します。

○ 議長 高良ノブ

次に、本案に反対者の発言を許します。

○ 4番 島袋完英さん

私は反対の立場から討論致します。

この文書で、内容は充分わかるような気がしますが、私たちは今、国も防衛、それからいろいろな面において、今、自衛隊でも防衛を進めてきました。最近では日本だけではどうも自衛隊の力では、本当に国を守れるかどうかというくらいの状況になっております。特にこのミサイル試射の場合には、私は昨今の不審船、外部からの不審船などの侵入についても、海上保安庁の力では、今はもう対処できないんですね。ですから、そういうもの

に備えて、やはり自衛隊の装備、訓練、そういうものやっておく必要があろうかと思えます。これが即こういう発議文になると即軍事大国とか戦争につながるというふうな内容にも取れるんですが、私はそういうものになるとは思っておりません。やはり、自国の防衛、それを考えた場合に、どうしても訓練は必要であります。「備えあれば憂いなし」という言葉もありますが、私たちの財産を守るためにも、どうしても技術の向上というものが必要になってきます。ですから、これは即、戦争につながるものではないと私は確信しておりますし、私たちが国に対してできる協力、最大限できる協力を、「ここまではいいですよ。」と、いうくらいの協力は、私はやるべきだと思うんです。国民の一人としてですね。そして、これが住民生活、そういうものに影響の内容に対策を講ずるのも、それを要求していくのも、また私たちの仕事だと思いますので、今回の、この試射実施においては、私は容認する立場です。よって、発議第14号については、私は反対致します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 16番 平田勉さん

私は賛成する立場から討論致します。

時系列的に考えるべきだと私は思っています。1997年2月24日に島民大会を開催をして決議いたしました。住民の総意として射撃演習の即時中止です。そして、演習場の全面返還という決議をしています。今、住民の総意として返還を決議した鳥島射爆場で新たな演習が展開されようとしている。ここが問題だというふうに思っています。

今回、この演習を許せば鳥島射爆撃場の日米共同使用に道を開くものであり、演習の激化を招くことになるというふうに思います。従って、本来でしたらみんなあの原点に立ち返って、演習場の1日も早い返還のための活動、行動等を展開するのが基本だというふうに思います。ですから、今回のこの自衛隊によるミサイル発射試験実施というのは、実施を画策することは言語道断であり、絶対に容認できるものではありません。

町民の生命と財産を守るためにも、ミサイル発射試験実施に反対をすべきだというふうに思っています。よって、発議第14号について賛成を致します。

○ 議長 高良ノブ

次に、本案に反対者の発言を許します。

○ 30番 喜久里猛さん

発議第14号に反対意見を申し述べます。

先ほどから反対意見の中に似たような言葉が出ておりました。まず、このミサイル試射につきまして、どうして自衛隊が、これが必要に迫られたかということは、主な大きな原因はやはり北朝鮮にあります。北朝鮮の問題、拉致問題につきましては、決してこれは対岸の火事ではございません。北朝鮮から近い箇所がいわゆる日本海東北地方ということであって、あのへんの所から難しくなった場合、これは当然、南下してきます。我々沖縄の

人間も決して安全な地区にいるとは限りません。ということで、私はこのミサイルにつきましても、当然、それは軍事的な施設ですから喜んで反対しません。しかし、現在のこの沖縄における、あるいは日本のおかれた立場を考えた場合に同盟国としてアメリカと同盟を結んでいる以上、私はやむを得ないと思います。

さらに発議文の内容でございます。この発議文の内容におきまして、一番問題になるのが7番と書かれている、いわゆる劣化ウラン弾において島民抗議行動をした時点での7番であります。「鳥島射爆撃場を全面返還すること」が劣化ウラン弾のときの抗議行動にうたわれております。私はこの全面返還につきまして非常に気になります。やっぱり調査しました。これは久米島漁協の理事会にも総会にもあがっておりません。全面返還要求は、漁協長があげています。こういうことなです。

ですから私は、今現在の漁民の皆さんの生活及び経済状況を考えた場合においても全面返還を要求することは理解できましたので、やはり私なりに調査をしました。結論としまして、これは漁協の理事会総会にあがっておりません。漁協長の判断でやっているということです。ですから、総意ではないという判断です。漁民の。

もう一つあります。これは当然議会の運営、今まで久米島町の議会の運営の仕方としまして、議会運営委員会に諮り、議会運営委員会から本会議に上程されております。ただいかんせん、この14号の発議だけは、議会運営委員会を通さずに本会議にあがっております。これは上江洲議員が申し上げたとおりでございます。委員長に議会運営委員会を開催するよう要求したんだが、要求されてないから本会議にあがりましてということでございます。ただ一つ欠けているのがございます。実は、委員長が拒否した場合において、議会運営委員会の過半数が要求すれば、これは委員長は開く義務があるんです。委員会は6人ですので、半分は6人ですので、私はこの手続を何で踏んでくれなかったか残念です。

さらにもう一つあります。今の日本、それから沖縄の現状におきまして、これはもうやむを得ないという判断にたっているわけですが、私は、これを逆手に使う方法もあるのではないかと思います。

例えば、先だって操業妨害で、米軍の船の操業妨害で、私たち議会は防衛庁に抗議に行きました。その席で漁協の意見として、鳥島の立ち入り調査をさせてほしいと要求しました。これはまだ何の解決もできておりません。

それと、J T Aの航空運賃の問題がございまして、ハテノハマプラス渡名喜の出砂島の訓練区域の影響において約50km、J T Aを南下せざるを得ない。15分で来る距離が30分もかかっている。この問題につきましても、こういう事情を取りまして、国に要求することも私は必要だと、これは行政としての私は手法でもあると思います。そういうことでございます。

確かに、この戦争から始まる、第二次世界大戦に関して沖縄県民が、昨日もテレビでやっていましたね。痛ましいですよ。悲しいですよ。しかし現実の社会問題、国際情勢を見

た場合には、防衛力は必要ないとか、そういうことは通らないと思います。従って、私はこの発議第14号につきましては反対致します。

○ 議長 高良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

休憩します。

(午後 12時16分 休憩)

再開します。

(午後 12時16分 再開)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 13番 山城和満さん

鳥島への自衛隊のミサイル発射試験実施に反対する決議について、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど皆さんの全会一致で可決された日米地位協定の抜本改正を求める意見書の中で、沖縄県に米軍基地が集中しているために県民が多大な被害と損害を被っている。このことからしても、鳥島射爆撃場が米軍基地として、今、現在も使われているということは、久米島住民の命と、そして安心して暮らせる環境を守るべきその責務を負っているのは我々議会です。実弾演習、実弾射撃というのは、マッハの速度で走る航空機からぶち込まれるこの実弾、一つ間違えれば島の住民に取り返しのつかないことが起こるということは誰もが予想できることです。こういう射爆撃場を、このまま残して、これで何らかの自分たちの生活の足しにしようというふうな、さもない考え、恥ずかしくなってきます。

我々は子や孫の代までに、基地に依存したではなくて、自分の足で地に立って、平和へ、本当に豊かな、観光客からも美しい島だと言われるような、世界に誇れる久米島を残していく。そして子どもたちに夢と希望の持てる島を残していくのが、我々議会議員の努めだと思っています。そのためにも、今回の自衛隊による実射訓練、断じて許すことはできないと思っています。そして皆さんで力を合わせて早期にこの鳥島射爆撃場の全面返還を勝ち取れるように頑張っていけたらと思っていますので、この実射訓練には反対する決議に賛成するものであります。

○ 議長 高良ノブ

次に、本案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

進行してよろしいでしょうか。

これで討論を終わります。

これから発議第14号、鳥島での自衛隊のミサイル発射試験に対する決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長 高良ノブ

賛成17名で、採択されました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

9月18日から9月29日まで、長期にわたりました本定例会は、議員各位をはじめ執行部側のご協力で無事終了することができ、感謝申し上げます。

これで第5回久米島町定例会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

(午後 12時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号6番） 國吉 武

署名議員（議席番号7番） 國吉 修